

次方を依頼しまして委員一同が辭し去りました、越えて五月二十八日になりまして検定所長が旅行から歸られましたので、答申書の内容に付て更に説明を求められましたので、横濱、東京兩市の水道局長は五月三十日に臨時會合を致しまして、検定所長に面會を致しまして、色々と説明を致しまして、且つ陳情をも致しました所、同所長は當局と對策委員の意見とは根本的に相違して居るので、此儘では到底採用することが出来ない、併し當局に於きまして答申書に基いて再考の上、其の要綱を更に内示するから、對策委員に於ても回答をして貰ひたいと云ふことでありましたが、六月二日になりまして同所長から水量「メートル」檢定上重要な點である所の檢定有効期間其他に付て再び對策委員の意見を求めました、依つて同委員會は對策上委員の數の増加の必要を認めましたので、臨機の處置と致しまして、便宜當御主催地函館市、廣島市、長崎市の二三市に同委員を御囑託申しまして、從來の六市の委員と共に六月四日より三日間東京市に於きまして再び對策委員會を開催致しまして、慎重審議を盡しました結果、曩に内申致しました意見の通り矢張り答申することに決定致しまして、尙ほ本件目的の達成上商工大臣に對しても唯今御廻しをしてあります書面のやうな陳情書を提出することに議決致しまして、六月六日商工省に参りまして、檢定所長に對しましては當初決議の通りの答申を致しまして、更に同省工務局長に面會しまして大臣宛の陳情書を提出致しましたのであります、之に依りまして種々陳情致しました所、當局の御意嚮としましては水道事業者の立場も十分了解されまして、當局に於かれまして對策委員の意見を參酌して再考しやうと云ふ御言葉があつたのであります、以上が對策委員會の經過並に結果の概要があります、尙ほ其後主務省で詮議せられて居ります所の成行きがどうなつて居るか云ふことに付きまして内々様子を伺つて見たのであります、此檢定實施に關する案件は中央度量衡檢定所の手を離れまして、目下省議に附して居るさうであります、で省議が決まりましたれば法制局に御回附になつて閣議を受けられることになつて居るさうであります、それで實施期は凡そどれ位であらうかと云ふこと

を伺つて見ました所が、先づ大體に於て九月か十月頃にならうかと云ふことを漏れ承つて参りました、それから内容に付きまして最初内示されたやうな要綱とは大分違つた案が出来て居つて、寧ろ水道對策委員の意見を餘り採用し過ぎたと云ふやうな感があると云ふことを、省内の或る者から所長に云はれた位であると云ふやうなことも漏れ伺ひましたので、前途は非常に明みを感じて居ります、それから有効期間を決めるに付きまして、内示した要綱中に四年位と云ふことが書いてありますが、之も大分緩和して長くされたやうなことに伺つて居ります、又整理期間に付きましても出来るだけ長くすることに考慮したと云ふやうな内示であります、附加へて申し上げます。○議長(佐藤孝三郎君) 只今委員を代表して經過に付て詳細な御説明がありました、又運動の結果に付ても大體の御見込を只今御説明になつたやうな次第であります、付きましては前回で六市に一任をされ、更に又三市を加へて審議をされ、茲に同案の綱要が出て居りますが、只今御説明の通りであります、右のやうな順序で委員が御調べになり、又御運動になつたのであります、此御運動に對しては深く謝意を表する次第であります、唯多數御集まりの機會でありますから、此要綱に付て只今御説明になりました點に付て、諸君に於かれて若し何か御希望等があれば此際御述べを願つて、委員の參考に供すると云ふことも必要であらうかと思ひます、又何か此本案に付て御質問等がありますれば此際御質問を願ひたいのであります。

○百九十二番坪根守利君(大分市) ちよつと委員の御方に御尋ね致しますが、修正意見に付て、出張檢定の實費を徴收すると云ふ、實費と云ふとどう云ふことでありますか、ちよつと御尋ねします。

(「聴取れませぬが、もつと大きい聲で願ひます」と呼ぶ者なり)

○議長(佐藤孝三郎君) 只今の御質問は修正意見として出て居ります「出張檢定の場合には之に要する實費を徴收し檢定手数料を徴收せず」とある、其の實費と云ふことはどう云ふ程度のものであるか、斯う云ふ御質問でありますか。

○百九十二番坪根守利君(大分市) さうでございます。

○議長(佐藤孝三郎君) どうぞ委員の方から……

○六番島崎孝彦君(大阪市) 便宜私から只今の御質問に對して御答へ致します、内示の要綱で見ますと只今御尋ねのやうに、原則として検定は度量衡検定所に於て行ふと、さうして特種の事情ある者に對して相當の出張検定料を貰ふ、斯う云ふことになつて居りますのでありますが、之に對しては但書の一つ加へて貰ひたい、それは「但市町村其の他の水道事業者に對し出張検定の場合には之に要する實費を徴收し検定手数料を徴收せず」と云ふ但書を加へて貰ひたいと云ふ修正意見を出したものであります、其の實費は所謂實費でありまして、實際出張に要する吏員の出張旅費とか云ふやうなものの意味した積りであります、大體概算を致して見ますると云ふと、昭和三年度の全國の豫定總取付箇數を勘定致しまして、これに對して單價を計ると、一箇當りの出張旅費がちよつと四十錢ばかりに當るやうであります、是は概算でありまして正確ではありませぬが、さう云ふ實費を徴收する、期う云ふ意味であります。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 只今のは出張だけの旅費のやうでありましたが、出張其の他試験に要する費用も含んで居るのか御尋ねしたのでありますが、能く御わかりならなかつたやうで、試験に要する費用も双方共加へて四十錢になると云ふのでございませうか、それを伺ひたうございませぬ。

○六番島崎孝彦君(大阪市) 御答へ致しますが、検定手数料は旅費の外に取られることに大體原則がなつて居りますが、出張検定の場合には其の實費を取つて、假に一箇五十錢なら五十錢と云ふやうな手数料は徴收しないと云ふことになつてあります。

○五十三番小川八二君(門司市) 曩に水量「メートル」検定のことには吾々水道經營者の重大なる問題であると致しまして、之の取扱に付ては最も便法を講じ、當局の了解を求むべく是が對策を講

究中でありました、其の委員として選定せられました六市が東京に御集合になつて、色々商工當局と折衝をせられまして、陳情其の他對策を講ぜられ、大體に於て良好なる経過にありと云ふ御報告を得ましたことは私共非常に喜に堪へない所でありまして、同時に其の心勞に對して深く感謝の意を表したいと思ふのであります、此内示されました案、之に對する修正の意見等を考へて見ますと、私共の希望に副ふべき適當な案と思ひます、又其の後の當局に於きまする模様も寧ろ水道營業者の希望をより以上容れて來て居ると云ふやうな批評さへもあると云ふことでありますから、其の結果は必ずや期待するに足るものがあると思ひます、付きましては私は商工大臣に對する陳情書及び此答申書原案を其の儘承認したいと思ひます、どうか満場の御賛成が願ひたいのであります。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 此問題に付きまして只今、御賛同の御意見であります、私も同感であります、既に此問題は當局に提出になつて居る際でありますし、又今後の効果は大いに見えるべきものがあると云ふことでありますから、私も之ならば賛成したい、同時に參列の諸君に御語り致しますが、今回此重大問題に對して委員諸君の御努力になりましたことに對しましては、一言の感謝の言がなければならぬと思ひます、諸君の御賛同を得ますならば、委員に對して一言謝辭を述べたいと思ひます。

○八十七番上田研介君(福岡市) 今御二人さんよりの御發言に誰も反對する者がなく、無論委員に謝さなければならぬと思ひます、又多くの言を用ゐずして將來此問題が解決するまで現在の委員を以て奔走して頂くと云ふことにして、此問題を終つたら如何かと思ひます。

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 百六十三番も只今の意見に賛成を致します。

○議長(佐藤孝三郎君) それでは五十三番の御動議もありまして、尙ほ百九十四番、八十七番、百六十三番等の御同意がありました、即ち此修正案に對しては全然御同感であるので、此修正案を以て尙ほ一層委員諸君の御盡力を御願ひする、本會は満場一致を以て之に賛成して十分の御盡力御希望

する、斯う云ふ意味が第一段で、尙ほもう一つは百九十四番でありますか、委員諸君の御盡力に對して此際感謝の辭を述べたい、本會の意思を代表して感謝の辭を述べたい、斯う云ふ意味と二様にあつたと思ひます、第一段の修正案に對しては五十三番の御説の通り別段御異議もなく、至極賛成である、斯う云ふ御意見ばかりでありますから、是は満場一致御賛成として認めたいと思ひます、御差支へありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手起る)

○議長(佐藤孝三郎君) それでは満場一致御賛成になつた、一層の御盡力を願ふ、斯う云ふ風に決定致したいと思ひます、それから第二の、委員諸君の御盡力に對して本會を代表して謝意を述べたい、斯う云ふ御意見に對しては如何でありますか。

(「異議なし」「賛成」「議長に御依頼」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) 百九十四番の御考へはどう云ふ方法で謝辭を述べると云ふ御考へですか。
○百九十四番奥平清定君(松山市) 百九十四番は、それは只今御説がありました議長に御一任して願ひたいと思ひます、趣意は從來の御努力に對して感謝の意を表すると云ふ趣意であります。

○議長(佐藤孝三郎君) 只今の御説は議長に御一任になると云ふことであります、さうすれば議長は此席に於て御出席の委員に對して謝辭を述べる、斯う云ふ意味でありますか。

○百九十四番奥平清定君(松山市) さうです。

○議長(佐藤孝三郎君) それで皆さん御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) それでは此席に於きまして、議長より委員に對して謝意を申述べることと致します。それでは此席から甚だ失禮でございますが只今本會の決議に基きまして、私は茲に此委員として御盡力下さいました各都市に對して、本會を代表して謝辭を述べたいと思ひます、前回

本會に於て御依頼致しました水量、メートル 檢定實施に關する件に付きましては、本問題は水道施設の上に非常に重大なる影響のある問題で、殊に經費の上にも非常なる負擔を増すと云ふ問題でもありますので、最も重大な關係のある問題でありますから、之に付て特に委員を選んで、當局に對して適當なる修正、又十分なる御運動を願ふと云ふことになりましたが、幸に此委任を受けられたる各都市に於かれましては、それ以來種々御研究を頂きまして、さうして茲に要綱を示されしましたやうな、斯く立派なる修正意見を作られました、吾々一同極めて満足する此修正意見を得られました、さうして之を以て當局に御運動になり、其の結果唯今御報告になりました如く、本會の意思のある所を當局に於ても認められまして、相當本會の意思を斟酌されて修正されると云ふ傾きである、意向であると云ふ趣旨を承知致しまして、本會は之に對して深く満足の意を表する次第でありまして、深く委員諸君の御盡力を感謝する次第であります、尙ほ之以上此目的を達する爲に、及び限り一層の御盡力を願ひまして、吾々本會としましては是が應援を致しまして、何所までも満場一致を以て御聲援を致すこととし、どうか委員諸君の一層の御盡力を以て十分目的を貫徹するやうに、此上とも御願ひする次第であります(拍手起る)

○議長(佐藤孝三郎君) 如何でございまするか、幸に諸君の非常なる御勉強に依りまして、本日は委員會もそれ／＼御開きになり、又重要な只今の問題も議了になりましたが、本日は之で散會致したいと思ひますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) それでは今日は之にて散會致します、明日以後差上げました日程に依りましてそれ／＼運びたいと思ひます、御承知を願ひます。(拍手起る)

午後四時十分。

昭和三年七月二十日午前十時二十五分開議

一九六

○議長(佐藤孝三郎君) 是より前日に引續きまして議事を開きます、此の機会に一言御挨拶を申上げて置きますが、先日來東西大學並道廳の方よりも連日御臨席を戴いて居りますが、本日更に内務省の保健課長並陸軍教官小泉閣下の御臨席を戴きまして、此の際厚く御禮申上げる次第であります是れより議事に入りますが、先日來委員會に於てそれ／＼御調査が済んで居りますから、先づ第一部、第二部、第三部と順次委員長の御報告を願ひまして之を決定致したいと思ひます、それでは第一部の委員長より御報告を願ひます。

○六番島崎孝彦君(大阪市) 私は第一部會の経過並結果を御報告申上げたいと思ひます、第一部即ち事務に屬する問題と致しまして與へられました總數は七十五問であります、之に對しまして部會を開會致しましたことが三日間であり、即ち十六日、十八日、十九日の三日間でありまして、慎重審議を致しました結果、其の全部を議了することになつたのであります、今其の内譯を申し上げますと次の通りになります、第一に議場に於て説明等を加へまして、議了致しましたものが二十三問であります、其の番號だけを申上げますと、一、二、四、六、一一、一二、一三、一四、一五、一七、二〇、二二、三九、四四、四六、四七、五一、六〇、六一、六二、七三、一四〇、此の二十三問であります、次に書面で答申することに致しまして、議了と致しましたのが、三十四問であります、其の番號は二三、二四、三一、三五、三六、三七、三八、五四、五六、七〇、七一、七四、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八六、八七、九一、九七、九九、一〇一、一〇二、一〇七、一〇八、一一七、一一九、一二二、一二四、一四五、一四六、一五六、是は各地の實際の取扱振其の他実績を承りたしといふ小種類の問題であります、詰り書面で答を主催地の方に御送り願つて主催地の方で印刷に付して、更に各地に御配付を願ふことに致したいといふことに決まりましたのであります、尚ほ此の際に附加へまして申上げることには前に申上げました即ち議了致しま

したものに付きまして同様取扱振其の他成績等を承りたいといふ種類の問題に付きましては、矢張り書面に依て御答を願ふといふことを併せて決定致しました次第であります、第三に撤回せし問題が二問あります、即ち五番九番であります、第四に特別委員に附記致しまして慎重審議の結果議了致しましたのが、六問であります、内譯を申し上げますと從來の建議實行委員を以て再建議とすることにしたのが三三番一問であります、次に單に議了と致しましたものが四十八問であります、次に從來の建議實行委員に一任することになつたのが五つありまして、六三問と七二問、八三問、一〇四問、一五八問であります、次に水道條例の改正に關する問題でありますが、是は各地から此の改正に關する資料を集めまして、先以て改正案を具體化して貰ふといふことを理事に御委託するといふことになつたのは四つでありまして、一一八、一三〇、一一三、二五、次に宿題としたものが四つありまして、四九、五五、一一二、一四四、次に研究問題としたものが一つありまして一四一であります、以上合計致しまして七十五問でありまして全部で結末を付けた次第であります、今申上げました通り特別委員に付託されまして決定致しましたものを大別致しますと土地收用法に關係のある問題と水源保護に關係する問題、それから補助に關する問題、水道條例の改正に關する問題、國縣道の占用に關する問題、鐵關税に關する問題、斯ういふ種類に分たれるのであります、其の内容に付きまして極概略を申上げたいと思ひます、第四十八問であります、是は土地收用法に關する問題であります、部分的收用の事業認定を認められるやう其の筋に陳情したいといふ斯ういふ問題であります、此の問題に付きましては縣に依て親ますると部分的にも既に取扱つてゐるものがある様子であります、それで其の縣に交渉せられますれば諒解の出来ることであるから、交渉して諒解を求められたいといふ意味に於きまして議了と致した次第であります、次に第三十三の問題であります、是は水源保護に關する問題であります、水道と致しましては非常に重要な問題でありますから、從來の建議實行委員に對しまして再建議を致したいといふことに

一九七

なつた譯であります、次に國庫補助に關する問題でありますが、是は第六十三號外四問でありまして、何れも國庫補助に關する問題でありまして、是は從來の建議實行委員に一任するといふことに決定した譯であります、それから其の次に水道條例の改正に關する問題は前申上げましたやうに第百十八問外三問でありましたが、是は資料を集めまして改正案の具體化するやけに、理事の方に御委託をする、それから國庫道の占用に關する問題が第四十九問外二つあつたのであります、第四十九問の問題に付きましては道路法の第十七條に依りまして、既に全部市長の管理に屬して居りますものもありませんので、此の際さういふ管理に屬して居る方面に對して、適當の改正を願ふといふ方が至當ではなからうかといふことになりました、此の問題は單に給水鉛管の引込工事となつて居りますけれども、是はそればかりに限らず、本管、支管迄併せて研究する方が適當であるといふことで宿題と決定した譯であります、それから百四十四問であります、是は水道統計報告中に工場給水を加へたいといふのであります、工場の單位に付きまして、尙ほ十分講究をしなければならぬ廉があると認められまして、是も宿題と致した次第であります、それから第百四十一問は鐵關稅に關する問題であります、是は相當研究を要するといふために研究問題と決定した譯であります、それから前にも申上げました各地の取扱振又は實行方法を承りたいといふ種類の問題に付きましては其の一部分は只今申上げましたやうに書面を以て提出して貰つて、それを更に配付して貰ふといふことに決定したのであります、第二部及第三部に屬する問題に付きまして、同様承りたしうといふことで、さういふことに決定した次第であります、之を二部及三部の方に交渉したのであります、其のときには既に他の各部では問題が議了されまして、濟んだ場合でありましたので、又御諮りを願ふといふことも如何かと思ひまして、豫め兩部長には御諒解を得てゐるのであります、此の機會に於きまして、議長から御諮りを願つて、さういふ風に御決定を得たいと思ひま

す、尙ほ附加へて申上げたいのは第三十三番の問題であります、是は水道の源水保護に付ての問題でありまして、曩に本會から建議致しまして、實行委員がそれ／＼當局に御伺致しまして建議致して居る譯であります、未だ其の實現を見ない次第であります、併し噓に聞きますると一方農林省邊りて、是は目的が違ひますが、水産物保護の見地から水質保護法の制定を見やうといふやうな狀況に迫つてゐるやうであります、此の問題は今後各方面に於きましても續々起る問題でないかと考へますので、其の筋に於きましても相當御講究中のこと、考へますが、幸に本會に内務省の保健課長が御出席になつて居りますから、此の機會に於きまして、御差支ない限り御高見の御洩らしを願つたならばといふ多數の希望がありました、付て其の交渉を議長より宜しく御願ひしたいと思ひます、以上第一部委員會で決定し結果であります。(拍手)

○百五十番池田顯三郎君(津市) 私は第一部會の席には一寸列することが出来ませぬでしたが、只今の土地收用法のことでありまして、是は縣の方に申出て——全體の事業認定を受けないで部分的の收用法をやつて居る所が何處にあるか、私の方では部分的に縣に交渉致しましたけれども、さういふことは絶対にやれないといふことで已むを得ず部分的收用に付きましても、全體の事業認定を受けまして、さうしてやつて居るのであります、實例がありますならば御伺ひしたいのであります。

○十二番關源三郎君(神戸市) 只今の御質問であります、是は前回にも私から申上げて置きました、私の方は大正十四年から十八年度までの繼續事業と致しまして擴張工事計畫をやつてあります、此の五箇年の各年度割に依りまして、それ／＼計畫を立てまして、其の年度中に總ての土地を買収する、最初には配水池をやるといふので縣に向つて收用審査の書類を提出致しまして——最初には只今の御説の如く全體の計畫書を附けて貰ひたいといふことでありましたが、五箇年の事業全部を調査するといふことになりますれば、一年位経たなければ調査が出来ない程廣汎に亘つて居り

まするが故に、部分的には非願ひたいといふことを交渉致しまして、現にやりつゝある状態であり
ます、即ち縣の承認を得まして、部分的の認定許可を得て居るのであります。

○議長(佐藤孝三郎君) 其の外に御質問なり御意見なりがございませぬか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○内務省保健課長(伊藤武彦君) 本日皆様方が全国各地より御参集になりまして、上水諸般の問題に
關しまして、慎重御審議に相成りました状況に付きましては、最初から親しく拜聴致しまして、執
務上の参考に供したいと思つて居りましたが、公務のために最初から参りますことが出来ませぬ
で、昨日漸く参つたやうな次第であります、併し内務省からは最初より高橋君が来て居られまして
皆様方の御熱心に研究になりました状況は能く承りまして居る次第で、深く敬意を表して居る次第
であります、只今第一部委員長より報告になりました事に付きましては、多く内務省に關しました
事柄でありまして、吾々水道に關する法令の扱を致して居ります者と致しまして、今後非常に参考
になる次第であります、而して此の上水道源水保護法の制定に付きましても意見が出て居ります、
此の問題に付きましては多年皆様方が熱心に御論議になつて居る所でありまして、今日此の問題の
可否を兎や角言ふべき場合では最早ないと考へます、其の最も甚しい事例としては大阪市の水道水
源が、河水沿岸に濫設される工場のために非常に水源が脅威せられ、危惧の念が甚しいといふこと
も詳しく聞いて居ります、今回米子より御提出になりました所の議案の内容を承りますると、稍々
それと趣を異にして居る問題であらうと考へますが、是も水道當局としては御心配になることが當
然であらうと考へます、で私はこの問題に付きまして役所の意見を申上げるといふことは或は其の
途ではなからうかと考へますが、其の局に在りまする私と致しましての所見の一端を申上げます、
水道水源が汚濁せられるといふことは、是は飲料水、所謂國民の保健衛生の問題から致しまして、
重要なことでありまして、是が防止の方策を講じなければならぬことは申すまでもないのであります

す、唯、どういふ方面から講ずべきか又どういふ形式を以てやるべきかといふことに付きましては
相當の調査と時日を要するものであります、例へば爰に出て居る米子市の御提案の如く、所謂水源
保護法といふやうな内容を以て居る規定を以てすべきかといふやうなことに付きましては、相當の
考究を要するものと私は考へるのであります、大體に於て水源を汚濁するやうな諸般の行爲を禁止
する、防止するといふやうな取締が、今日缺如して居るといふことが最も遺憾な點であらうと考へ
ます、此の點はどうしても相當の法令を以て禁止しなければ防止する方法はないと考へられます、併
しながら此の米子市の御提案の如く其の規定の中に包含せしめてやらなくとも宜くはないか、即ち
既に水道を敷設せられる時に於きまして、河川法其の他の法令に依りまして水の使用認可を地方長
官より得られて居る譯でありますから、既に其處の水道敷設権に伴ひまして、別箇の水の使用権と
いふものが確定されて居るのであります、隨ひまして、此の水道の出来ました上流に於て、灌漑用
水等の計畫を致しまして、従来より以上に水を取つて水道の水源を涸渇せしむるといふやうな惧の
ある計畫を致しても、地方長官は恐らく斯かる使用の認可を致さるゝことはあるまいと考へま
す、で若し無断さういふことをするやうなことがありませぬれば、それ／＼の法に依て違反行爲取
締、又權利を以て、即ち水を使用する權利を以て水道を經營して居るのでありますから、其の既
得權を侵害されるのでありますから、之に對する相當の防禦方法があると思ふのであります、で
是が根本に溯りまして、水道敷設の許可がありましたならば同時に、引水するといふ權利も含めて
許可するといふやうな内容を持つた法規に改正されるべしといふ意見がありまするならば、是は水
道條例改正の重大なる問題として、洵に傾聴すべき議論であると考へますが、是は相當講究して規
定すべきものであると考へて居ります、付て此の水源保護法の制定に付ては目下吾々も其の必要を
認めまして、諸般の資料を集めてさうして、どういふ内容を以て、どういふ形式を以て規定すべき
かといふことを頻りに調査して居るのであります、又之に關聯致しまして水道條例全體の改正も必

要であるといふことの見解も出て居りますが、是も相當の年數を経ました法令でありますので、今日の實情に副はない所の點が多々あるやうに考へますので、是亦相當の改正を爲すべき必要を認めて居るのでありますが、之に關しましては先程委員長の報告にもありました如く實際經營に當つて居られる各位の意見なり、御提案なりといふものは此の改正の場合に於きましては重要な參考資料でありまして、吾々は皆様が此等の改正に對する具體案といふものを作つて出したといふことの御協議が出て居るといふことを承りまして吾々は此の上もない便宜であると考へて居ります、大關此の問題に關しまして私の私見を申し上げますれば以上でありまして一寸御參考に申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤孝三郎君) 何か此の際御質問なり御意見なりがございませぬか(なし)と呼ぶ者あり)別段御意見がございませぬければ委員長の報告を全部御認めになつた事と認めます、それに御異議ありませぬか(異議なし)と呼ぶ者あり)それでは委員長の報告通り確定致します、次は第二部委員長の御報告を願ひます。

○一番小野基樹君(東京市)(登壇) 第二部會の委員會の経過並に結果を御報告致します、第二部會に於きまして、第一部會と同様十六日、十八日、十九日の三日に於きまして、慎重審議を重ねましたのであります、第二部會に廻付になりました問題の總數は五十五問でありまして、五十五問の中三十一問を議了致しまして、二問を研究問題と致しまして、残りの二十二問は是は提出市の御都合に依り或は提出市が御出席ない爲に、撤回と云ふやうな形式を探りましたのであります、議了致しました問題の番號を讀み上げますと、三番、十番、十六番、二十九番、三十番、三十二番、八十四番、八十八番、九十番、九十四番、九十五番、九十八番、九十九番、百二番、百三番、百五番、百六番、百十一番、百十六番、百二十番、百二十一番、百二十五番、百二十九番、百三十四番、百三十五番、百三十七番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十番、百五十七番、以上の三十一問であります、研究問題として残しましたのは、八十五番、百二十六番、以上の二問であります

撤回の形式を探りましたものは、七番、八番、二十三番、二十六番、二十七番、三十四番、四十四番、四十一番、四十二番、五十二番、五十三番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十九番、七十五番、百十五番、百二十九番、百三十三番、百三十九番、百六十番、以上の二十二問であります、以上の問題の中で重要な點を簡單に茲に御報告を致します、八十四問題の福岡市から御提出になりました排氣弁の從來缺陷ある點を改良した新しいもの、研究をしたいと云ふので、是は目下丁度工學會に制水弁と排氣弁の規格を制定することを依頼になつて居りまして、其經費も來年度豫算に計上してあるやうな次第でございます、前會に於きまして、在來の排氣弁の形を只統一すると云ふ意味に於て委託になつて居りました問題を、更により良き形のものがあれば、それも研究を願ふといふ意味を籠めまして、理事から工學會の方に御交渉を願ふことに部會で決定致したのであります、次に八十五番津市から御提案になりました量水器の新しい形式のもの、今までの各市に多數使つて居ります量水器は針の目盛りを見るのに、甚だ煩雜であるから、之を新しい形の自動車哩數の現はれるやうな形の量水器を近頃外國から輸入されたものがあるから、その可否に付て研究したいと云ふ問題でありまして、是は未だ他の都市では殆ど經驗がありませんので、研究問題として、御互に次會まで研究すると云ふことに相成りました、次に百二十六番、東京市から提出致しました問題であります、是は鑄鐵管の通水能力が管の内面の腐蝕に依りまして、年を経るに従つて、非常に減退する傾向は各市とも之を認めるのであります、然るに各都市は人口が非常に増加をし一人當りの給水量が漸次増加するの傾向にありまして、それに應じなくてはならない、一面に於きまして、通水能力が減ると云ふやうなことは、非常に此際考へて置かなければならない問題ではなからうか、歐米各國に於きまして此腐蝕を防止する爲に、吾國でやつて居りませぬやうな方法に依りまして、防銹——別に防銹劑を塗裝するとか、或は中に「モルタル」を塗ると云ふやうな方法が、行はれ

其の中何う云ふ方法が一番適當であらふか、配水管は水道工事費の過半を占めるやうな、水道の最も値打のある財産でありまして、夫が年々能力を減退して行くと云ふことは大局から見ても、非常な損失であるから、之を今まで敷設したものは已むを得ないと致しまして、切めて是から敷設する鐵管なりとも銹を防ぎたい、成るべく銹を防ぐと云ふやうな適當な方法を研究したいと、之に付ては各方面の専門家の知識を要するので、工學會にでも委託をして研究をして、貰ふのが一番適當であらふと云ふことに意見が一致致しまして、さう云ふやうな決定したやうな次第であります、之に就きましては、實驗等相當の費用が要するのでありますか、其費用は追加豫算の形に致しますか、或は準備金の處分と云ふやうなことに致しますか、其點は理事に一任すると云ふことに、第二部會で決定致したのであります、それから次の百五十七番鐵管規格改正の問題でありますが、此問題は數年前から、持越されて来て居ります重要な問題でありまして、豫ねてより工學會に規格制定を依頼致して居りまして、工學會に於きましては、約三年程かゝりまして、相當の確信ある案を作り出したのであります、偶々商工省に於きまして、國の規格を制定する委員會が出来て居りますから、之に上水協議會の方の資料を總て提供致しまして、歩調を一つにして規格を制定するなれば、國の規格と上水協議會の規格とは同一體のものとなり、大いに權威があるものとなるから其の希望も成りまして、前年鹿兒島に於ける上水協議會にて工學會の案を一旦決定はして居るのであります、國の規格に用ひる用語が決つて居りますので、其の用語の調査會に更に附議致しまして、用語の統一の取れて居らない所を訂正致したのであります、單に字句の修正と云ふ比較的軽い事柄であります、是も商工省の案を第二部會では全會一致を以て可決致したのであります、以上で第二部會から御報告することは終りましたのであります、序でを以ちまして、此第二部會に關すること、先年からの委員附託になつて居ります鉛管規格の問題に付いて便宜私から此際申上げたいと思ひますが、宿題の一問題、本問題も鐵管の規格と同様國の規格として、制定されつゝある問題でありまし

て、矢張り前回鹿兒島に開かれました、本會に附議されたのであります、矢張り用語がまだ十分に練つてないから、之を委員附託の形で次回で決定しやうと云ふことになつて居りました、それを商工省に於きまして、用語委員會に第五條だけが、只今讀み上げます通りに改まりましたのであります、第五條、押擴ケ試験 標準圓錐型ヲ其ノ底端ニ至ル迄、管軸ニ沿ヒテ徐々ニ管内ニ打込ミ管ノ周圍ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス、標準內錐型ハ鋼製ニシテ頂角ヲ四〇度トシ底面ノ徑ヲ管内徑ノ二・二五倍トス」斯様に第五條だけが字句が改まりましたのであります、委員會に於きまして、字句の修正を適當なりと認めまして、可決致したのであります、是で第二部會に關係のことは全部終りと致します。(拍手)

○議長(佐藤孝三郎君) 只今第二部の委員長の御報告が済みましたが、何か御質問なり御意見ありませうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○番外(大堀佐内君) 只今第二部委員長より御報告ありました中で、新問題百二十六番、鐵管の銹止の方法に付て研究する、其事項を工學會に委託して調査して貰ふと之に對する經費は準備金の處分なり或は追加豫算なりの方法に依つて、支出することを理事の方に一任すると云ふ御意見のやうに伺ひました、是は何時の年度に於て施行されることになつて居りませうか、追加豫算を編成して支出することと云ふことは、目下臨時部として約六千圓ばかりのものを三年度、四年度の二箇年度に支出することになつて居りますので、若しさう御急ぎでなければ昭和五年度以後に於て支出されることになりませうと、會費の負擔も割合に嵩張らぬで行くやうに考へます、其點を伺つて置きます。

○一番小野基樹君(東京市) 只今二番から——理事から何時から調査を開始するのが適當であるかと云ふ御質問であります、此問題は一年遅れれば其の損失は調査費の何十倍と云ふ大きな損失であ

らふと考へます、斯う云ふ重要な問題でありますから、第二部會に於きまは、なるべく早く工學會に委託致しまして、工學會に於きましても相當の調査期間を要するのでありますからして、なるだけ早く其結果を知つて之を實施したいと云ふ希望であつたのであります、左様に御諒承願ひます。

○議長(佐藤孝三郎君) 別に御質問御意見等ありませんか——別段御意見もないやうであります、只今第二部の委員長の御報告通り御異議ありませんか(「異議なし」の聲起る)それでは御報告通りに決定致します、次に第三部の委員長の御報告を願ひます。

○十番藤原九十郎君(大阪市) 「登壇」 第三部委員會に於きまして、協議の結果の概要を御報告申します、第三部に於きまして、協議した問題は新問題三十八、委員附託の問題が一つ、研究問題が五つ、宿題二つ及報告十七だありまして、合計六十三でございます、其中新問題の中で宿題としたものが第六十八、及百二十七の二つであります、それから研究問題の中、更にもう一年存続すると云ふやうに決定したのが一つと此三つを除きまして、残りの全部を議したのでございます、今其各問題別々に大體の結果を御報告したのであります、第一部の通りに此所謂承はりたしと云ふ式省略致します、即ち新問題の第十六、第十八、第二十八、第四十三、第五十、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第八十八、第八十九、第九十二、第九十三、第九十六、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、第一百零一、第一百零二、第一百零三、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三でございます、其外の問題に付きまして、大體のことを御報告しますれば、先づ新問題の十九問、十九問は實驗法の改正に關する提案でございますが、是は委員會に於きましては、變更する必要はないと決定しました、それから第四十五問、是も同じく試驗法の改正であります、是は現在の有機物の定量法が少し缺いて居る所がある其爲に、大體此提案に従つて現

行法を補足すると云ふことに決定致しました、それから問題の六十八、是は鹽素消毒はまだ吾國に於きましては、全部が行ふて居ると云ふ譯ではありませぬから、此統計表を今掲げると云ふことは直ちに決定し兼ねると云ふので、其意味に於きまして、宿題として存続することに致しました、それから問題の七十六番は鹽素の「クロール」の容量を細菌學試驗に依つて協定すると云ふことは不可能である、と云ふことに決定致しました、問題の百は是は議了、それから百九番、新問題百九番は現行法の此酸酵管の大きさで大體差支へないと云ふことで議了と致しました、それから百二十三番番も現在やつて居る方法で實際上差支へないと云ふことで議了と致しました、それから百二十三番で此問題は源水の性質が異なるに従つて此細菌數の大腸菌の數は變るのでありますからして、此三つの關係を一定する或法式を作ると云ふことは不可能であると云ふことで議了致しました、それから百二十七番は、是は宿題として存続したのでございます、此大體一昨年の改正の試驗方法では寒天培養器で二十四時間、三十七度の保温に於きまして、培養するに云ふことになつて居るのでございませぬ、夫以前は「ゼラチン」の培養器で四十八時間、攝氏二十二度の溫度で培養すると云ふことになつて居りまして、何うしても寒天の培養に於きまして、「ゼラチン」の四十八時間に培養の時よりも細菌數は少なくなつて現はれるのでございませぬ、それで現在の此細菌數の規格、即ち濾過水の「一立方センチメートル」の中に細菌が百個以上あつては不可ぬ、即ち百箇以下と云ふ規格がございませぬ、是は「ゼラチン」の四十八時間培養の時の規格でございませぬ、寒天培養の二十四時間になりませぬれば、何うしても之を變更しなければならぬ理窟になつて居るのでございませぬ、それで現に大阪市では此の百を七十に下げまして、一立方「センチメートル」七十以下と云ふやうな内規で實行して居るのでございませぬ、さう云ふやうな關係では將來規格を變更しなければならぬ、それで各都市に於て能く此研究をして決定すると云ふ意味で之を宿題と致しました、それから百二十八番は、是は圓筒の培養器を使用すると云ふのでございませぬ、是も議了致しました、それから百四十

二番、是は此當然水道の統計表には水の温度を記入しなければならぬのでございますが、何う云ふ間違ひか統計の表の中に水温の欄がないと云ふ事を発見しまして、是は何うしても入れると云ふことに理事の方に御願ひすることに決定したのでございます、それから百五十四番、是も現在やつて居る方法で別に不便を感じないからして、改正する必要はないと云ふことに決定致しました、百五十五番、是も同様に別に矯正表を附けないでも現在の方法で十分であると云ふことで、矯正表を制定する必要なしと云ふことで決定致したのでございます、で新問題は是だけでございます、それから委員附託になつた問題及研究問題宿題の協議の結果を申し上げますが、委員附託の第十四番、第十四番は各都市の地質の情況に依つて、二百尺或はそれ以上の深層の水でも細菌が多かつたら、沃性の「アムモニヤ」があると云ふ爲に、何うしても一概に云ふことが出来ない、其意味で協議會の名を以て建議すると云ふことは止めると云ふことにしまして、議了したのでございます、それから研究問題の第一、此現在の反應をD、Hで表はすと云ふことは是は更にもう一年研究問題として存続することに致しました、それから研究問題の第二は改正する必要なしと云ふことで議了致しました、それから第三番は擔當者の方から此反應評語の定量の範圍に關する研究の結果を各都市に示して協定法の内規として之に準じてても良いといふ意味で是も議了したのでございます、それから研究問題の四番は新問題百五十五と同様に、是も別に矯正表を作る必要はないと云ふことで議了致しました、それから研究問題の五番、第五番は鉛の鉛分の検査は毎年四回、此定量分析で行つて居る譯でございます、只此問題の中で人體に及ぼす障害の程度と云ふことが、此問題となつたのでございますが、是は中々試験が困難な問題で、何うしても之に關する試験の實例を擧げる事は出来ないと思ふことで議了として仕舞つたのであります、それから此宿題に移ります、宿題の第一及第二は殆ど同じ問題でございます、是は昨年の協議會に於きまして、生物の試験法は甚だ必要な事である、さうして其試験方法に付ては今少し研究しなければならぬと云ふやうな意味で宿題に残され

たのでございます、本年の第三部會に於きましては、委員の手に依つて大體此上水試験法の草案を作り直した、此方法に依つたならば、先づ比較的簡易にさうして正確に出来ると思ふ、其試験方法が出来上つたのでございます、但し此上水協定法に直ちに此生物試験法を入れると云ふことは事實上多くの都市に於ては新たに其道の技術者も得なければならぬし、又經費の關係もあり、さう云ふ色々の關係からして之を直ちに實行すると云ふことは皆賛成がなかつたのであります、其結果大腸菌の試験法と同じやうに取扱ふ、即ち上水協定試験法の付けたりとして之を擧げて置く、各都市は成るべく上水の生物試験をやつて其方法は成るべく此方法に依つて行ふと云ふやうな意味に於て、此生物試験法を決定致したのでございます、即ち宿題では生物學的検査の一項を設ける必要なしと云ふのでございますけれども、此問題は昨年必要ありとして、其必要あるから、其方法を如何にするやうと云ふ意味で宿題となつて居つたのであります、さう云ふやうな意味で本年は、其協定生物試験法を決めてそれを附録として擧げると云ふことになつたのでございます、それから報告でございます、報告は全體で十七でございます、併し會期の關係上之を全部報告することが出来ない爲に、各都市の提出者は文書に依つてやると云ふやうなことでございます、それで是も全部議了として居るのでございます、尙ほ三部に關係した事であつて此三部の委員會には別に直接の關係はないのでございますが、毎年印刷されて配られます所の萬國原子量表でございます、原子量表を毎年協議會に於て印刷されて之を配べると云ふことは別に悪いことではございませんけれども、さして必要がないと、若し第三部の爲の表なればあれは將來止めて貰つて構はないと云ふやうな、三部會の意見がございました、一寸付加へて申し上げます、以上申しましたことが大體第三部會の協議した結果の概要でございます。(拍手)

○議長(佐藤孝三郎君) 第三部の報告がありました、之に付て御質問なり御意見ありませぬか、別段御意見等ありませぬか(「異議なし」の聲起る)御異議がないやうでありますから委員長御報告

通りに決定致したいと思ひます、「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは左様に決定致します。

○十二番關源三郎君(神戸市) 動議を提出致したいと思ひますが、御許し下さいませか。

○議長(佐藤孝三郎君) 宜しうございませ。

○十二番關源三郎君(神戸市) 僅かな問題のやうであります、私に此會に列席致しまして二三年間痛切に感じて居りますのは、此胸に下げます所の「メタル」であります、それから此番號であります、之を主催地毎に新しく製作を致しまして、本年の番號札を拜見致しても、却々手数の掛りました番號が出来て居ります、又此「メタル」に致しても主催地に依りまして、相當なる費用を掛けまして、多數二百名以上のものを新調致して居ると云ふことは甚だ經濟上無益なものでないかと考へて居りまして、私の考へますのは此「メタル」と云ふやうなものは、期間五六日間を過ぎますれば會員諸君が御持歸りになる、私も數年前から持つて歸つて居りますが、歸りまして子供具位のものでありまして、別段之を有効に働かすことが何うもないやうに思ふのであります、折角二百名以上の會員に對して年々各市に於て無益の經費を投ずると云ふことは、今日財政困難なる際に、殊に主催地と致しましては相當の多額の費用を投じて御歡待を願つて居る矢先きに幾分でも費用の點を軽減致したいと云ふのが私の感じました次第でありまして、希くば是は上水協議會の章と云ふやうな一定の徽章を理事に於きまして、決定を致しまして、此番號も理事に於きまして、一定の製作を致しまして、終りますれば大年度の主催地に向けて之を輸送して年々之を使用すると云ふことは最も時代に適合した、幾分の費用の軽減になりはせぬかと云ふやうな點から、此動議を提出した次第であります、議長より理事に向つて、さう云ふことを御願ひして戴きたいと云ふのが私の動議を提出した次第であります。

○議長(佐藤孝三郎君) 十二番の御動議であります、斯う云ふ事に計らつて置いたら如何でせうか理事の方で十二番の御説は一つの希望と致しまして、理事の方で能く研究して戴く、斯う云ふ程度

で如何であります。

○十二番關源三郎君(神戸市) それで結構であります。

○議長(佐藤孝三郎君) それではさう云ふことに致します。

○番外大堀佐内君(東京市) 只今十二番より經費節約の趣旨に於きまして、徽章と席札とを一括して作ると云ふ御動議であります、此席札は従前上水協議會の規則を改正した後に於きまして、毎回主催地に於きまして、席札を新調することは經費が二重になるから、順送りに席札を次ぎ次ぎと送くと、さうして御間に合せを願ふことになつて居る譯なのであります、それが實行されないのは甚だ遺憾と思ひますが、從來の申合せ通り席札を順送りに送つて御利用願ふことが出来たら良からうと思ひます、徽章の事は御希望として伺つて置きます。

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 米子の提出致しました三十三問題に就きまして、其要求を再建議をして戴きますと云ふことを満場一致を以て本會で決議を致しましたことを感謝し、併せて内務省水道の御當局が御臨席になりました、本問題に付きまして、吾々が受けて居ります所の權利を保護する上に於きまして、現行法に據る、既に相當に保護される途のある事を教へて戴きました事と、併せて其一般に於ける所の鐵管を將來何う云ふやうな方法を以て保護する途を構ずれば良しかと云ふ事を御指示を戴きましたと云ふことは米子市に於きましては、満腔の感謝を致す次第であります、此機會を利用致しまして、感謝の意を表する次第であります。

○六番島崎孝彦君(大阪市) 前回に於て委員附託になつて居ります問題がまだ残つて居りますが、此際之を問題とせられん事を……委員會の經過並に結果を御報告致したいと思ひます。

○議長(佐藤孝三郎君) 前回委員附託になつて居りました問題を議題に供します、それに付て委員長の御説明を願ひます。

○六番島崎孝彦君(大阪市) 「登壇」 前回に於きまして、委員附託となりました問題に付きまして、

吾々特別委員が審議致しました経過と、結果を御報告致したいと思ひます、一番並に二番に付きま
しては先刻東京市の方から御報告がありましたから、此問題は除きまして、三番以後の問題に付て
申上げたいと思ひますが、第三番、第四番、第五番、第十二番、第十三番、此五つの問題は何れも
水道條令改正に關係する問題でありますから、新問題の百十八番を合併しまして、調査をすると云
ふことに決定を致しました、それから六番であります、是は水通用語を一定すると云ふのであ
りまして、必要は既に認められ特別委員に附託されたのであります、是は審議の結果、工學會に
委託調査をして貰ふ事が適當であらうと云ふことに議が纏りまして、さう致しますと、之に付て
は經費を要する譯であります、其經費に付きましては追加豫算とするなり、或は準備金處分で支出
して使用せられるなり、其事は理事に一任したい、尙ほ委託の時機に於ても理事に一任を致したい
と云ふことで決定致しました、それから七番から十番に至る四つの問題、是は水量「メートル」の檢
定に關係する問題でありまして、既に本會に於きまして二番から御報告がありまして、既に報告済
みでありますから、之を以て議了と致して置きます、次に十一問であります、是は簡易生命保險
局から取寄せらるゝ金利の問題であります、現在の金利情況に鑑みまして、此年期では餘り難有
くないと云ふ次第になつて居りますので、一時撤回と云ふ事に致したい、それから第十五問であり
ますが、是は水道に従事すべき職工、工夫の紹介機關に關する問題であります、機關を設けると云
ふことは現在としては困難であらうと云ふ事から、斯う云ふ職工、工夫の問題に付きましては、豫
ねて協定規約が協議會としては出来て居りますので、それを各市に於きまして、御實行を願ふと云
ふことにすれば良くはないかと云ふことで議了と致したい、それから十六の問題であります、十六
は水源林内の増植に關して、國庫の補助を申請したいと云ふのであります、是は主として農林省
に關係のある問題であります、國庫補助を申請する方が適當であらうと認めまして、建議をする
と云ふことに致したいと云ふことに決めましたのであります、前回は宿題となりましたものは以上で

終りましたが、便宜研究問題に付きましても、寄合いました委員の方で色々相談致したのでありま
すが、茲で併せて申上げたいと思ひます、此研究問題の中で先刻來御話のありましたものは除きま
して、第六以後の問題であります、是は尙ほ研究を要する事項と致しまして、更に研究問題とし
て續けて戴きたいと云ふ委員の多數の希望であります、尙ほ便宜上宿題の第三の問題であります
が、是は水道用品の調辨に付し共同購買の方法を探つては如何と云ふ問題であります、色々審議
しましたが、實行が餘程困難であらうと云ふ事から、此問題は此儘議了に願つたら如何か、それか
ら第四の量水器の問題であります、是は水量「メートル」檢定實施の事に關係がある問題でありま
すから、其方で夫々既に詮衡して居る譯でありますから、茲では此儘議了と云ふことに願つたら何
うか、斯う云ふ事に多數の御希望がありましたので、併せて御報告致します、何うぞ御賛成を願ひ
ます。

○議長(佐藤孝三郎君) 只今前回に於て委員附託になつて居つたもの、並に研究問題及宿題等に付て
委員長に御説明がありました、之に付て御質問なり、御意見ありませぬか——別段御意見等あり
ませぬか(「異議なし」の聲起る)御異議なければ委員長御報告通り決定致します(拍手)次に
報告申上げますが、鑄鐵管購買條件改正に關する陳情書が參つて居りますが、是は便宜理事の方に
廻付致しまして、研究して戴く事に致したいと思ひます、左様に願ひます、それからもう一つ御報
告申上げますが、明後年の主催地は本議會中に決定致したいと思ひましたが、まだ決定致して居り
ませぬ、それは書面を以て御通知申上げます、それで是で全部議了致しましたが、此際一言御挨拶
を申上げます。

本回上水道協議會を本市に開催致しました所、本日まで連日會員各位の非常なる熱心なる御研究に
依りまして、殊に委員の方々は三日に亘つて長時間色々研究を戴きまして、其結果本日茲で夫々
御報告になり、全會員諸君が満場一致を以て之を御認めになりました、即ち百八十八題の此多數の

問題に付きまして、一々是が處置を付けられました、圓滿に議事致しましたのは、全く諸君の連日御勵精の結果でありまして、主催地と致しましても、洵に喜びの至りに存じます、厚く諸君の連日の御苦勞を感謝致します、尙ほ又御臨席の諸家に於かれましては、わざわざ御多忙の中を御出張を戴いて連日御臨席を戴いて、又色々御高説を拜聴する事を得まして、厚く感謝の意を表します、それでは之を以て本會を閉じたいと思ひます。(拍手)

十一時五十五分。

○一番小野基樹君(東京市) 甚だ僭越ではございますが、慣例に依りまして、議案一番の者から會員を代表しまして、議長に御禮の御挨拶を申述べたいと思ひます、今般第二十五回上水協議會御當地に開催を願ひました所、議長に於かれましては、時節柄公務最も御多端の折から始終議事の整理進行に非常の御熱誠と御親切を以て御指導下さいまして、茲に支障なく總て圓滿に多數の議題を議了致しました事は、洵に會員一同の感謝に絶へない次第であります、厚く御禮を申述べます、尙ほ主催地役員の方々には連日連夜、會議の各般の事務に御奔走下さいまして、或は車の配給に或は宿の割當てに或は各般の視察上、非常なる御便宜を御與へ下さいまして、會員一同の非常に満足する次第であります、此段も併せて深く御禮を申し上げます、夫は以上の如く御歡待を受けた其上に、本道の名産であります、旬に結構なる紀念品を一同に御分ち下さいまして、洵に感謝の辭に苦しむ次第であります、永く紀念として保存致したいと思つて居ります、此點も厚く御禮を申し上げます。

十一時五十八分。

○議長(佐藤孝三郎君) 臺灣總督府伊澤技師を御紹介致します。(拍手)

〔臺灣總督府技師伊澤貞吉君登壇〕

只今御紹介を得ました伊澤でございます、今回の上水協議會で當地で大變御厄介になつた事を先づ以て御禮を申し上げて置きます。尙ほ會員各位から日々有益なる御高説を承りました事は併せて御禮を申し上げます、明年の第二十六回協議會は吾が臺灣が御引受けすることになりましたので、御多忙中の皆様でございませうが、是非御繰合せを願つて御來會あらん事を切に御願ひして置きます、臺灣は領臺三十餘年、爾來吾が大和民族が苦心をして所謂多大の人命資力を投じまして、苦心經營の結果、今日の臺灣に開發せられたんであります、此今日の臺灣が今日まで開發せられた程度と云ふものは諸外國に於て例の無いと云はれて賞讃されて居るのであります、是は今日下吾が日本に於ける食糧問題、殊に植民と云ふ事に對して吾が大和民族が何の程度までの力があるのであらふかと云ふことを將來に向つて何物かを物語るものであると思ふのであります、臺灣は面積が二千三百三十二方里ありまして、人口が四百二十四萬で、内地人が約二十萬居ります、それから本邦人が三百九十萬、詰り臺灣人でありまして、それから蕃人が約八萬居ります、それから臺灣の産業に付て申上げて置きますが、主なる産業は米、砂糖、茶、樟腦、其他果物と云ふやうなものがあつますが、米が一年に六百二十一萬石、茶が是は金にして八百萬圓位な産額でございます、砂糖の産額が一千萬ピコロ、金にしますと二億萬圓、最近色々改正された結果、日本で使用する所の砂糖を自給出來ると云ふまで開發せられて來たのであります、樟腦が金にしますと一億一千萬圓、是は大部獨逸の人造樟腦と競争しましたが、或妥協が出來た爲に今では安定の形になつて居ります、それから序で一寸申上げて置きますが、臺灣と云ふ所は大變な交通の不便な季候の悪い蕃人でも飛出しさうな所であると云ふことを思はれて居られる方が間々あるやうであります、決してさう云ふ事は全然ありませんから、是非御出で下さりたいのであります、内地から——門司から臺灣の航路の間は五十三時間かゝります、是非御出で下さりたいのであります、現在一萬噸級の船が六隻で内地から月に十三回、臺灣から十三回出ると云ふ事になつて居ります、詰り三日目に兩方から出る事になつて居ります、それで航海も普通の内地の沿岸と違ひまして、一萬噸級の船でございますから、さう動搖と云ふやうな心配はないのでございます、只殊に今から船に御弱い方は只座敷に座つて居つて少し

二一六
動く位で樂に行くのであります、その心配はありませぬ、それから臺灣に於て風土病が非常にあると云ふやうな事を言はれて居りますが、今此臺灣の都會地には殆どありませぬ、ないと斷言して宜しうございます、それですから別にマラリヤとか、さう云ふもの、御心配はありませぬ、それから暑いと云ふても最高温度は暑いのであります、平均温度から言ひますと、却つて東京よりよりは低い程度の位のものでございます、それから無論此蕃人なんて者はもう危害を加へる首取りと云ふやうな事は絶対にありませぬ、殆ど臺灣に十年も居つてまだ蕃人の顔を一度も見ないと云ふ人がある位で、極く山奥の僅かな所だけに居つて、殆ど行つて見なければ見られないと云ふやうな譯で別に恐いこともありません、以上申上げたやうな具合で、臺灣と云ふ所は別に危険な所でないといふ事を保證して居りますから、是非皆さんに御縁合せを願つて御出で下さいませぬ事を御願ひして置く次第であります。(拍手)

午後十二時八分。

第二十五回上水協議會第一部(事務)委員會速記録

昭和三年七月十六日午前十一時二十五分開議

○委員長(島崎孝彦君) それでは是から第一部會を開會致します、多數先輩諸士の在らせられる中で、私が此の席を潰すといふことは洵に烏講しい次第であります、先刻議長からの御推薦に依りまして此の席を潰すことに致します、寔に未熟な者でありまして、御満足を與へることが出来ないかも知れませぬが、どうか御遠慮なく御指導を願ひます。何分宜しく御願致します。(拍手)それでは是から始めるのであります、此の際食事にした方が便宜であらうと思ひますから、是で休憩致します、御食事を願つてから午後一時に始めることに致します。

午前十一時二十八分休憩。

午後零時四十五分開會。

○委員長(島崎孝彦君) それでは時間が少し早うございますけれども、皆さん御集りのやうでございますから、是から始めたいと思ひます。それでは與へられた問題の順序に依て進行して行きたいと思ひます、新問題の二から議題に致します。

(書記朗讀)

(一) 鉛管破裂ニ基因シ多數ノ漏水ヲ認め使用料ヲ割引セントスル場合如何ナル方法ヲ適當ト認ムルヤ

提出者 秋 田 市

○委員長(島崎孝彦君) 秋田市の御説明を願ひます。

○三十五番小野崎虎三郎君(秋田市) 鉛管の破裂に基因致しまして、多数の漏水を致しました場合には其の使用料の割引はどう定めたら宜いかといふ皆さんの御意見を承りたいのであります。

○九十番石崎貞二郎君(別府市) 此の問題は計量法としては時々遭遇する問題でありまして、實際此の鉛管が破裂したとか、その他に依て漏水することが多いのであります、それで随分の問題は多いのであります、此の鉛管が破裂しても少量の漏水の時には割引しないのであります、又多数の水が出たといふ場合には職工が行きまして調査して、一分間にどの位出るかといふことを修繕の時見て歸つて来て其の事を報告しまして、どの位出たといふことを査定して、さうして適當に割引なり何なり致すことにして居ります、御参考までに申し上げます。

○八十七番上田清介君(福岡市) 是は大體先月分を標準として居ります。併しながら變化の多い多数の使用者に付てはなか／＼面倒であります、此の位の分といふことにやつて居ります、御参考までに……

○五十七番樋口正名君(朝鮮總督府) 本問題に付きましては、私の方では矢張り今の御説と同じやうに凡て先月分の例に依てやつて居ります、一々其の場合に當つて數量を調べるといふことは困難でありますから、先月分の例に依て料金を徴収したら宜からうと思ひます。

○九十番石崎貞二郎君(別府市) 五十七番に一寸御伺したのであります、先月の例に依て料金を徴収するといふ場合に異議が起らないだらうか、例へば最も暑い八月に多量の水を使つて居る、さうした場合に九月に事故が起きましたならば八月同様矢張り多量な水量の料金を徴収したならば使用者から異議が出ないものでせうか。

○五十七番樋口正名君(朝鮮總督府) 或はさういふ御懸念があるかも知れませぬ、吾々の方でも之に對して異議の出たことがあります。併し一々水量がどの位出たか調べたとしても矢張り異議が起るのであります。異議の起ることに付ては大同小異であります。又私の方では之に對して明かな條文

を設けてありますから、隨て異議の起ることも少いのであります。

○九十八番瀧田徳治君(郡山市) 本問題に付きましては私の方では水道條例に依て、大抵前三箇月平均に依てやつて居ります。條例に前三箇月平均に依るといふふことを書いてあるのであります。

○五十二番小原岩藏君(門司市) 大體皆さんの御意見を承りましたが、私の方でやつて居りますのは、例へば水を平等に使ふやうな期節でありますれば、前三箇月平均に依るとか、或は先月分だけを徴収するといふことで宜いのであります、一々變化のあるときは前年の同月分を参考にするといふことにやつて居ります。諸り鉛管破裂の場合といふやうなことは、さういふやうな漏水の事故が起るといふことはさう頻々と起ることではないのであります。又使用者の惡意に依て生ずることでもないでありますから、使用者に酷い負擔をさせるといふことはどうかと思ひますので、其の點は前年同月分或は前月分、或は前三箇月分平均といふやうなことを参考として取つて宜からうと思ひます。

○六十八番名取啓藏君(甲府市) 私の所では僅かばかりの漏水のために使用料の増したことに付ては別に之に對して手加減しないのであります、多数の漏水がございまして、例へば急に「メートル」が上つたといふやうな場合に於ては之を減額してやることにして居りますけれども、其の方法は職業に依り月に依りまして、必ずしも前月の量に依ることも出来ないし、又必ずしも前三箇月の量に依ることも出来ないし、それかと申して前年の其の月に比較して之を認定することも出来ない、でありますから、さういふ場合には市長が認定する、其の認定方法は只今申上げましたやうに其の前月の量に依ることもあり、或は前三箇月の量に依ることもあり或は前年の其の月の量に依る場合もあります。そんな風に減額して居ります。

○委員長(島崎孝彦君) 本案に御意見がございませぬか、只今御伺しました所では大體に於て實際の状況を認定して水量を勘定するといふ風に伺つたのであります、但し極く小さい漏水に對しては取

らない、相当大きなものに對して實際の使用状態を斟酌して定める、斯ういふ風に結論が著いて居るやうであります、提案者はそれで宜しうございますか、別に御意見はありませぬですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(島崎孝彦君) それでは是で議了と云ふことに致します、第二……

(書記朗讀)

(二) 共同給水料ノ滞納者ニ對シ適當ナル處分方法承リタシ併セテ専用給水者ニ對スル停水處分ノ例ニ準シ鍵鑿札ヲ取上グルノ可否

提出者 秋 田 市

○委員長(島崎孝彦君) 秋田市の御説明を願ひます。

○三十五番小野崎虎三郎君(秋田市) 此の給水料の滞納者に對しては、規則に依て處分するといふのが當然であります、實際處分した所で盗用者は種々の工風をしまして針金で栓を廻すとか何とかして盗用する者が澤山あるのであります、さういふ者をどういふ風に處分するのが宜しいか、別に適當な方法があれば承りたいのであります。

○委員長(島崎孝彦君) 御意見のあります方はどうぞ……

○二番大堀佐内君(東京市) 秋田市に御伺致しますが、共同給水料と仰しやるのは私設共用栓でありますか、公設共用栓でありますか。

○三十五番小野崎虎三郎君(秋田市) 公設共用栓であります。

○二番大堀佐内君(東京市) 公設共用栓でありますれば、東京市の扱を御参考に申上げたいと思ひます、公設共用栓の場合は矢張り停水處分法が宜いと思ひます、公設共用栓の滞納の場合には其の使用に屬する中幾つもの滞納者がありまして、一つの栓を使つて居るにも拘らず地主にもあり家主にもあるといふやうになつて居りますから、さういふ場合には滞納者に屬する分だけを取り上げるこ

とになつて居ります、併ながら實際問題としてはなか／＼困難でありますので、非常に整理に弱つて居ります、さういふ事情であります。

○六十八番名取啓藏君(甲府市) 之に付て私の方で宜からうと思つてやつて居りますやり方を申上げたいと思ひます。公設共用栓を使用する者が僅かな給水料を滞納したために取上げるといふことは情に於て忍びないものがありますけれども、此の給水料の滞納の督促の方法としまして、どうも他に適當な途があれば成べくさういふことをしたくないのであります、他に適當なことがないと思ひますれば已むを得ずそれより外に宜い方法がないと認めまして取り上げるより外はないと思ふ、只今東京市の言はれる通りの扱をして居ります。

○百二十三番香野利一君(平町) 本問題に付ては私の方では滞納者に對して——今秋田市の仰しやる通り盗水するものが往々にあるのであります、之にはいろ／＼議論もありませんが、使用料を拂はないものに對して鍵を其の儘やつて置くことは出来ませぬから、鍵は取上げて以て盗水者を防ぎ、其の他共同する人に對しても成べく盗水の出来ないうやうに注意する外はないと思ひます、さういふやうな方法で鍵だけ取上げて居ります。

○五十二番小原岩藏君(門司市) 此の共用栓の使用者の滞納處分に對する停止の方法といふことは、皆さんのお話のやうに僅かの料金のために其の水全部を停止するといふことは洵に宜いことではないと思ふのであります、併し只今お話の鍵を取上げるといふことは、私の方の考では鍵を取上げたがために隣りの人の鍵を使つて居つたり、又は同じ栓を使つて生活して居る人のを借りたりして使用するといふやうなことが生ずるではないかと思ふのであります、私の方では最近共用栓の盗水使用者を調査してみたのであります。不斷扱つて居ります者は年中關係して居るし、其の組合は何年限りといふやうなことは恬として頭に入つて居ないから、實は内勤者の方を督促して調査をさしてみたのであります、餘り威張つた話が出来る譯ではないのでありますけれども、實は相當

の盗水者を発見したのであります。其の時も矢張り鍵を一緒に使用して——融通して使つて居るといふやうな事實があつたのであります。今のやうに鍵を取上げたりすると隣りの人のを使つたりして居るのでありますから、新しく入つた場合に面倒でありはしないかといふやうな風に考へて、自然それが多くなることがありはしないかといふことを惧れるのであります。私の方で調査をしました場合に總代人がよく判らない、仍て使用者の方に行つてお前の方で水代を幾ら拂つて居るかといふことを訊ねてみると、私の方では最低料金一石三十錢であるが、其の中は二十五錢づゝ拂つて居るといふことを言ふ、詰り組合になつて居ることになるのであります。組合では平等に負擔を致しまして、三十錢位になつて居る、斯ういふやうなことになるのであります。それで鍵を取上げるといふことも宜いことでありませうけれども、鍵を取上げたのが、果して其の人の懲戒にならうか、それが却て盗水といふ機会を興へるではないかといふやうなことも考へなければならぬと思ふのであります。意見でありませうけれども一言申述べます。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 私の方の取扱を一寸お話致します。少し酷なやうであります。滞納者に對しては斷じて送水を停止致します。で毎年總代を派遣していろ／＼な注意事項も致して居るのであります。其の際にも毎年々々同じ事を繰りして諒解をさして居るのであります。随て一名の滞納者があれば全部の、例へば八名なり九名なりの他の者に迷惑を及ぼすといふので氣を附けるからそれは宜いやうに考へますが、併し只今お話のやうに餘り効果がないうやうであります。

○九十番石崎貞二郎君(別府市) 今のお話のやうに矢張り之に付て鍵を取るといふことは面白くないといふことで、其の水栓を停止するといふやうな方法を探つて居りますが、さうしますと連帶責任である故、一人か二人の者の未納のために全部を迷惑を加へるといふことは、他の人に濟まないといふ感じが一面に起つて割合さういふことが少いのであります。それで一年に一回總代を市の方で招待しまして、其の期日に納つた者に感謝狀を贈る、といふ方法を探つて居りますので、割合専用栓の小さいのが滞納者が多いやうであります。公設の方では比較的皆な期日迄に納めて市長の感謝狀を貰つて居るといふやうに非常に成績が良いのであります。それと併せて御参考に申上げたいのは、盗水者を防ぐといふことに付ては随分是は理事者としても一考を要するところであらうと思ひますが、別府の方では四年に一回位づゝ鍵の形を變へまして、全然前の鍵は使へないやうにする、斯ういふ方針で盗水者を防ぐ方針を採りました。一年にどうしても四五百の鍵といふものは何處へ行つたか判らないといふやうなことを言つて盗水するものがあるやうであります。御参考に申上げます。

○百三十九番久保實正君(上田市) 上田市も只今別府其の他の市と同じやうに送水を止めるといふやり方をやつて居ります。それで當市は私設も公設も皆な同様の扱をし等級も市の戸數割の等級で以て其の使用者を定め、公設も私設も違ひない取扱をして居る、それで最初は鍵を取上げてやつたこともありますが、只今お説もあつたやうに隣りの人の鍵を使つたり、懇意な間柄の人のを使用して居る、送水を何等請求して來ない所に行つて調べてみると只今のやうなことをして居るからであります。さういふ例が澤山あるのであります。それで其の取扱方を改正することになりましたのであります。水料は毎月大分手數が掛るのであります。今月の水量を翌月の告知書を發する以前に其の督促注意をなし、停水を行ふのには二週間前に今より何日迄に納めなければ何日より一週間の後——日を書入れまして——國稅徵收法に依り滞納處分を行ふ、といふやうな注意書と滞納處分のものであります。以前一箇月四千有餘の使用がある中で凡そ二百か二百五十位の滞納者があつたのであります。が、斯ういふことを毎月實施しましてからは、今日では現在四千餘の使用の中で滞納處分をするものは百二十人位になつたのであります。それも停水處分に出掛けると殆ど納まつてしまひます、即時納入といふ報告ばかりで全くの停水者は百二十人の中で三人か四人といふやうに只今はなつて

居ります。それと其の他の事故あるものが八人位併せて十三人位しか停水處分を受ける者はないのであります。さういふやうな状況では是非常に成績が良いやうに思つて居ります。又總代の關係は一括して全栓の總金額を告知書に書くのであります。詰り各地の切符を發行してそれを總代に送つて總代が其の金額を取纏めて送つて来る、斯ういふことにして居ります。若し一人でも滞納すれば條例といふものがありまして二錢の金を取られ、一方期限内に納まれば二錢といふ賞與が出る、それから其の外に總代に對して一錢の手當が出る、是は滞納して居る方から取られるのであります。結局成績が良ければ一戸に付て三錢づゝ賞與が出るといふやうな獎勵方法を設けて居るから、總代は大分活動して取纏めて来るのである、で五十人なら五十人どうしても納めなければならぬ、それを怠つて處分を受ければそれがために全栓が止められる、斯ういふことであるから本當に残るのは共用栓に於ては少いのであります、只今では共用栓であつて停水處分を行ふときに其の憂目に遭ふものが殆どない、斯ういふことなつて居ります、以上取扱上の御參考までに申し上げます。

○委員長(島崎孝彦君) 外に御意見がございませぬか、大體各地の御話で取扱振は御判りになつたと思ひますが、秋田市宜しうございませぬか。

(秋田市小野崎虎三郎君)宜しうございませぬと呼ぶ。

○委員長(島崎孝彦君) それでは是で議了致します、次は四番、是は一四四番と同じく統計表の問題でありますから一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(島崎孝彦君) それでは一括致します。

(書記朗讀)

(四) 上水協議會ニ於テ統計表ヲ大都市ヲ除ク外水道表程度ニ簡略ヲ希望ス各市ノ御意見承リタシ

(一四四)

統計報告中統計第四(其一)栓數並ニ戸口數計量給水ノ欄内ニ工場給水ヲ加フルノ件

理由

世ノ進歩發達ニ伴ヒ工場ノ増加スルハ自然ノ狀況ナリ地方ニ依リ工場アルカ故ニ相當人口ノ増加ヲナシ此ノ工場ノ發達ニ依リ市町村ノ發達ヲナシツ、アルモノ多シ水道方面ヨリ見テ各市共水道ノ使用ハ何レモ上位ヲ占メ居リ水道經營者トシテ統計上ニ明記シ各市町村勢等ヲ社會ニ紹介スルハ必要事ト信ス

提出者 上田市

○三十五番小野崎虎三郎君(秋田市) 大都市でない私の方のやうな極く小さい所は統計表でなく水道表程度に簡略にやることを希望致す次第であります。

○十二番關源川郎君(神戸市) 本問題に付きまして、百四十四問の上田市に御伺を致したいのは、此の工場給水といふ其の工場といふのはどんなものを、どう解釋して工場と看ましたか。

○百三十九番久保實正君(上田市) 百四十四の問題であります、當市に於きまして只今迄工場といふのは製絲場であります、我國に於ては生絲は國家の有益な産物としなければならぬのであります、此の工場といふものが上水道統計表の中に見出がない、矢張り外の官公署、學校といふやうなものに入つて居るやうであるが、工場を特殊なものとして宜からう、而も單に官公署、學校といふやうなものよりも、其の市勢状態が其の工場に依て非常に發達して居るといふやうなことは遠く居つてさへも觀察が出来るし、又さういふやうな澤山な工場があつて市に相當大金を投じて居る、斯ういふやうな所から此の工場といふものを私の市では單に營業者の中に入れて居ないのである。營

業者の中に入れて置きたいといふのが是が趣旨なんであります、即ち各地が其の取扱が區々でありはしないか、寧ろさういふ點もありませんし、今のやうな事柄を社會に紹介するも亦意義あることと思ひまして、改めてさういふ名目を入れて、營業者があるか其の他であるか、考へに苦しめないやうに明かに現して貰ひたいと希望した譯であります。

○十二番關源三郎君(神戸市) 只今の御説明に依りまして詳細に解りましたが、此の工場といふものは最も必要のあることだらうと私も考へて居ります、一體市場統計擴張を致しまする場合にも矢張り工場のやうな類の使用に對しては明になるべきことは勿論であると考へて居つたのであります、で此の問題に付きましては此の機會に於きまして其の根本を——各都市が如何なるものを以て工場の名目に當てるか、例へば私の方と致しましては、俗稱工場と申しまして居るものにも、ゴム會社であるとか其の他種々雑多な工場がありまして、此の統計表に現すといふことになりますれば大體の標準を先に協議を致しまして、然る後に統計の欄を設けるのが適當でないか、大體に於きまして皆さんが此の際工場といふものはどの程度のもを工場と看るかといふことを、是は大都市も小都市も大體其の標準を定むるに當りまして其の御意見を伺ひたい、先づ神戸市と致しましては川崎造船所、三菱造船所神戸製鋼所等、斯の如き一流の會社を以て工場と云つて居るのであります、唯單に工場といふのは私の方では舉げて居らない、併し此の問題は非常に結構な問題でありますから、工場といふものは大體どの位の會社、製造主體を以て調べるか、皆さんに御協議を願ひまして便宜を得たいと思ふのであります。

○五十二番小原岩藏君(門司市) 此の工場の範圍を定めるといふことは非常に必要なことと思ふのであります、先づ工場の定義が確定して居ないと困るといふ御意見は尤もと思ひます、私の方でも多少の工場はあります、それに依りますと、只今の御説のやうに工場と申しましても、清涼飲料水のやうな例へば「ラムネ」のやうなものを造つても工場である、それから非常に大きい「セメント」會社といふやうなものも矢張り工場であります、隨て設備の大きい澤山の人を使つて居る工場もあり、小規模の工場もあります、是は等級に依つても種類を制限すると同時に水の使用といふことに付て一箇月だけ以上のもが工場に屬するといふやうなことを定めなければ非常に煩雜ではないかと思ふのであります、私の方でも一時水の使用が増加した場合に給水の制限を致したことがあります、其の場合に工場給水は普通の給水に先つて給水をやつたのであるが、小さいものも大きいものも交つて居りますから、どれだけでも遠はしない、隨て普通統計でも取る場合に於て、是だけのものを以て給水工場と認めるといふことを定めて置けば、さういふことの起つた場合に解決が出来ると思ふのであります、けれども、畢竟只今の御説を基としまして、水の使用料を一箇月どの位以上といふことを定めて置く必要があるではないかと思ふのであります。

○百五十七番澁谷太吉君(宇部市) 私は今の御説には一寸反對であります、水の使用量に依て、唯澤山の水を使へば工場と稱する、さうすれば湯屋のやうに澤山の水を使へば工場とすることになりま、で私の方では職工二十五人以上使用して居る工場を以て工場と稱して居るのであります、それ以下の僅かの職工を使つて居る工場、——僅かの職工を使つても多くの水を使用することがあるかも知れませぬが、兎に角工場とする基礎は職工の數に依て標準として居る、之を以て工場とするところが適當であらうと思ひます、唯水の使用量だけで工場と認めるといふことは工場の性質に反しはしないかと思ふのであります。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 十二番の御説に賛成であります、此の水量に依るか職工數に依るかといふことは、頗る重大なる問題でありますから委員を擧げてさうして審議致したいと思ひます、尙ほ委員の選定は議長に一任致したいと思ひます、御賛成を願ひます。

○二番大畑佐内君(東京市) 只今動議が出ましたが、それには賛成であります、でそれが定まる前に

一寸御尋ねして置きますが、上田市の百四十四「統計報告中統計第四(其一)栓数々々」とありますが、それは統計第六の間違ではありませぬか。

○百三十九番久保實正君(上田市) 第六の間違です。

○委員長(島崎孝彦君) 第四とあるのは第六の間違ださうですから訂正致します。

○二番大堀佐内君(東京市) それから秋田市に一寸伺ひますが、秋田市の御提案は「大都市ヲ除ク外云々」とありますが、大都市でない所は相當簡略にして貰ひたいといふ御意見なんですか(小野崎虎三君(秋田市)「さうです」と呼ぶ)さうしますると、二様の様式になる譯であります。二様でなく何でも彼でも簡易にしてよい、資力の有るものは出さなければならぬが、資力の無いものは出さなくても差支ないと簡單に伺つたのであります。さうしますると、第四に付きましては何等意見はありませぬが、理事の方の側と致しましては出来るだけ此の統計の資料を多く揃へた方が宜いのであります。最近に於きまして統計の力の偉大なることを發見したことがあります。先般來重大問題として委員會を開いて矢張り此の上水道の統計を基礎として出發して行き米の統計に付きましても、統計を利用して意見を立てるといふやうなことを致しましたし、又内務省にしまして、外の官廳にしまして、矢張り此の上水協議會で決めたといふ所の統計を非常に重要視して、屢々之を利用して居ります。随ひまして第四の方は唯御議論として伺つて置いて差支なければ、是は議論と思つて居ります。随ひまして第四の方は七十四番の御説のやうに工場の範圍等をどういふやうにして御願し、百四十四の問題に付きましては七十四番の御説のやうに工場の範圍等をどういふやうに之を定めるかの實行方法に付ては調査委員を擧げて審議するといふことには全然同感であります。

○好員長(島崎孝彦君) 此の席から一寸御相談致しますが、第四間に「大都市ヲ除ク外」とあるのではあります。此の統計を二つにするといふことは可笑いのであります。是は要するに統計を出来る

だけ簡明にしたいといふことであらうと思ひますが、尙ほ理事の方に御願致しまして、出来るだけ簡明にするといふことにしまして、大體案を定めたいと思ひますが、議了といふことにして如何でせうか(賛成と呼ぶ者あり)それでは議了といふことに致します。それから百四十四は只今委員付託の動議がありまして、御賛成があつたやうであります。其の委員の數及び指名は委員長に御委せ下され委員付託といふことにして御異議ありませぬか(異議なしと呼ぶ者あり)それではさういふことに決定致します。

○八十七番上田研介君(福岡市) 議事の進行に付て一言申述べますが、議題を一々讀上げるといふこととはいろ／＼時間も要することでありますから省略したいと思ひますが如何でせうか。

○委員長(島崎孝彦市) それでは時間の關係上さういふことに致します。次は議案第五、朗讀は省略致します。

(以下朗讀を経ざるも参考のため茲に掲載す)

(五) 既設給水設備ニ對スル量水器据付ノ場合鉛管補足費ハ使用者ノ負擔トセラル、ヤ各市ノ實況承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○八十二番佐藤政右衛門君(宇都宮市) 此の第五は近頃計量制實施に掛つて居るので、それで此の事項が急を要するために各都市に照會致しまして、痛切な回答を得て居りますので、此の度は此の議案を撤回致したいと思ひます、第六項だけ……

○委員長(島崎孝彦君) それでは第六を議題に致します。

(六) 市外給水ノ場合ニ於テ公共團體等又ハ一個人ニ對シ特別ナル條件ヲ附シアル事例アラバ承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○八十二番佐藤政右衛門君(宇都宮市) 六項は只今申上げましたやうに、計量制を實施することにすれば多少給水の緩和を見はしないかといふために條例の一部に市外給水を爲すことが出来ることの追加を致したのであります、其の但書には水量に餘裕があつた場合に市外給水が出来るといふやうなことを設けたのであります、之に對して若し剩餘が無くなつたといふ場合に於きましては直に停止して差支ないかどうかといふやうな考を持ちましたので、其等の準備として町村或は其の給水の一部落或は個人に對して其の前提の準備として何か條件を附して置いたら、若し水が足らなくなつた場合に早速其の契約の停止することが出来る、穩便に出来はしないかといふやうな考から、何か條件を附して特別の契約でもしてみたい、斯ういふ考を持ちましたので、各都市に市外給水に對する其等の例がございましたならば参考に御伺致したのであります。

○八十七番上田研介君(福岡市) 私の方では最近約一萬人を擁して居る所の町に市外給水をやることになつて居ります、是は今御話のやうに剩餘のある場合といふ契約を基と致しまして、剩水がなければやらない、若し又断水の場合は断水にしても差支ない斯ういふことにした、併しながら契約して居りますけれども、實際に於て断水の場合に制限する、市外給水だけを断水するといふことは仕方がない、併しながら工事の負擔を平等にやるといふことは酷ではないかといふ一面もありまして、契約は兎に角相當の契約をして居るのであります、其の場合に断水のために、全然井戸の設備がなく、さうして水道に依らなければならぬものとして、或る期間、一週間なり十日間なり現在の水を缺かさんといふことで此方の方では契約書を出して現在やつて居ります、御参考までに申上げます。

○三十七番森延太郎君(岡山市) 私の方も最近市外給水をやつて居りますが、矢張り福岡市と同様水が足らぬ場合には断水するといふことにはなつて居りますけれども、事實上それは不可能なことだらうと思ふのであります、岡山市は唯飲料水といふことになつて居ります、一人當り二立方尺といふやうな水をやることに契約して居ります、料金は五割増といふことになってあります、断水といふことは契約面にはありますけれども、それはもう不可能のことになつて居ります。

○百三十九番久保實正君(上田市) 上田市も最近市外給水法を設けましたのであります、極く簡単にやつて居ります、市外給水者は計量給水である、それから其の使用者の資格條件としては市外に接近した所に居る者等のがあり、又市長に於て市外給水が市内給水に差支ありと認められた場合には量の制限をし、若くは停水し又は廢水することもあるべし、斯ういふやうな條項になつて居ります又設備費は全部向ふから取る、それから給水料は規定給水料に十分の五を加へたもの、斯ういふことになつて居ります、只今の所は市街に接した所ホンの二三軒やつて居るだけであります。

○百五十七番澁谷太吉君(宇都宮市) 私の方の隣の町に五百戸ばかりありますが、給水をやつて居ります、之に付ては皆さんからどういふ意見が出るかも知れませんが、其の條件に付きまして、停水断水するといふ條件が附せられてあるといふことであります、私は其の點は非常に疑問と思ふのであります、それは一旦給水した以上は其の町に於ては必要なものとなるのであるから、其の最も必要な水を断水するといふことは是は到底忍び得ないのであります、さういふことは絶対に條件に附けてはならないと思ふのであります、唯料金を五割増、三割増といふことには私は異議ありませぬが、若し断水するといふことがあるならば、それは非常に迷惑するだらうと思ひます、是はどうかして宜いかといふ皆さんの御意見を伺ひたいのであります、更に内務省邊りでは此の断水することに付て認可するでありますか。

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 議事の進行問題であります、雨が降りまして大變大きな聲でないと徹底致しませぬ、又問題はなるべく簡単に承りたいといふやうなことで、各地の例を一つ承つて居るのであります、大抵二三繰返されるのでありますして結局此の席に於きまして二三承つてみた所が餘り参考になるまいと思ひます、でありますから、斯ういふ簡易な問題は此の會議が済みまし

てから、各市が面倒でも一つ書面を認めまして、主催地に送り、さうして一緒に纏めたものを配付するといふことにすれば極めて効果が多からうと思ふのであります、尙ほ此の場合之を組織立て、やつてみた所が大變な時間を要するし、殆ど聞へないものもありまするし言葉の訛りもあつて判らぬものもあります、如何致しませう、是は御相談であります、……

○委員長(島崎孝彦君) 只今の御希望であります、此の問題は前にもさういふ説が出たことがありまして、確か二十三回かと思ひますが、書面にすることに御反對の方もあつた、それでは折角此處に集つて吾々は一々御話を承りたいのに、書面といふならば吾々が集つて來ないでも宜いのだ、爰で承つた方が能く判る、斯ういふ御意見であります、で別にさういふことに多數の御賛成の方がないうやうでしたら此の儘進行致したいと思ふのであります、……

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) さうしますると、提案者の希望もありませうから、さういふことなされた方が宜いと思ひます、要は爰で何でも承らなければならぬものは爰で承り、書面でも宜しいといふものならばそれは一つ面倒でも纏めた方が宜しいと思ひますが、問題に依りまして、簡單に行くものも多くあるではないかと思ふのであります。

○委員長(島崎孝彦君) それは便宜取計することに致しませう、それでは進行致します、第六問に付て別に御意見もないやうであります、それで宜しうございますか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは是で議了致します、次に第九問……

(九) 量水器購入ニ際シ保險ヲ附セシメタル實例アラハ承リタシ

提出者 宇都宮市

○八十二番佐藤政右衛門君(宇都宮市) 九問も五問同様撤回致しました。

○委員長(島崎孝彦君) 九問も御撤回なさうであります、次は第十一問……

(一一) 計量共用栓使用者ニシテ前点檢ヨリ次回点檢迄ノ間ニ於テ甲栓ヨリ乙栓へ轉

住シタル場合ノ料金徴收方法ニ付各市ノ御取扱振承リタシ
但シ當町ニ於テハ一栓ニ對シ一枚ノ領收證ニ依リ總代人ヲシテ取纏メシメ集
金シシ、アリ

提出者 飯塚町

○百五十四番猪野鹿次君(飯塚町) 私の方で今やつて居りますのは、以前の日數だけを除けまして、後の分は變つた所に於て使つた日數だけを計算するのであります、其の都度々々料金を計算するといふことも面倒であります、外に良い方法があれば承りたいと思ひます。

○六十七番武井佐京君(甲府市) 此の問題に付て私共の取扱つて居りますのは、私の市に於きまして條例に依りまして十五日以前であれば取る、十五日以後であれば取らないといふことにしてあります。

○百五十四番猪野鹿次君(飯塚町) 是は簡單な問題でありますから、後で御書面で御寄せ下さればそれで仕合でございます。

○委員長(島崎孝彦君) それでは議了と致します、次は十二問……

(一二) 水道營造物財産台帳作成ニ當リ參考ニ資シ度各地ノ整理方法及台帳様式承リ
タシ

提出者 豊原町

○百八十三番宮崎覺君(豊原町) 提案者として一寸申上げますが、私の方で水道の營造物臺帳といふやうなものは實は今迄作つて居りませぬが、どの程度に各地に於ては作つて居られますか、それを承りたい譯であります、尙又其の様式も御伺致したいのであります。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 私の方で現在やつて居りますのは水源地、分水池、配水池、給水栓數、道路斯ういふ風になつて居ります、送水、配水其の他防火栓、市外給水取附等は追加の方、

斯ういふ風にやつて居ります、様式はさういふ見出で簡単にやつて居ります、尙ほ希望としては今少しく大規模にやつてみたいと思つて居ります。

○委員長(島崎孝彦君) 此の席から一寸申し上げますが、私の方では土地とか建物とか水道の設備斯ういふやうにいろ／＼ありまして一定して居りませぬから、大體そんな風に分けて居ります、それであるから各自に對して種類とか價格といふやうなものを目的として調べるといふことにして居ります、御参考に申上げて置きます、別段御意見がありませんれば是で議了と致します、次は十三……

(一三) 共用栓移動頻繁之力調査ニ苦シム各地ノ調査方法承リタシ

提出者 豊原町

○百八十三番宮崎覺君(豊原市) 第十三は共用栓移動が頻繁で困つて居りますが、殊に私の方は御承知の通り植民地でありますから、非常に町の人が腰が軽く移轉が激しいのであります、各地に何か共用栓使用者が移轉する調査の便法がありましたならば承りたい。

○委員長(島崎孝彦君) 是は別に御意見がないやうであります、此の問題は使用戸數に移動が多くて料金の算定上困るといふ譯でありまして、至極必要なことであらうと思ひますが、それで私の方では始終實地調査をする方針を執つて居ります、――其の外別に御意見がありませんければ是で議了と致します、次に十四問、之には十七問、四十六問、七十三問が相繼聯して居りますから以上四つを一括して議題に供します。

(一四) 給水申込勧誘ニ有効ナル方法承リタシ

提出者 豊原町

(一七) 給水開始ニ當リ水道普及獎勵上特ニ市費ヲ以テ其ノ工費ヲ補助セラレシ都市アリヤ若シアリトセバ其方法程度承リタシ

提出者 福島縣 若松市

(四六) 水道給水開始當初ニ於テ水道引用普及ノ爲メ各市ノ實施セラレタル宣傳方法並ニ之ガ効果ノ實例承リタシ

提出者 豊橋市

(七三) 給水普及ノ手段トシテ或ル期間ヲ指定シ其期間内ニ給水工事ノ申込アル者ニ對シテハ之ガ獎勵ノ意味ニ於テ工費ノ一部ヲ減額セシ處アラバ之ニ由ル普及成績承知シタシ

提出者 鎮南浦府

○百八十三番宮崎覺君(豊原町) 是は前回の協議會にも斯ういふ問題が出てあつたので、それに依て大體は承知致しましたけれども、尙ほ其の後此の専用栓の申込を勧誘するとか、其の他給水に對する申込勧誘に有効な方法があつたならば承りたいと思ひます。

○百五十七番澁谷太吉君(宇部市) 此の問題に付て私の方では昨年は飲料水の検査をして、さうして不良飲料水の使用者に對しては勧誘をする、本年は今年行はせられる御大典を機として、此の時機を利用して記念申込を勧誘して居ります、申込の期日は昨年は八月十五日から九月十五日迄三十日まであります、併し此の三十日は餘り短い感が致しましたので、本年は六月十五日から八月十五日まで六十日間と致しました、其の特典は昨年と同じやうに工費の一分減といふことに致しました、又宣傳の方は主に衛生組長其の他の機關又は議員をして勧誘させることに致しました、昨年の三十日間には本年の六十日と殆ど同じ申込數であります、同じやうな見當であります、而して其の結果から申しますと、三十日も六十日も普通の月の約十倍の申込があります、本年も二箇月で一箇月の十倍位の申込があるだらうと思ひます、一寸簡単に……

○委員長(島崎孝彦君) 外に何かありませんか。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 第十四問に付て極く簡単に申上げますが、私の方では専用栓一箇に

付て二十五錢乃至五十錢、共用栓一箇に付て五錢乃至十錢の勸誘獎勵金を交付して、水道課一般關係吏員と共に勸誘して居りますが、併し餘り甚しい効果は認めなかつたのであります、十七間に付きましては特別規定を設けまして、一定の設備費の半額を納入したるものに對しては工費の十分の四を免除した場合があります、又全部納入したものに對しては毎月千分の五の割増金をやつて居ります。

○委員長(島崎孝彦君) 外に別段御話がありませぬか(「異議なし」と呼ぶ者あり)なければ議了致します次は十五問。

(一五) 水道傭人中職工常夫時間外勤務ノ場合時間外勤務賃金支給セシ處アラバ其ノ支給率及方法等承リタシ

提出者 豊原町

○三十八番佐藤博君(岡山市) 第十五問に付きまして、私の所の扱を御參考に申上げます、私の方では時間外に對しては増を出して居る、職工、人夫のやうなもの、勤務時間は午後五時もあり四時もあり種々に互つて居りますけれども、兎に角午後九時迄の時間に對しては一分の増を出す、尙ほ九時を過ぎて尙ほ時間を長くやらなければならぬといふやうなことがあつたならば、一分五厘を増すといふやうになつて居ります、それから此の工事の監督をする者がそれ〴〵附いてやつて居ることになつて居ります、但し上水の取附であるとかいふやうな、一人で三箇所位各方面に出張する場合には一々監督を附けることは出来ませぬから、さういふ時間外勤務をした場合には假に其の本人の氏名とそれから各所に廻つた時刻を書いてさうして宿直員に出し、宿直員は時間を見てさうして能く調べて記帳して、さうして相違なきことを認め、之に認可を與へ、職工人夫はそれを監督さんに届出るのであります、さうして時間外勤務手當を先程申上げたやうな方法で給して居ります、簡單に申上げます。

○委員長(島崎孝彦君) 私の方の例を一寸申上げて置きます、終業時間後五時間迄は一時間に付て一割増であります、それから五時間を超えますれば一時間に付て一割五分支給致します、外に御意見がなければ是で議了致します、次は二十問……

(二〇) 元放任制又ハ放任計算併用制ニシテ中途計算制ニ改正セラレタル各地ニ於ケル改正前年度ノ給水使用料收入年額ニ對スル改正後各年度ノ收入歩合ヲ承リタシ

提出者 岡山市

○三十七番森延太郎君(岡山市) 二十問と二十一問、二十二問は同じく岡山提出であります、書いてあります通り別に説明の必要を認めませぬから、三問とも一括して直ぐ議題に供して戴きたい。

○委員長(島崎孝彦君) それでは今の二十問と二十一、二十二問を一括して議題と致します。

(二一) 計量給水ノ使用量査定ニ關シ左記事項承リタシ

(イ) 量水器ノ點檢ガ其月ノ末日ニ非サル場合即チ一ヶ月ニ滿タサルトキ又ハ數日間翌月ニ亘リテ一ヶ月ヲ超過スル場合其月ノ使用量査定高ハ點檢當日分迄ナルヤ若クハ日割計算ヲ以テ増減シ一ヶ月分ヲ査定セラル、ヤ

(ロ) 前項一ヶ月ノ日數ハ曆日ニ依ラル、ヤ一ヶ月ヲ三十日ト看做シテ計算セラル、ヤ

提出者 岡山市

(二三) 道路擴張ノ爲メ各戸引込ノ給水装置中鐵鉛管ノ一部分力公道下ニナリタル場合此ノ部分ニ對スル所有權處分方法ニ關シ各地ノ取扱振ヲ承リタシ

提出者 岡山市

○六十七番武井佐京君(甲府市) 簡単に申上げたいと思ひます、二十間に付きましては甲府市は別に御示しするものはありませぬが、二十一間の使用料の査定に付きましては前月の其の日から本月の點検日までを一回として計量して居ります。

○四十二番堀新吾君(名古屋市) 名古屋市は大正三年に給水條例を作りまして、其の後放任と計量と兩方やつて居りましたが、大正九年に全部計量制に改めましてさうして今日に至つて居るのであります、其の収入歩合を申しますると、大正八年の給水年額を一と致しまして、大正九年は一・五三、大正十年は一・七一、大正十一年は二・四、大正十二年は二・八一、大正十三年は二・七六、大正十四年は三・八二、昭和元年度は四・五六、昭和二年度は四・七六、斯ういふことになつて居ります、それから使用料の査定の方は是は米を點検した日から、翌月の米を點検した日までを一箇月と認める、斯ういふ風に條例では決定して居ります、それから道路擴張のために各引込の給水装置が公道下になつた場合の所有權の處分法、此の問題は私の方は凡て公道下の鐵管引込管は市の負擔になつて居ります。

○二十番太田清臣君(長崎市) 十四年から計量制になつて居りますが、私の方は百二十六萬立方尺であります、それを十四年に計量制にしたのでありまして、約二割八分位の減少を來して居るのであります、それは最も暑い所でありまして、約二割八分位の減少を來して居るのであります、甚しく減つたと思つて居るのであります、それから収入の點に付きましては二十八萬圓位でありましたが、本年は三十一萬圓位に増加致して居ります、以上御参考に申上げます。

○委員長(島崎孝彦君) 外にありませぬければ是で議了と致します、次は二十三番……
(二三) 流末装置ノ方法並種類及各地ニ於ケル取締ノ範圍ヲ承リタシ

提出者 新 發 田 町
(「新發田町は今衛生の方に行つて居ります」と呼ぶ者あり)

○委員長(島崎孝彦君) それでは後廻に致します、それから二十四も二十五も同様でありますから後廻に致します、次は三十一間(「大分市は二部の方に行つて居るやうであります」と呼ぶ者あり)それでは後廻に致します、次は三十三番。

(三三) 大正十五年十一日上水協議會建議實行委員ニ依リ建議セル「上水道源水保護方ヲ制定セラレントヲ望ム」ノ貫徹促進ヲ望ム

理由 本問題ハ大正四年二月第十一回上水協議會ノ決議ニ依リ建議シ爾來其ノ實現ニ努力シ來リシモ今ニ目的ヲ達セサルハ遺憾トセル所ナリ我米子市上水道源水取水ノ方法ハ日野川伏流水ヲ集水唧揚ノ設備ナリ爲ニ近時水源取水個所ノ五百間上流ニ於テ既設灌漑水路ヲ改修シ日野川表流水ノ全量並其ノ取水堰下流ニ於テ伏流水ノ大部分ヲ唧揚シ灌漑用トシテ取水セントスル水利組合ヲ見タリ實ニ我上水道ノ一大脅威トシテ其ノ前後策ヲ講シツ、アリ

要 求 河川ノ表流水若クハ伏流水ヲ源水トスル上水道ニ影響スヘキ地ノ工事ヲ其ノ河川ノ上流又ハ上水道水源地附近ニ施設セントスル出願者アリタル場合ニ於テハ既設水道經營者ニ對シ其施設セントスル工事工法ヲ明示シ其ノ承認ヲ得セシムヘク既成水道保護上必要ナル法令制定施ノ促進ヲ期スル爲既建議理由書中ニ本趣旨ヲ明記シ再建議ヲ要求ス

提出者 米 子 市
○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 本問題は大正四年の二月第十一回上水協議會に建議を致しまして爾來其の實現に努力し來りましたが、今に至りまして其の目的を達しないのは洵に遺憾とする所

二四〇

であります。米子上水道は理由書にも附記してあります通り日野川伏流水を集水致しまして、唧揚の設備をして居りますので、其の水源より約五百間の上流に於きまして日野川既設灌漑水路を改修し、表流水の全量を取り尙ほ堰の下流に於きまして、相當の施設をし伏流水までも取つてしまふ、といふ水利組合が今回現れて來ましたので、之に付きましては非常に脅威を感じて居るのであります。兎に角近來斯ういふ施設に對して政黨の力が幾分か加味して居るやうなことが其の他の關係にみましても能くあることであり、尙ほ私の方の水利組合は其の補助を仰ぐ關係に於きまして、縣の施設に俟ちますることになり、設計は農林省に於きまして致しました關係上この公共團體の市が斯の如き關係を相手にして事を争ふことは其の理は固より水道にありまして、なか／＼困難でありまして、是がためには市と致しましては凡ゆる陳情もし、其の他の方にも説明して居るのであります。先程申上げたやうに相手が至つて悪いのでありまして斯ういふことに對しては吾々水道協議會の一つの權威を以て是非共此の水道の源水の保護といふことは如何なる水道に於ても必要な條件であります。此の機會に於て之を制定することの御盡力をして戴きたいと思ふのであります。付きましては縣に於きましても既に實行委員を選定致しまして、それ／＼御盡力になつて居ります。其の他各關係官廳の方々にも相當の諒解を戴いて居るといふことは各方面より伺つて居りますが、此の諒解といふことも、どういふ程度の諒解でありませうか其の諒解といふ程度を基礎として、どの位に進轉するか、斯ういふやうな源水の保護法といふやうなことは實現するものかどうかいふ點に付ては私共餘程杞憂を懷いて居りますので、此の際——此の工事計畫の實行委員の方々も其の後存續されて矢張り御盡力になつて居るといふことでありますから、此の議場に於て是が相當進んで居ります所の程度の御發表を戴きまして、さうして御諒解を得、又現在存續して居ります所の委員の方々の御討議の結果を御發表願ひたい、斯希望するものであります。

〇五十二番小原岩藏君(門市市) 只今の御説明を承りまして誠に尤もな御話と承知致しますが、二十三日に提案致されました上水道源水保護法制定といふことは、其の時に於ては其の場を保護したいといふ精神であつたらうと思ふのであります。詰り水源附近に汚ない建物があるとか、或は豚小屋があるとか、いろ／＼な俗に謂ふ汚ないものがあり汚なくなつて居る、之をどうして保護するかといふ提案であつたと考へますが、只今の御話を承りますと、是は水源の關係ではないかと思ふのであります。日野川の水を上流に於て完全な設備を設けて、それから水を持つて來るといふことで其の既に出來上つたる所の水源が脅威を感ずるといふやうなことは、洵に水道經營者として大變なことであり、是を承りたけれども、此の二十三日に提案された所の此の水源保護の提案はそんなことであつたと思ふのであります。私共は水源關係といふことでありますから、又いろ／＼な疑義が生じて來はしないかと思ふのであります。例へば地下水を取るといふやうな場合に於ても、詰り地下六百尺とか七百尺といふやうな地下水を取るといふことは日常證明されて居るのであります。反對運動を起すために水源の位置を變更しなければならぬといふやうなことになるのであります。結局斯ういふやうな問題の起るのは一は法令に非常な不備があるのではないかと思ふのであります。法令が水道を保護されないことにあるではないかと思ふのであります。只介の御説明も一旦水源を設けられて居るのに其の上流に於て完全に外に水を取る方法を講ずるといふやうなことも、それは畢竟矢張りさういふ點から來はしないかと思ふのであります。是は二十三日に議決されました上水道水源保護法といふものと一緒にして之を建議されるといふことはどんなものであらうかと思ふのであります。其の邊御提案者に伺ひます。

〇百六十三番金澤力太郎君(米子市) 私も深くは御存じませぬが、兎に角此の建議の中に十分此の意味を含ませられて、成るべくならば此の實行委員を存續されて私の方の條件も十分加味し下され、附けて貰ひたいといふことを希望するものであります。

○八十七番上田研介君(福岡市) 私は提案者の意見に賛成する一人であり、幸ひ実行委員を存続されるならば、此の席上に於て其の後の成行を詳しく報告して戴きたいのでありますが、如何ですか。

○委員長(島崎孝彦君) 私から大體申上げることには致しませう、此の問題は第二十三回の協議会で非常に重要な問題と認められまして、特別委員に附託されまして、委員が実行委員を設けられて、それ、請願なり建議をすることにし、東京に参りまして、其の建議書を持つて内務省方面を廻つたのであります、内務省の方では能く考慮するといふことで其の儘になつて居りますが、只今五十二番ですかの御説もありましたが、此の問題に付きましては、第二十三回に提案された當時の趣旨は主として水質の問題でありましたが、其の際に注意までに矢張り只今百六十三番から御話のやうな上流の方で水を取られるとかといふやうな、水利権に關係のあるやうな問題も既に建議せられて居つた事實もありませんので、さういふものを再建議しやうとしたのであります、只今申述べました実行委員はそれであり、其の後まだ何等實現をみないのであります、最近御承知でもございませうが、農林省の方では是は主として水産物の保護關係から此の減水と云ひますか、水質保護といふやうなことが随分問題にされて居りまして、何等かの法律が出来さうな案が新聞紙上で見たやうな次第であります、それでは私の考であります、此の問題に付きましては内務省に於かれましても相當考究を致して居るだらうと考へます、丁度内務省からは、衛生局の保健課長も見えられるやうに承知いたしますから、本會に於て更に此の問題を決定することにしたらどんなものかと思ひますが如何でせうか。

(賛成と呼ぶ者あり)

○百六十七番金澤力太郎君(米子市) 只今福岡市から非常に同情ある賛成を得まして爰に私共の意見が成立しましたのは、洵に悦ばしい次第であります、又本日の委員長としまして大阪水道部長が本

會の席に於て相當責任ある方の御内意を伺つて發表しやうといふことでございしましたが、私共は非常に感謝する次第であります。

○委員長(島崎孝彦君) それではさういふことに致しまして此の問題は保留することに致します、時間が段々迫つて参りましたから今日は是で散會すること致します。
午後二時四十五分散會。

昭和三年七月十八日午前十時零分開議

○委員長(島崎孝彦君) それでは前日に引續きまして、第一部會を開會致します、昨日後廻しになつて居りました二十三號、二十四號、二十五號であります、上田市が御見えになつて居りますから是から始めたいと思つて居ります(まだ見えて居りませぬ)と呼ぶ者あり)それでは矢張り後廻しに致しまして、次に移ります、三十五號(松江市も見えませぬ)と呼ぶ者あり)それでは是も後廻しに致します、三十六、三十七、三十八號も同様であります、次は三十九番。

(三九) 給水料又ハ給水工事費用滞納ノ爲メ停水處分ヲ行フモ猶納入セサル場合ニ於ケル處理方承リタシ

提出者 丸 龜 市

○百五十六番三谷七五三吉君(丸龜市) 私の方では給水料又は給水工事費を滞納したときには停水處分をして居るのでありますが、停水處分をしましても、尙ほ納めないのがありまして困つて居りますが、それに付て給水料を納めないものには國稅徵收法に依て給水を停止し撤廢することになつてゐるが、併しながら差押處分をするとか、給水を停止するといふやうなことは餘り酷なやうな考が致しまするので、何か宜い方法がありましたならば、各地の狀況を承りたいと思つて提案した次第であります。

○委員長(島崎孝彦君) 誰方が御説がありませぬか、此の問題は私の方などは停水すると大抵納りま

すが、さういふ風に行きませぬか。
○百三十九番久保田實正君(上田市) 一寸提案者に御伺致しますが、停水處分を御遣りになつたか、

又其の後に差押處分を御遣りにならないか。
○百五十六番三谷七五三吉君(丸龜市) 先刻申上げました通り財産差押をすれば宜しいのであります

るけれども、停水處分して即時財産差押をするといふことも餘り酷だと思ひまして、さうして再三
督促して納めるやうにしてゐる次第であります。愈々納めなければ國稅徵收法に依て財産差押處
分をすることに致して居りますけれども、それは停水處分をした直後に行ふことはどうかと思つ
て居る次第であります。

○百三十九番久保實正君(上田市) 上田市のやり方は停水處分と差押處分を同じに其の通知を出しま
して、さうして停水處分を先にやつてさうして餘つたものには差押をする、即ち會計の方で通知を
やりますから、其方に廻しまして、差押處分をやる、斯ういふことになつて居ります、それを毎月
々々嚴格にやつて居ります、でありますから、停水處分を受けるものは毎月百二十三人あります居
後に残るのはホンの五六人位であります、それからいふやうなさういふものは停水することは出来ない
ものがある、無断で退去したり行先が判らぬといふやうな事故で全然停水處分を實行して居る
のであります、それは會計の方に廻して整理するなり處分をするなりして、水道課の方ではさうい
ふ國稅徵收法に依て處分をやらない、斯ういふ方法であります、それから會計の方では行先を尋ね
まして他町村へ委託徵收をやつて居りますがそれも偶々報告が來ないのがあります、調査して知
らして居るやうであります。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 私の方でもどうしても増設工事費が納まらぬといふことが多々あります
ので、それで先に豫納金を納めなければ工事をしないといふ方針を執りましてから餘程整理が附い

て居ります、新設工事に付きましても、豫め設計しまして其の豫納金を納めてからやる、金を納め
なければ工事をしない、斯ういふ方法で工事費の滞納といふことは餘りないやうであります、給水
料の滞納は是はどうも多々ありまして、矢張り停水をするのが目的ではありませぬけれども、萬己
むを得ず納めなければ水を止めて、尙ほ國稅徵收法で整理する、斯ういふ方針で進んで居ります。

○百三十九番久保實正君(上田市) 斯ういふ風にしてはどうです、工事費の方は設備請求をして來た
ら其の時二回を徵收する、それから設計が済んでから其の設備費を調べ、其の半額を取る、それか
ら設備が済んでから残金を取る、若し納まらない場合は今の豫納金及び半金が納まらないときには
工事を施行しない、又それが納まつても工事を實行して告知書をやつて後に其の期限内に納まらな
ければ、今の停水處分を行ふと同時に其の手續をするにしております。

○委員長(島崎孝彦君) 外に御意見がなければ義了に致します、次は四十四番。
(四四) 水道事業用電力一「キロワット」時並ニ最低責任使用料幾何及最低責任使用量
算定ノ基礎ニ付キ承リタシ

提出者 仁 川 府

○百三十五番松浦清君(大牟田市) 本問題は仁川から提出になつた問題であります、一寸御出席が
ないやうでございますので之を拜借しまして、各市の状況を承りたいと思つて居ります、此の電力
料金の一「キロワット」何程、一箇月使用電力量幾「キロ」極く簡單で宜うございますから、此の二つ
を御尋申上げたいのであります、實は書面で御回答を願ひまして差支ない問題と思ひまするけれ
ども、實は此の席で承りますれば幸福に存じます。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 私の方は一「キロワット」が一錢八厘で最低責任使用料は、當該年
度の使用料が前年の使用料に満たざるときは前年の使用料の八割の電力料を以て最低料金として居
ります。

○委員長(島崎孝彦君) 大阪市の例を一寸申上げますが、大阪市は三千「キロ」を以て是低料金に決めて居ります、一箇月に六千萬「キロ」以上、詰り六十萬「キロ」を限度としまして一錢八厘四毛といふことになつて居つて、其の外に臨時の割増金が附いて居ります、是は毎年協定しますのであつて本年度は四厘といふことになつて居ります、詰り二錢二厘四毛といふことになつて居ります、どうして斯ういふ標準を定めたかといふ根拠はありませぬが、大體從來の經驗に依りまして、定めて居ります、御参考に一寸申上げて置きます。

○百三十五番松浦清君(大牟田市) 是は實は私の方で電力料金の値下問題が起つて居りますので、各地の電力を御扱になつて居る所の状況を承りまして、それを値下問題の材料にしたいと斯う考へて居るものであります、此の川から電力を以て水を揚げるとか、或は地下水を電力を以て揚げるといふやふな水道も相當あると思ひますが、是非さういふ電力を御使ひになる所があるなら極く簡単に伺ひたいのであります。

○百七十番高橋七太郎君(長岡市) 長岡市であります、私の所では電力は二百五十「キロワット」最低「キロワット」に付て五十錢づゝであります、それで約月百二十五圓といふことの最低料金になつて居ります、それからそれ以上は「キロワット」に付て二錢二厘二毛の料金で算定します、それで只今は千五百「キロワット」位使つて居りますが、月々仕拂ふ料金は三百圓か四百圓であります、でそれ位使はなくても百二十五圓は必ず取られる、斯ういふことになつて居ります。

○五十三番小川八二君(門司市) 此の電力使用料が高いといふので、水道のために非常に大きな影響を及ぼすといふやうな場合に於ては、其の電力を供給する會社なり工場なりが獨占の場合には非常に大きな影響を蒙ることが各地によくあるのであります、私の方の實例を申上げますと、大體現在送水して居ります貯水池が二つありまして、平生の場合に於ては一方の貯水池で給水致すのであります、けれども、夏分の非常に消費の多いときには二つの貯水池を用ふる、随て月に依て使用する

月と、使用しない月とがある。さういふ場合に於て最低料金を定めるといふことは私の方で非常に不利であつて、一つも使はないでも最低料金を拂はなければならぬことになるから、さういふ點に付ては電力供給會社と交渉しました結果、最近どうしても最低料金といふものを定めなければならぬ、定めなければ、會社でさういふ深山の電力を提供するといふことは非常に冒險であるからいけない、斯ういふことであります、幸に二つの會社から見積書を取りました所競争をやつて最低料金を省路することになつたのであります、又斯ういふときには會社の方では大分損であるのみならず、電力に於ても普通「キロワット」四錢八厘で提供して居りますが、それを二錢三厘を以て契約して居るやうな次第であります。

○二十一番今中權六君(廣島市) 私は廣島であります、参考になるかも知れませぬから簡単に申上げます、私の方は會社と特殊な契約をして居りまして、最低使用量は二百六十萬「キロワット」でありまして、使用料金は一錢七厘であります。

○百三十六番木田喜之助君(福井市) 電力の使用料金に付きましては一寸御参考に申上げて置きます、私の方の電力料金は一箇月一箇月に計算することになつて居りまして、一箇月の使用電力量は二萬「キロワット」であるが、「キロワット」は三錢五厘であります、二萬から超過して三萬までは三錢四厘、三萬から四萬までは三錢二厘、四萬から五萬までは三錢、五萬から六萬までは二錢八厘、六萬から七萬までは二錢六厘、七萬から八萬までは二錢四厘、八萬から九萬までは二錢二厘、九萬以上は幾ら使つても二錢で餘計使ふ程遞減されて居るのであります、それから午後十一時から翌日の午前六時までの間七時間分の電力は二錢といふことになつて居ります、其の外に責任使用量云々の事に付きましては別に契約致して居りませぬ。

○九十八番滝田徳治君(郡山市) 私の方の「キロワット」二錢一厘で契約して居りまして、電力は四十五馬力と二十五馬力二臺使つて居ります、最低責任使用量は表示馬力を「キロ」に換算してそ

れの六〇%——会社の方は八十%といふ申出であつたが——といふことにしてあります、料金は電氣会社の方は一「キロ」三錢五厘と言つて居つたのであるが、協定の結果二錢一厘となつて居ります。

○二番大堀佐内君(東京市) 本問題と同じやうな問題が昨年御提出になりまして、それには大分詳しく各市からの回答もあるやうでありますから、御覧になつたら御参考になるだらうと思ひます、一言申上げます。

○委員長(島崎孝彦君) 次は四十七號、是と五十一號は同様な問題と思ひますから便宜併合致します。

(四十) 水道引込工事ヲ一定請負ノ形式ニテ公認制度ヲ採ラル、向アラバ其條件方法並之力經驗ニ依ル利害得失ヲ承リタシ

提出者 豊橋市

(五一) 給水工事ヲ請負制度トスル利害得失及現今請負ヲ實施セラシタル實例アラバ其成績承リタシ

提出者 平壤府

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 一寸説明申上げたいと思ひますが、此の際に御依頼をして置きたいのには、四十六號は議了したのであります、若し他の問題に付て各地から書面で以て其の例を取纏めるといふ機會がありまするをば此の四十六號も、各地に於きまして取扱はれました例を書面で一つ御集めを願ひ御配付して下さることを委員長に御願したのであります、それから四十七號の問題に付てであります、是は此の給水を始めます場合に於きまして、引込を或は一定の公認といふやうな請負制度でせらるゝ市がありまするや否や、若しありましたならば、其等に對しまして、許すとか或は承認するとかいふ所の條件或はそいふ問題に對しましての御經驗等一つ承

りたい、斯ういふ趣旨でありまして、甚だ面倒であります、一つ各市の御取扱を拜聴致したいと思ふのであります。

○八番谷本清君(大阪市) 今の四十六號は書面といふことであります。

○委員長(島崎孝彦君) 四十六號は昨日十四號に合併されましたが、尙ほ只今の御話は各市の例を書面で承りたいといふ御希望であるからどうか……

○百十三番八尾藤十郎君(和歌山市) 私の方の取扱振を爰で御答したいと思ひます、私の方では敷設工事は水道普及の目的の下に、指定請負人なるものを拵へてさうして材料を市から交付して居ります、其の勞力に付きましては職工の方は市が技術試験を致しまして、さうして接合と掘鑿とそれから埋戻のみを請負はして居ります、私の方の單價で十尺一圓四十錢となつて居ります、それから今一つは水道普及宣傳の意味から請負人と市の有志に依て、それが主催者として水の衛生展覽會といふものを拵へまして、さうして各地からいろ／＼の材料を寄せまして、悪い水は有害であるとか、又統計表を拵へましてそれを示したりして居るのであります、もう一つは期間を定めまして、さうして水道を申し込んだものに對しましては景品を附けてやる、さういふ譯で非常な好成績であります、又一面請負人の方に於ても設備が良くなつて居ります。

○四十二番堀新吾君(各古屋市) 一寸各古屋市の實例を御参考に申上げます、只今和歌山市が御述べになつたと殆ど同様であります、唯給水装置をする材料は凡て市の拂下げ品を使用して居ります、それから職工の點に付ても今和歌山の御述べになつたと同じ方法でやつて居ります、只今は五人の請負人でありまして、此等が矢張り各勧誘に行きまして、さうして其の設計を見積つて來て市の検査を受け、さうして始めて仕事をやる、而して道路の方は市がやるから唯屋外だけやることになつて居ります、資格條件としましては三年以上水道を敷設し、直接國稅二十圓を納めて居る者斯ういふことになつて居ります。

○八十七番上田研介君(福岡市) 私の方は絶対に請負をやらせないものでありますが、多少御参考に申上げます、請負をさせて呉れといふことは迫つて来たのでありますが、材料を鑑別するといふこと殊に職工その他吏員の派遣等も非常に困難が多いといふことを實際に於て目撃して居るし、殊に學校、官衙の事に付ては直接に行つて違反の行爲を爲すことを偶々發見出来る、其の發見した狀況を見ますと、大都市が使用する材料より遙に劣つて居る材料を使用して居るといふやうなことを多く見たのであります、それで給水者は非常に迷惑を被つて居る、で請負にするなら全部請負にするか、又は金然請負にしないかといふことで今考慮中でありませう。

○委員長(島崎孝彦君)

外に御意見がなければ是で議了と致します、次は四十八番。

(四八)

水道布設ニ要スル土地收用ニ當リテハ部分的收用ノ事業認定ヲモ認メラル、様取扱方ニ付其筋へ陳情スルコト

理由

水道用地買収ニ付之ニ應セサル者ニ對シ土地收用法ニヨリ收用セントスル目的ノ爲ニ事業ノ認定ヲ要クヘキモノナルカ或ル一部分ノミ收用法適用ノ必要アル場合ニテモ事業區域全般ニ亘ル圖面及書類等作成シテ手續ヲ要スル理ナルモ之等手續ノ上認定ニナル迄ハ相當時日ヲ要シ工事施工上支障ヲ來ス虞レアレバ之ガ收用法適用ノ必要アル部分ノミノ單獨ノ手續ニ認メル、様致シタシ

提出者 豊 橋 市

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 第四十八號に付きましては簡単に説明を附してありますが、尙敷衍致す次第であります、御承知の通りには是は水道を敷設せられる方には極めて適當な問題であると信ずるのであります、此の水道の工事は極めて短期に於きまして仕事を済みまするのが常例に

なつて居ります上に於きまして、現在のやうな收用法の取扱方でありませうれば其の間收用法の適用を圓滿に而も敏捷にやることを缺く嫌ひがあります、それは皆さん御経験の如くに總ての書類を完備した上でなければいけない斯ういふことになつて居ります、然るに收用に掛けたものはさういふ廣汎なものでなく或る一部に於きまして、收用の困難なることが生ずるのであります、それ故に出来るならば一部の目的を達すると全般のものが解決するといふことが多いのであります、それ故に出来るならば全般の書類を出して後に收用の認可を得るといふことは極めて取扱者としては結構かも知れませぬが、實際其の施行する者と致しましては、迷惑至極でありますので、出来るならば此の問題に付ては局部の工事だけ、部分的の收用認可をするといふやうな制度に、或は取扱振に直さるゝならば將來獨り上水道ばかりでなく、他の各種の仕事を進捗する上に於て極めて有効な成績を得ることと思ひまして、能く御研究を願ひたいと思ふのであります。

○十二番關源三郎君(神戸市)

本問題に付きまして、只今説明がありました、此の問題に付きましては最近の當市の實例を申し上げまして御參に供したいと思ひます、それは私の方の水道計畫は大正

十四年から大正十八年迄の五箇年の繼續事業と致しまして開始致しまして、恰度私の方の水道は貯水池の堰堤の改修、第二には隧道の延長、第三には淨水池の擴張、第四には送水管の擴張、第五には配水池の擴張、斯ういふ計畫に依りまして、何れも其の部分に付もましては收用法を適用致しました、で御説の如くに全體の計畫書類總てのものを出さなければ收用認可は出来ないかといふやうな考でありましたが、五箇年間の繼續事業のやうなものに對して、全部の書類を添付しなければならぬといふやうなことは、吾々の仕事の上にて非常に困るから部分的に付て取扱を願ひたいといふことを申出ました所、縣の方から早速本省の方に送達いたしました、認可を得たやうな状態になつて居ります、是は縣に依て取扱を異にするかも知れませぬが、兵庫縣に於きましてはさういふやうな状態で許可をして居ります、一寸御參考に申し上げます。

○委員長(島崎孝彦君) 御語り致しますが、此の陳情と建議の問題は随分澤山ありまして勘定すると十五問位ありますが、之を便宜一括して慎重に審議する方法を講ずるといふことも一つの方法でないかと考へますが……

○五十三番小川八二君(門司市)堤只今議長の御話であります、此の新問題を通覽致しまするに百六十問もありまするのに、未だ五十問にもならぬといふのでありまして、只今御話のやうに建議及び陳情の問題は非常に多いやうでありますから、此等のものを一括して慎重審議致したいと思ひます、即ち之を一々逐條審議を致すことになりますると、日程に依れば視察もありませんし、又いゝんな招待もあるし、半日を以て議事が終るといふこともありませんから、此の期間に完全に議了するといふことは困難ではないかと思ふのであります、付きましては此等のものは調査委員を設けて慎重調査を致しまして適當に處置することが最も宜いではないかと考へます、それで會員諸君に御話したのであります、先づ全體から見まして、此の中に含まるる番號を讀みますると、二十五、三十三、四十八、四十九、五十五、六十三、七十二、八十三、百四、百十二、百十三、百十八、百三十、百四十一、百五十八、以上十五の問題であります、是は何れも陳情若くは建議に關する重要な問題でありますから、前申す通り調査委員を設けて慎重審議をして頂きたいと思ふのであります、尙ほ調査委員は、從來の關係に依りまして、建議實行委員として現存するもの即ち東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、佐世保、長野、長崎、濱松、鳥取の十一市であります、此等の各市は從來各種の建議實行委員であります、且今の建議及陳情は從來のものと殆ど關係の深いものでありますから、此の十五問題は從來の實行委員に付託して研究方を願ひたい、さうすれば外の議事を進行する上に於ても吾々が深く研究することが出来るであらうと思ひますから此の動議を提出致します。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 私の方も只今五十三番であります、動議がありました、全然同

感であります、委員の事に付きましても同感であります、是非どうか委員を御選任になりました慎重審議して下さいを御願致します。

○八十七番上田研介君(福岡市) 是は提出市の意見を御求になるのであります、議題の儘で御進行になるのであります。

○委員長(島崎孝彦君) 其の點は御提出の市なり其の外の市で御述になりたいことがあるならば此の際承りたい、大體之を一括するといふことに御異議ありませぬか、「異議なし」と呼ぶ者あり、それでは一括することに致します、即ち土地收用に關する問題、水道條例の改正に關する問題、國庫補助に關する問題、源水保護の問題、鐵關稅の問題、國縣道の占用に關する問題、斯ういふやうな問題に限られて居るやうであります、尙ほ御話のあります方は此の際御述べを願ひたいと思ひます。

(二五) 既ニ認可ヲ得テ水道五布設シタル後更ニ給水區域ヲ擴張セントスル場合ニ於テ認可ノ爲メ主務大臣ニ提出スル書類ハ如何ナルモノヲ調査添届セシムベキヤニ付水道條例並關係法規ニ明記シアラザリシ爲取扱上幾多ノ不便ヲ來シツ、アルニ付テハ大正十年七月内務省令第二十二號水道條例第三條及第十一條但書ノ規程ニ依ル命令ニ關スル件中ニ其事項ヲ詳記セラレタキコトヲ其筋ニ建議スルコト

提出者 新 發 田 町

(三三) 大正十五年十一月上水協議會建議實行委員ニ依リ建議セル「上水道源水保護法ヲ制定セラレンコトヲ望ム」ノ貫徹促進ヲ望ム

申 由

本問題ハ大正四年二月第十一回上水協議會ノ決議ニ依リ建議シ來其ノ實現ニ努力シ來リシモ今ニ目的ヲ達セサルハ遺憾トスル所ナリ我米子市上水道

源水取水ノ方法ハ日野川伏流水ヲ集水唧揚ノ設備ナリ爲ニ近時水源取水個所ノ五百間上流ニ於テ既設灌溉水路ヲ改修シ日野川表流水ノ全量並其ノ取水堰下流ニ於テ伏流水ノ大部分ヲ唧揚シ灌溉用トシテ取水セントスル水利組合ヲ見タリ實ニ我上水道ノ一大脅威トシテ其ノ善後策ヲ講ジツ、アリ

要 求

河川ノ表流水若クハ伏流水ヲ源水トスル上水道ニ影響スヘキ地ノ工事ヲ其ノ河川ノ上流又ハ水道水源地附近ニ施設セントスル出願者アリタル場合ニ於テハ既設水道經營者ニ對シ其施設セントスル工事工法ヲ明示シ其ノ承認ヲ得セシムヘク既設水道保護上必要ナル法令制定實現ノ促進ヲ期スル爲既建議書理由中ニ本趣旨ヲ明記シ再建議ヲ要求ス

提出者 米 子 市

(四九)

給水鉛管引込工事ニ付國縣道ヲ占用スル場合ハ一々許可ヲ要スル義ナルモ之カ復舊ヲ條件トスル程度ニ於テ許可ヲ要セサルコトニ法令ノ改正ヲ陳情スルコト

理 由

國縣道ニ於テ日々數戸ノ給水引込工事施行ニ當リ一々占用許可手續ヲ了シ然ル後施行スヘキ理ナルモ實際ニ於テハ到底斯ル手續ヲ爲ス能ハズ結局施工後ニ於テ占用ト同時ニ竣功ノ手續ヲナスコトニ相ナラスヤト思考スル爲メニ之等道路ニ埋設シタル水道鐵管ヨリ給水ノ爲細管ヲ設スル場合ハ道路復舊ヲ條件トシテ占用ノ手續ヲ要セサルモノト致シタシ

提出者 豊 橋 市

(四五)

配水管布設ノ爲メ國府縣道占用許可期限延長建議ノ件

理 由

大正八年四月法第五八號道路法第三十八條ニ依リ主務大臣職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任セラレタルニヨリ各地方廳ニ於テハ府縣令ヲ以テ國府縣道及附屬物占用規程ヲ設置セラレ其ノ占用期限ヲ特別ノ理由アルモノヲ除クノ外本縣ハ五ヶ年(府縣ニヨリ多少相違ハ有之可ト思考ス)ト定メラレタルモ上水道鐵管ハ廢止若クハ位置ノ變更ヲナササル限り永久ニ占用ノ必要欠クヘカラサルヲ以テ從來ノ許可期間ヲ支障ナキ限り可成長期間ニ涉リ許可ヲ受ケ以テ占用繼續出願ノ度數ヲ減スルト同時ニ官公衙双方ノ手數ヲ省略セント欲スル所以ナリ

提出者 川 崎 市

(六三)

上水道布設擴張工事費ニ對シ從來ノ如ク國庫補助交付方其筋へ建議ノ件

理 由

近時仄聞スル處ニ依レバ上水道布設擴張工事費ニ對シテハ今後主務省ニ於テ之ガ國庫補助ヲ交付セサル方針ノ趣ナルモ果シテ然ラバ義町村財政ニ及ボス影響甚大ナルヲ以テ從來ノ如ク引續キ國庫補助交渉方其筋へ建議セントス

(七二)

政府ニ於テハ昭和三年度ヨリ水道ニ於ケル國庫補助ヲ斷然打切リトスルヤニ聞ク之ガ對策如何

提出者 小 倉 市

(八三)

上水道布設國庫補助金當分中止セラル、ヤニ傳聞ス果シテ然ラバ其對策ヲ講

スルノ必要ナキヤ
理由

政府財政ノ都合上昭和三年度ヨリ當分ノ間該年度以降申請シタル上水道ノ新設及擴張工事ニ對シテハ國庫補助金ノ交付方見合セラル、ヤニ傳聞ス斯クテハ財政豊カナラザル市町村ニ於ケル上水道計畫ニ對シ大ナル打撃ヲ蒙ルモノト認メラル、ヲ以テ本協議會ニ於テ何等カノ對策ヲ講スルノ必要アリトシテ本案ヲ提出ス

提出者 福岡市

(一〇四) 上水道事業ニ上スル國庫補助打切ノ方針ナリト聞ク果シテ事實ナルヤ否上水協議會ニ於テ調査シ適當ノ方法ヲ講究セラレンコトヲ望ム

提出者 別府市

(一一二) 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件中ニ左ノ一項追加方其ノ筋ニ建議ノ件

一、上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ路端ニ之ヲ建設セシムヘシ但歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側ニ建設セシムルコトヲ得

理由

市町村ニ於テ上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スルノ必要アル場合ニハ道路法第五十二條ニ依リ管理者ニ於テ更ニ監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ規定ナルヲ以テ地下占用ト同時ニ路面上ヲ占用スル場合即チ配水管布設ト同時ニ地表式消火栓ヲ設置スル場合ノ如キハ勢カラザル不便ヲ感シツ、アル實況ナリ

依テ電線路建設ノ爲路面ヲ占用スル場合ト同様監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル様規定セラレンコトヲ望ム次第ナリ

提出者 山形市

(一一三) 水道條例第二十一條ノ二ノ規程ニ依ル職權委任ニ關スル件中ニ左ノ一項追加方其筋ニ建議ノ件

(大正十年七月勅令第三三一號地方長官ニ對スル委任事項)

一、設計變更ノ程度僅少ナル場合
理由

水道工事實施ニ當リ種々ノ事情又ハ土地ノ情況變化ノ爲僅少ナル設計變更ヲ要スル場合尠カラズ例令ハ配水管擴張工事ニ於テ構造物ノ位置變更又ハ内部更正ノ如キモノナリ斯ノ如キハ基本計畫ニ變更ナキハ勿論目論見書等ノ本旨ニ反セル僅少ノ變更ニ過キサルモノナルモ内務大臣ノ認可ヲ要シ其手續繁瑣ナルヲ以テ工事施行時期ヲ失スル等其ノ不便不謬依テ其權限ヲ地方長官ニ委任セラレンコトヲ望ム次第ナリ

提出者 山形市

(一一八) 本會ノ決議ヲ以テ水道條例ノ改定方ヲ其筋ニ稟請スルコト理由

現行水道條例ハ明治二十三年ノ制定ニ係ルモノニシテ既ニ四十年ヲ經過セル今日時代ニ適應セサル點尠カラズ曩ニ本會ニ於テ部分的改正ノ意見提出セシコトアリ旁々此際根本的改正スルヲ適當ト認メタルニ依ル

提出者 江戸川上水町村組合

(一三〇)

内務大臣ヨリ水道布設ノ認可ヲ受ケタルモノハ其ノ認可ノ日ヨリ三年以内ニ
土地收用法第十九條ノ手續ヲナサ、ルモ事業認定タルノ效力ヲ失フコトナシ
右其筋へ稟申セントス

二五八

理由

上水道布設事業ハ其目的ニ於テ都市計劃事業ノ一部分ニシテ都市計劃法第
一條ニヨル主旨ト一致セルノミナラス水道條例第二十一條ノ規定ハ其ノ必
要ヲ裏書スルニ充分ナルヲ以テ此ノ際水道條例ヲシテ都市計劃法第十六條
第二項ノ規定同様ノ特權附與方稟申セントスルモノナリ

提出者 大津市

(一四一)

昭和四年度ヨリ鐵關稅ノ引上ヲ行フヘク當局ニ於テ夫レノ準備中ナリト聞
ク果シテ事實ナリトセハ水道經營上脅威少カラサルヲ以テ公衆ノ恩ニ供スル
モノニ付テハ戻稅ノ規定ヲ關稅定率法ニ定メラレンコトヲ政府ニ建議スルノ
件

提出者 門司市

(一五八)

上水道起業ニ係スル將來ノ補助如何

提出者 松山市

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市)

四十九問であります。極く簡単に申上げて置きます、是は大變
厄介な問題でありまして、給水鉛管引込工事のため國縣道を占用する場合に一々許可を受けねばな
らぬといふことは非常に煩瑣に堪えないのでありますから、之が復舊を條件として許可を要せない
やうに法令の改正を願へれば、事實上非常に便宜であると存じ提案した次第であります。

○百二十四番工藤貞次君(山形市)

私は山形市提出の百十二問と百十三問に付て一言申上げて皆さ

んの御同情を得たいと考へる次第であります。百十二番の問題は先刻御話の通りに道路の占用の問
題であります。國縣道を使用する場合に地下の占用と地上の占用と認可の手續を異にします。の
で、同時に願を出ししても、地表の方は本省の承認を要するためになか／＼認可が遅れるのであ
ります。それがために不便を感じる次第でありますから、何卒御同情の上此の意見の貫徹するやう
に御願する次第であります。次に百十三番、之は水道條例に依る職權委任に關する問題でありまし
て、之は前回に於きまして委員付託になつたのであります。其の委員付託の結果は如何になつて
居りまするか私は存じませぬが、若し其の中に此の關係も包含して居るならば之は重複になるので
ありまして、撤回しても差支ないであります。唯前回の委員會の結果は如何になつてゐるか、此
の點が判ると思つて爰に御願する次第であります。

○九十番石崎貞二郎君(別府市)

百〇四號で國庫補助の問題を出して居りますが、本問題は本年九州
の方に於きまして、研究されました問題でありまして、之は新設をするとか或は擴張をするとかい
うやうなときに國庫の補助がないといふことは最も重大なる關係を生じますので、成べく此の問題
は其の目的を達するやうに御取計を願ひます。

○五十三番小川八二君(門司市)

私の方から提出して委員付託になりました此の百四十一號に付て説
明を申し上げます。鐵の關稅が引上げられるといふことは、曩に六月二十一日に大阪毎日新聞の記事
に「鐵關稅に付ては曩に政實協定の際武藤氏から成るべく引上げざるやう希望すとあつたのであり
ますが、大藏省では其の後慎重なる考究を加へつゝあるが、國策上どうも引上げなければならぬ必要
を認めたと、武藤氏の希望に背き其の引上を斷行することに方針を決定、近く本年度第一回の關
稅調査會を開いて該引上を附議すると、尙ほ本材關稅も引上げるやうである」斯ういふことで鐵關
稅を引上げるといふことは事實であるやうであるが、斯ういふことは吾々水道事業を補助して居る
ことから申しても矛盾してゐることでありまして、公共の用に供するものに付ては戻稅の規定を

二五九

關稅定率法の中定められんことを希望するものであります。

○委員長(島崎孝彦君) 外に御述べになる方はありませぬか(「なし」と呼ぶ者あり)それでは之は委員付託といふことに御諮したのであります。委員は従来の建議實行員に付託するといふことに御異議ありませぬか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それではさういふふとに決定致します。次は第五十四號、(川崎市は出席して居りませぬ」と呼ぶ者あり)それでは後廻に致します。爰で一吋申上げます。が、五十六問は第二部の方でありましたが一部の方に變更されましたから、五十六問を入れ議題に供します(「高砂町は出席して居りませぬ」と呼ぶ者あり)それでは後廻しに致します。次は六十問。

(六〇) 聯合専用栓ノ制度ヲ設クルトキ制限戸數ヲ決定セラレタル標準如何實施後ノ利害ニ付實狀承リタシ

提出者 尾 道 市

○百四十三番住吉健一君(尾道市) 議案に掲げてあるやうな意味でありますから御定めにになりました標準がありましたならば一つ承つてみたいのであります。それとそれを建設した後の利害に付て、併せて承りたいのであります。

○百三十九番久保實正君(上田市) 聯合専用栓云々の件は市に依て違ひましてどうも一定にはなかなか参らないのでありますからそれは判りませぬが、當市のやつて居る聯合専用栓の使用者は、家主の資格のある者或は二人の人が裏表隣りあつて、極く家が接近して居りまして、各自の軒端が接近して居る、さうして二人で使用する、其の場合の費用は兩方で持つて設備する、斯ういふものを條例の方では聯合給水者として居ります。

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 私の方は布設當時は聯合専用もありましたが、併し現在は聯合といふことは非常に弊害があるやうに思はれます。

○委員長(島崎孝彦君) 外になければこれで議了に致します。次は六十一問。

(六一) 火災ニ際シ水道吏員又ハ水栓番人ガ消火器具ヲ携ヘ消防組ニ先チ現場ニ馳付ケタル場合ハ直チニ防火栓ヲ開キ防火ニ着手セシメラル、ヤ而シテ其場合消防組トノ折合圓滿ナルヤ實狀承リタシ

提出者 尾 道 市

○百四十三番住吉健一君(尾道市) 第六十一問は極めて簡單なもので、私の方では火事がありました場合には水道課に居ります者が現場に馳つて行つて防火栓を開いて放水することがあるのであります。で消防夫が参りまして、詰り自分等のやるべきことを水道課の者がやつたといふやうなことから、彼此れ問題が起つたのであります。どうも此の市と消防夫との間に於きまして、屢々紛糾があつたのであります。此等に付きまして何か好い方法があるまいか、若し斯様な實例がありましたならば、各市に於きましてどういふやうな方法を御執りになつて居るか、御伺したいのであります。

○九十番石崎貞二郎君(別府市) 別府市の實例を御参考に申し上げます、先刻御話のやうに火災の場合には最初の行動が最も大事でありますので、水道課には常設の職工が居りまして、失火の場合には直に行つて水勢を興へる、とかといふやうないろ／＼な仕事がありますから消防隊といふものを組織して居りますが、失火の場合は直に水道課の職工なり吏員なりが、駈附けて行つて、消防隊を抜いて放水する、其の場合消防夫が来たならば直に消防組に其の栓を譲り其の儘交替する、といふやうな動作を執らして居ります。尤も消防組頭及組合員とは諒解を得て能く意思の疎通もいたして居りますので、何等紛糾といふやうなことはないやうであります。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 別府が御答になりましたが、別府と大差はない、唯消防組は水道消防が到着して作業中消防組が着いた場合水道消防を中止するのはいけない、隨て消防組に手渡しするまでの間特殊なる方法を講じたらどうか、それは松野式或は其の他の消火栓の「スタンドバイ

「特殊な装置を買入れまして、一般の消防が到着して「タンク」の準備が出来るまでは、水道消防は作業を継続して居る、さうして其の準備が出来た後に始めて一方に移せば文句はない譯である、斯ういふことにして居ります。

○委員長(島崎孝彦君) 外に御説がなければ之で議了と致します、次は六十二問。

(六二)

給水申込者ノ資産状況又ハ家屋坪数ニ依リ水道使用料率ヲ區別セラレタル實例アラハ其ノ料率及實施後ノ利害ニ付承リタシ

提出者 尾 道 市

○百四十三番住吉健一君(尾道市) 此の六十二問に付きましては、私の方に於きまして資産の状況、家屋の坪数等に非常な相違があるにも拘らず、同じ使用料率を以てするといふことは穩當でないといふやうな苦情が屢あつたのであります、それで此等は將來變へねばならぬ、斯様に考へてゐるのであります、各地の状況を拜聴致しまして参考にしたと思ひます、若し實施せられた所があるならば其の料率及實施後の利害關係を拜聴致したいのであります。

○五十二番小原岩藏君(門司市) 資産の状況に依て水道使用料率を區別せられるといふことは資産のどういふのでありますか、専用料金に共用料金との關係でありますか。

○百四十三番住吉健一君(尾道市) 全く之は専用料であります、資産の状況或は坪数に依て其の料金を變へたい、斯様に考へて居ります、詰り十坪の家屋より五十坪の家屋は水の使方も劇しいだらうし、又裕福だらうといふやうな考からそれを標準として使用料率を變へるといふのであります。

○五十二番小原岩藏君(門司市) 計量制でありますか。

○百四十三番住吉健二君(尾道市) 計量制であります、尤も放任制もありませんけれども少いのであります。

○委員長(島崎孝彦君) 大阪市の一例を一寸申し上げますが、大阪市は共用栓は家賃十五圓未満の家に

限るといふことに大體なつて居りますが、併し一かたまりになつた長屋が申込んだときは矢張り共用栓の加入を許しますが、其の家賃が十五圓以上であれば専用料を徴収する、詰り家賃十五圓を區域にして居ります。

○六十八番名取啓藏君(甲府市) 只今の問題に付きまして、甲府市の執つて居る例を参考に申上げてみたいと思ひます、私の市に於きましては専用栓の給水に於きましては、種類に依て料金をそれぞれ變へて居りますが、其の使用料金に對しては資産其の他を以て區別したことはありませぬけれども共用栓の使用に付きましては、資産に依りまして其の使用料金を區別致しました、唯共用栓の使用に付きましては、原則として只今申上げるやうなことはしないのであります、で第一に所得税を納める者、それから直接國稅年額十圓以上納める者、それから一箇月に平均七十圓以上の収入ある者、次に延坪十三坪以上の家に居住する者、此等に對しては共用栓使用者たることを許さない斯ういふこととしてあります。

○九十八番瀧田徳治君(郡山市) 私の市に於ては専用栓は全部計量で料金の區別は致してない、使用資格としては特別戸數割の一户平均負擔格以上の者を専用栓使用料、それ以下の者を共用栓使用料、尚ほ共用栓の使用資格者に於ても計量栓を使用することが出来る、許量使用者で以て特別の事情ある者は共用栓を使用することが出来る、それから共用栓の料金は普通共用栓として特別税戸數割の一户平均額未満を三十錢とし、尚ほ特別税戸數割の一户平均負擔額未満のものに對しては十五錢、市に新に居住して來た者で特別税戸數割の負擔を受けて居ない者が、負擔を受けるまでの間一箇月三十錢とするのであります、當市は最初共用栓使用者の資格を家屋賃賃價格及住家坪数に依て料金の基準を定めて居たのであります、所が市外の膨張發達に伴れて家屋賃賃價格の騰貴と同じ影響があり又家屋の不足の結果大きな家屋に住みたいと思つてもないために已むを得ず小さい家屋に住むやうなこともあるし、小さな家屋で間に合ふのがないために大きな家に已むを得ず入るやうな場合

もある、さうすると料金の査定上面白くない影響を來すことがある、それで斷然其等の資格條件を撤廢して特別税戸數割に依ることとしたのであります。

○委員長(島崎孝彦君) 時間が参りましたからあと明日に致します、尙ほ先程委員付託になりましたが其の委員の指名を致します、上田市、久留米市、宇部市、小倉市、山形市、東京市、神戸市、横濱市、門司市、名古屋市、京都市、大阪市、以上十二市に御願致します、委員の方は今日水源地在りましてから適當な時間に御集りを願ひたいと思ひます。
午前十一時四十五分散會。

昭和三年七月十九日午前十時開議

○委員長(島崎孝彦君) それでは是から始めたいと思ひますが、開會に先ちまして御話致して置きたいことは、二十日の午後十一時の列車で小樽を経て札幌に参り、即ち二十一日に小樽と札幌の視察をして二十二日函館に來て解散する、斯ういふ風の日程に變更したい、斯ういふ申出であります、別に御差支なければ其の事を視察地の方に御答致したいと思ひますが如何でせうか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それではさういふことに日程を變更することに致します、付きましたはそれに御出席の方は函館水道課長の方まで御通知を願ひたい、矢張り向ふでいろ／＼關係もありませうから入數を知らしてやつた方が宜いと思ひますから、お名前だけ此方に御知らせを願ひます——それでは是から開會致します、日程に入るに先ちまして先般來特別委員に付託になりました問題の委員會の経過と結果とを私から御報告致します、先づ以て百四十四の問題が十二市の特別委員に付託されたのであります、統計報告中に工場給水を入れるといふ問題であります、是はいろ／＼御説も出ましたのであります、此の工場といふことの範圍が決め悪いので、或は此の工場法に依る工場を全部網羅したらいふ御意見もありましたし、或は營業税の關係で決められて居る工場も、その關係

も生じて來るといふやうな疑問もあるといふやうな御説もありましたし、結局此の工場といふことに付ての解釋は今少しく研究を要するといふことになりまして、此の問題は宿題とすることに委員會では決定致しました、で先以て御決定を願ひたいのであります、今のやうに宿題にするといふことに付て此の委員會としては別段御異議はありませぬでせうか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それではさういふことに決定致します、それから次に建議陳情に關します十五問の委員會の結果であります、是は大體に於て土地收用法に關係するもの、それから水道條例の改正に關するもの、國庫補助の申請に關するもの、源水保護に關するもの、鐵關稅に關するもの、國縣道の占用に關するもの、斯ういふ大體種類に分れて居ります、各問題に付きまして、詳細に委員會に於て審議したものであります、其の結果を申し上げます、此の水道條例に關する問題、是は數箇出て居りますけれども、又中には問題なしに單に解決して貰ひたいといふ御趣旨の御提案もあります、而して是は其の必要は確に認めるけれども、どういふ點をどういふ風に改正したら宜いかといふ具體的なことに付てはまだ纏つたものがないのであります、でそこに具體的な案がなければ内務省でも取扱に困るでらうといふやうな關係から、どの點を改正したいといふ資料を各地から東京の理事の方に御集めを願つて、さうして理事の方で新に改正案を作りまして更に御諮りを願ふといふことにする方が適當であらうといふことに決定致しました、それで順序に申しますと、第二十五が水道條例に關する問題でありますから、只今の方法で新なる資料の一つとなることになり、それから三十三の問題であります、是は上水道の源水保護に關する問題でありまして、非常に重要な問題であります、既に之は二十三回の上水協議會に於て實行委員が出來て其の筋に建議中になつて居りますが、尙ほ米子市は新なる要項を加へて詰り水道に關係する問題も加へて再建議になつて居りますが、是は矢張り其の他の方面に於きまして斯ういふ問題は續々起つて來る問題だらうといふやうなことから再建議するといふことは至極適當であるといふことに決定致しました、それから次

知らせを願はぬと、無意義な問題を提げて會議に臨むといふことは洵に遺憾と考へます、どうか其の邊を能く親切に——斯ういふ問題は駄目である、斯ういふ問題に限るといふことを御決定になる必要はありますまいか。

○委員長(島崎孝彦君) 只今の御説のやうなこともあつたのでありますが、之を直に撤回を願ふといふやうなこともどうかと存じまするし、吾々としても相當研究をすることにして然るべきものであらうといふやうな意味から研究問題になつた譯であります、それから委員の繼續問題に付て御尋がございましたが、之は此の委員會で研究問題と決まれば引續て本會の方でさういふ風の御決定を願ひ何時までも繼續して研究したいと思ひます。

○八十七番上田研介君(福岡市) 私はもう少し議長の御意見を聞きたいのでありますが、本會が始まりましてから、いろ／＼聞いて居りますると、書面で回答して宜い、或は重要な問題は一部の委員で以て協議するといふことになりますれば此の多數の人が此處に多數出席しても何等權威がない、會の性質として洵に寒心に堪えないと思ふのでありますが、議長はどういふ御考で御進行になつて居りますか。

○委員長(島崎孝彦君) 只今の御話は意見を述べざる機會がないといふのであります。○八十七番上田研介君(福岡市) さうです、大分書面で回答しても宜しいといふやうな意見も出て居り又大なる問題は一括して既に委員付託になつて居る故、大多數の會員諸君が此處に出ても何等協議しなくても宜いといふ感じが起るが……

○委員長(島崎孝彦君) 委員付託にして慎重審議をせやうといふので委員付託になつたのであります、此の特別委員會が慎重に審議した結果を爰に御報告して、それに對して御意見があれば如何程でも此の席で御述べになつて差支ないのであります、何もさう急いで決めなくても宜からうと思ふのでありますから、どうぞ御意見を御述べ下さつて差支ありません——只今の説に賛成もないやうであります、先の報告に對して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(島崎孝彦君) それでは只今の報告通り決定致します、次は第七十號、之は第二百二十二號と同様でありますから便宜合併致します。

(七〇) 全部計量制ニ於テ量水器使用料徴收スルノ可否

提出者 小 倉 市

(一一二) 量水器ニ對スル檢定手續實施セラル、場合ニ於テ計量給水使用者ヨリ量水器

(口徑ノ大小ヲ論セス)使用料ヲ徴收スルノ可否

提出者 名 古 屋 市

○四十二番堀新吾君(名古屋市) 七十號と百二十二號は表題の書方が少し違つて居りまするけれども、問題の趣旨は同一でありますから、便宜私から提出の理由を極く簡単に申し上げたいと思つて居ります、從來此の計量を全部採用して居られる水道は全然量水器使用料を徴收せられんことに承知して居りますが、其の例外と致しまして、小倉市は口徑一吋以下四分の一吋以上のものに對して使用料を徴收せられて居るのであります、近く檢定手續が實施せらるゝとすれば、其の曉には量水器の取附其の他に少なからざる經費を要すること、思ふのであります、元來此の水道の經費は建設に關するもの、維持經營に關するもの、檢定に關するものは計算外になつて居るのであります、どうししても之に要する經費の缺陷を來すのであります、之を捻出するために量水器使用料を徴收するより外はないと思ふのであります、自分の商品を賣るのに樹代まで取るといふことは甚だ不合理であるといふやうな議論があるかも知れませんが、水量「メートル」は給水装置に定著して居るのであります、普通のものとは違つて破損し易いのであります、又瓦斯、電氣等に比しまして、水道料金は殆ど五分の一位のものであります、斯の如く水道の五倍もする瓦斯電燈でさへ使用料を取つて居る

のでありますから、獨り水量「メートル」だけが使用料を徴收してはいけないといふやうな議論は立たないと思ふのであります、此の際各位の御意見を承りまして、参考に供したいと思ひます。

○二十一番今中權六君(廣島市) 此の際甚だ僭越であります、私は議事の進行に付て一言議長に御願ひ致したいと思ひます、日程が御變更になりました、期日も殆どないのであります、それで此の残つた問題が大部ありますが、此等は此の席で意見を御聴きにたつた方が御都合の好い問題もあるかも知れませぬが、それは別と致しまして、大抵は御書面で御聴きになれば御解りになるものが比較的多いやうに思ひます故、此の際此等の問題を一括致しまして、書面其の他の方法で御承知になることにしたらどうかと思ひます、それで其の方法其の他に付きましては議長に御一任して、議長の方で然るべくやつて戴いたら宜からうと思ひます、僭越であります、一言私から申上げます。

(賛成)と呼ぶ者あり

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 只今廣島市よりの動議の御提出がありました、賛成を致す一人であります、付ては私は尚ほ今日以後の問題の外、今日迄議了致しました同様の問題に付きまして、書面を以て回答を願ひ、さうしてそれを印刷に付して御配付を願ひたいといふ希望を付して賛成を致したいと思ひます。

○委員長(島崎孝彦君) 只今二十一番から動議がありまして、御賛成があるやうであります、各地の實例を承りたいとか、取扱振りを承りたいと或は實績を承りたいといふやうなことに付ては各地から更に書面で御答することにしたといふ御趣旨のやうであります、尚ほ百七十九番から之迄の分に對しても同様の問題に付ては同様に書面を願つて配付されたいといふことであります、それは各地の御意見を書面で戴いて、それを主催地から印刷にして各地に送る、斯ういふことにして御異議ありませぬか、(異議なし)と呼ぶ者あり)それではさういふことに致します、さう致します

ると、只今迄に済んだものは申上げませぬが、今後出て來る問題を申上げますと、斯ういふことになり、七十一、七十四、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十六、八十七、九十一、九十七、九十九、百一、百二、百七、百八、百十七、百十九、百二十四、百四十五、百四十六、百五十六、それから尚ほ後廻になつて居るもの三十一、三十五、三十六、三十七、三十八、五十四、五十六、以上であります、それから先に協議したもの二十三、二十四が之に入り、尚ほ只今の七十、百二十二も結局各地から御答があれば却つて詳細に解ると思ひますから、便宜之に加へまして、進行致したいと思ひます、但し此の際何か御述になりたい方があれば承ります。

(七一) 水道擴張ノ期ニ達セシ場合給水設備請求ニ對シ之力取扱振承リタシ
理由 由

擴張期ニ達シ未タ工事モ出來上カラヌト云フ場合ハ給水ニ不足ヲ生スルコトカ多々アルコト、思料ス此場合給水ノ申込タ受ケルモ斷水スルニ決シテ居ル夫レヲ如何ニスルカ幾ラ水カ不足シテモ給水ヲ拒絶スルコトガ果シテ如何テアルカ此邊ノ取扱振又御經驗ナシトスレバ御意見ヲ承リタイト存ジ提出シタ次第ナリ

提出者 小 倉 市

(七四) 計量給水制ニシテ量水器ノ異狀又ハ給水用具ニ破損ヲ來シタル場合ニ於テ其消費實量ハ水道經營者ノ認定ニ依ルノ外ナカルヘシ此ノ場合最モ合理的ノ認定方法承リタシ

提出者 鎮 南 浦 府

(七七) 道路上ニ埋設セル給水管ヲ地下電線瓦斯管等ノ工作物設置ノ際破損セシメタル場合修繕費徴收方法ニ付承リタシ

(七八) 道路ノ擴張又ハ變更ニ依リ給水用具ノ位置變更ヲ要スル場合ニ於ケル工費負擔者ニ付實例アラハ承リタシ
提出者 尼崎 市

(七九) 一住宅区域内ニ貳線以上本線ヨリ各別ニ給水栓ヲ設置シタル場合貳栓トナスヤ又ハ支栓トシテ取扱セラル、ヤ各市ノ取扱承リタシ
提出者 尼崎 市

(八〇) 放任給水ノ場合一定ノ場所ニ貯水槽ヲ作り夫レヨリ各所へ配水使用スルモノニ對シ支栓トシテ處置セラル、ヤ各市ノ實狀承リタシ
提出者 尼崎 市

(八一) 栓種變更ヲ命シタルモノノ工費ヲ納付セサル場合ニ於ケル處置ニ付各市ノ取扱承リタシ
提出者 尼崎 市

(八二) 給水廢止届出ノ場合其所有地域内ハ所有者自身ニ於テ撤去方申出テタル場合又ハ將來該線ヲ使用スル意志アル爲所有地内ノミ其儘存置方申出タル場合各地ノ取扱承リタシ
提出者 尼崎 市

(八六) 水源貯水池ニ發生セル魚類ヲ區域ヲ設ケテ捕獲ヲ許可セラレタル所アリヤ若シアリトセハ其狀況並利害得失承リタシ
提出者 神戸 市

(八七) 水源貯水池ノ上流ニ養魚ヲナス爲メ貯水池ト上流トノ間ニ設ケラレタル堰堤
提出者 神戸 市

ニ魚梯附設ヲ許可セラレタル所アリヤ若シアリトセハ其狀況並利害得失承リタシ
提出者 神戸 市

(九一) 全計量給水制ニ於ケル最低使用水量及同使用料金ヲ決定シ、ル方法並其ノ基礎ノ大要ヲ承リタシ
提出者 徳島 市

(九七) 水源地ヲ養魚其他ニ利用シツ、アル實例承リタシ
提出者 關東 廳

(九九) 量水器部分修繕ニ當テ内地品ハ短時ニテナシ得ルモ外國品ハ其ノ点ニ於テ不便ノ如シ此点ニ付如何取扱ル、ヤ御經驗承リタシ
提出者 津 市

(一〇一) 給水請求ニ付一戸専用ノ装置ヲ爲スヘキ資格要件中家屋賃貸價格ヲ標準ノ一トセル場合市長ハ之ヲ標準價格以上ニ認定シタルニ實際ニ家主ニ仕拂ヘキ賃貸料力認定價格以下ノ場合ハ如何ニ之ヲ處理セラル、ヤ取扱振リ承リタシ
提出者 長崎 市

(一〇二) 濾過用砂洗又ハ水道鐵管布設工事ノ全部或ハ一部ヲ請負ニ附セラレタル向アラハ其成績承タシ
提出者 長崎 市

(一〇七) 内徑三吋以上ノ鐵管給水ノ請求ニ對シ工事施行上既設配水支管トノ連絡ノ際管内ヨリ流出スル消費水量代ヲ其ノ需用者ヨリ徴收セラル、向アリヤアリトセバ之ガ水料徴收種別承リタシ
提出者 長崎 市

(一〇八) 専用計量給水ニ於テ二戸以上ノ聯合給水ヲ認メタル場合各用途別及料率ノ異ナルモノニ對スル給水料算定方法各地ノ取扱振り承リタシ

提出者 福井市

(一一七) 共用栓鍵、鑑札、再交付ノ際ニ於ケル調査方法並之レカ防止ニ對スル方法アラハ承知致シタシ

提出者 江戸川上水町村組合

(一二九) 量水器取付ケ所周圍ノ關係上点檢ニ不便ナルガ爲位置變更ノ交渉ヲナスモ之ニ應セラル場合ノ處置並位置變更ヲ承諾シタル場合之レガ費用負擔ヲ如何ニ處理セラルルヤ

提出者 高松市

(一二四) 水道使用料ヲ期納制且ツ前納ノ法ニ依リ徴收セラルル各市ノ成績承リタシ

提出者 福島市

(一四五) 統計報告中ノ統計第六(其一)給水栓數調ニ付テ同表備考ニ栓數ハ獨立ノ番號ヲ有スル本數ノ統計ヲ記入シ支栓ハ之ヲ計上セサルコトアリ當初ノ設備ハ勝手給水栓ヲ設置ス其後洗面所、便所、浴場等ニ鉛管ヲ以テ引用シ給水栓ヲ設備セル場合は支栓トナシ本統計ニハ計上セサルヤ

工場等ノ製糸用トシテ一本ノ栓數ニ數十個ノ給水栓ヲ取付使用スル場合支栓トシテ取扱フヤ、學校ニ於テモ湯呑場前項ノ設備ヲナシ生徒ニ自由ニ給水スルモノモ支栓トナスヤ各市ノ取扱振り承リタシ
提出者 上田市

(一四六)

量水器使用料徴收ニ關シ計量給水使用者借家人ニシテ使用廢止シ他ニ轉住セリ其ノ後借家人ナク又水道使用者モナク廢止ノ狀態此ノ場合ノ量水器使用料及納入義務者

イ、家主ヨリ徴收スルヤ

ロ、規定料金ヲ減額徴收スルヤ

當市ハ定額ヲ半減シ家主ヨリ徴收ス然ル處廢止後使用者ナキ場合使用料ヲ徴收スルハ不當ナリト異議ヲ申立ツモノアリ不日條例改正ノ場合ノ資トナス爲メ各市ノ取扱振り承リタシ

提出者 上田市

(一五六)

斷水後通水セル場合鐵管内ノ空氣ノ爲計量器ノ空廻轉ニ對シ料金算定方法ニ付キ各地ノ取扱振り承リタシ

提出者 大邱府

(三一)

電氣ヲ原動力トスル唧筒式採用ノ場合全ク電源ヲ異ニスル電力ヲ得タル水道ニシテ周波數及電壓等統一ヲ欠キタル場合ノ制裁方法アラバ承リタシ

提出者 大分市

(三五)

上水道ノ新設擴張ニ際シ貯水池下流ノ耕地所有者、製紙業者、水車業者等ニ對シ補償金ヲ支出セラレタル事例アラバ其補償事由並補償ノ方法、條件、金額等承リタシ

提出者 松江市

(三六)

水道使用料ニ付納金組合ヲ組織シ若クハ六ヶ月乃至一ヶ年前納ノ制度ヲ設ケ獎勵金ヲ交付スルノ方法ヲ採ラレツツアル事例ナキヤ若シアリトセハ其制度

及金額成績等承リタシ

二七六

提出者 松江市

(三七) 少額ナル修繕費ヲ各人ヨリ徴收スル簡便ナル方法ナキヤ又少額輕易ナル修繕ニシテ其ノ費用ヲ市ニ於テ支辨セラレツアルモノアラバ其程度承リタシ

提出者 松江市

(三八) 量水器点検ニ際シ点検者二人夫ヲ附セラレツアリア又点検者一人一日ノ平均点検個數承リタシ

提出者 松江市

(五四) 量水盜難防禦ニ付適當ナル方法ナキヤ各市町ノ實況承リタシ

提出者 川崎市

(五六) 洗面所及手洗所様ノ止水栓ナキ水栓ノ止水申告ヲ受ケタル場合如何ナル方法又如何ナル器具ニテ止水封緘サルルヤ各地ノ取扱承リタシ

提出者 高砂市

○七十四番出口勇夫君(小倉市) 第二部に於ける問題に付ても同様御書面で回答を戴きましたら大に参考になるかと思ひますから委員長に御配慮を願ひたいと思ひます。

○委員長(島崎孝彦君) 之は一部の権限外の問題であります、別にそれに付て御異議なければ、私の方から便宜交渉致しまして、さういふことに取計ひたいと思ひます。

○百五十七番遊谷太吉君(宇部市) 其の回答は何方に出したら宜しうございますか。

○委員長(島崎孝彦君) 主催地に出して下さつたら宜からうと思ひます、それを主催地の方で印刷に付して各地に送つて戴くといふことにしたいと思います。

○百三十七番川下久次郎君(福井市) 回答の時期はどの位の程度で宜しうございませうか。

○委員長(島崎孝彦君) 如何でせうか、御歸りになつてから一箇月位で全部概るやうに御願したら、六十番田中六郎君(小樽市) さういふことは一ツ議長の方で各御交渉を願ひまして、其の上で主催地の方から各地に御通知を願ふ方が便宜であらうと思ひます。

○委員長(島崎孝彦君) それではさういふことに致しませう、孰れ成べく早く回答が續つて各地に御配付が願へるやうに主催地の方に願ふことに致します、それでは此の書面で回答するといふことに付て別段後異議がありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それではさういふことに決めて置きます、さうしますと残る問題として百四十號ですが是は一ツ理事の方に御伺しますが、如何ですか二番の御意見は……

○二番大堀佐内君(東京市) 二番としては、豫め會員である以上出席するしなないに拘らず矢張り議案は主催地から送付して戴くのが適當であると存じます。

○委員長(島崎孝彦君) 別に御異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それではさういふことに致します。

是で第一部會に付託されました議案を全部議了したことになります、私の不馴にも拘りませず皆さんの御精勵に依りまして、大變早く議了致しましたことを有難く御禮申し上げます。

午前十一時零分閉會。

昭和三年七月十六日(月曜日)午後零時十八分開議

○委員長(小野基樹君) 唯今から開會致します、開會に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます、先程議長から御指名に依りまして、私東京市の水道局に居ります小野と申す者であります、御指名に依りまして第二部の委員長の職を穢すことになりました、甚だ不馴れの者でございますが、皆様の御援助に依りまして此重職を全うすることを得れば誠に光榮と存じます、何卒切に至りませぬ所は

二七七

御援助の程を御願ひ致します、ちよつと御挨拶申上げます、本日の日程に入るに先立ちまして、豫て工學會に委託になつて居りました鐵管の規格の問題に付きまして、先以て御相談を願ひたいと思つて居ります、此の鐵管の規格は昨年鹿兒島に開催されました上水協議會に於きまして、一應可決確定致しましたことになつて居りますけれども、其後商工省の規格統一調査委員會の總會に附議されまして、總會に於きましては、尙ほ之を國の規格とする關係上、商工省に於きまして用語統一の委員會と云ふものがありますのでございますが、そこで國の規格と致しますのは、色々の規格との聯絡上、用語を統一すると云ふ必要がありますので、そこで十分審議を経まして字句が大分訂正致されましたので、其の修正されました字句に付きましては皆様に豫て御配り致して居ります筈であります、それを一應御覽を願ひたいのであります、尙ほ訂正になりました箇所につきまして御意見がありますやうでございましたならば此所で御審議を願ひたいと思ひます、で御配り致しました此の内容に誤りがございませうからして、それを此際正誤を願ひたいと思つて居ります、其の誤りと申しますのは、第三「ページ」の第十三條の四行目、「異形管類ニ對シテハ」とありますのを、「類」と云ふ字を省きまして「ニ」が消えたことになつて居りますが、「ニ」を生かすことに正誤願ひたいのであります、「異形管ニ對シテハ前項ノ公差ニ其ノ容積ノ増加ヲ許スモノトス」、斯う云ふ工合に御訂正を願ひたいのであります、是は從來までは「異形管類」と云ふことに總て云つて居りましたのが、今度は「類」の字を省きまして、「異形管」としました所から、さう云ふ工合に改まつたのであります、それから第五「ページ」の第二十條の三行目に「ヲ要ス」と書いて消してありまして、其次に「シ附表ニ依ルモノトス」と黒い文字で書いてありますが、是が全部赤い文字に改まるのであります、之も正誤を願ひます、それから第七「ページ」に赤文字の商工省案と云ふ所に、上から十三行目になります「片鈔曲管」とありますが、其の「曲」の所の肩に「」を付けるのを「」と云ふ字が書いてありますが、是は「」の誤りでありませうから御訂正を願ひます、それから第八「ページ」の低壓直管

の低の字が「底」と云ふ字になつて居りますが、之は勿論「低」と云ふ文字に正誤致します、それから第十「ページ」、之も活字の誤りでありませう、第十「ページ」の一番左の行で「」とありますのは「」と云ふことに御訂正願ひます、其の次に第十一「ページ」の表の左から三行目の「突内徑」とありますのは「實内徑」の誤りでございませう、左様御訂正を願ひます、それから第十五「ページ」の矢張り表でございませう、左から八行目の「」と云ふ字の上から「本管ノ長」とありますが、之を「本」と云ふ字を削除致します、それから「本管鈔」とありまして、其の下に「ボルト孔」とあります所、小さい「」の字がありますが、それが「」となりませう、正誤を要します所はそれだけでございませう、大體に於きましては單に字句の修正でありまして、意味の更つた所は全然ありませぬのです、で今までの突縁管と稱して居りましたのが、今度は突縁と云ふのが穩當でなからう、鈔管と云ふ文字に改めるのが適當であらうと云ふので、商工省の方では鈔管と云ふことに直りました、今までの片突管と云ふのも片鈔管と云ふことに改まりました、文字の訂正は主にこれ位のもので、あとは大抵根本の字句の修正であります、之も商工省の用語統一委員會に於きまして、十分練りに練りました結果直りましたので、御議論はないことと思ひますが、御氣着きの點がありましたならば此際に御申出で願ひます、又之で宜しうございましたならば之を本會議の方に報告を致しまして、確定的のものに致したいと思つて居ります、理事の方から出しました問題でありまして、最も重要な案件でありますから、第一に之に付て御意見を伺ひます。

(農商務省の委員會には誰か水道の方から會議に列したのでありますか)と呼ぶ者あり)

○委員長(小野基樹君) 其の聯絡は斯う云ふことになつて居ります、水道協議會から工學會に規格の決定を求めましたので、工學會は御承知の通り理事長は古市博士になつて居りますが、古市博士は今丁度國の規格として斯う云ふものを統一される際であるからして、成るだけ上水協議會の規格も權威あるものにした、それで國の規格では斯うだ、上水協議會の規格では斯うだと、別々になつ

て居ると凡てに於て不便利を感ずる、それで官廳で使ふ物は國の規格に據らなければならぬことになつて居ります、内務省、陸軍省、海軍省あたりで使はれる鐵管は國の規格に據らなくてはならぬ、一般の市とか其の他の團體でやります規格は別のものであると云ふことは、規格に權威を有たないことになるから、工學會の意見を成るだけ商工省の規格統一委員會に餘計入れまして、そこで十分に考を述べて、御互に歩み寄つて決定したらどうだと云ふことになりまして、工學會の方から委員が相當の數出しまして、それで商工省の方と色々折衝しまして斯うなりましたものであります。

(「それからちよつと伺ひますけれども、之は用語と書き方の體裁と符號とを統一されるのであります、併せて中の僅かですが數字が少し違つたのがあるやうであります、同時に其の寸法等も商工省の規格に合せることにあるのでありますか」と呼ぶ者あり)

○委員長(小野基樹君) いやさうではございませぬ、數字は此方で提案しましたものを、全部其の儘商工省で認めることになつたのであります、随つて此方のと商工省のと數字の差はない筈です。

(「ちよつと極く大體を見ましたのであります、一番仕舞の「ポルト」の表を見ますと僅かですが、少しづつ、差が附いて居るやうであります、それから小さい表の中にも少しづつ、數字が違つて居る所があるやうに見受けました……」と前發言者より述べ)

○委員長(小野基樹君) 其の點に付てはちよつと御斷りしなくてはならないので、今私から先に御斷りするのが當然でありましたが、ちよつと違つて居る所がありますので「ポルト」の孔の一番最後の表に、商工省と云ふ方に出て居りますのと、黒い方の上水協議會と云ふ表は違つた所があります、は徑の「 ϕ 」と云ふ所で、上水協議會の方では「 ϕ 」商工省の方では「 ϕ 」となつて居ります、次の「 ϕ 」は同じで、 ϕ と云ふのが ϕ となつて居ります、 ϕ と云ふのが ϕ 、 ϕ と云ふのが ϕ 、 ϕ と云ふのが ϕ になつて居ります、之は何でも孔を採みます穿孔機と申しますか、其の徑口は赤く直りまし

た、此徑より外には寸法がないのださうであります、随つて穿孔機には寸法がないものを規定すると云ふのは不便がある關係から、穿孔機を本にしまして、穿孔機の徑口二耗餘裕を持たせましたのが赤に訂正された寸法になつて居りますので、此點最初に御説明する筈でありましたけれども落しました、左様御承知を願ひます。

(「さうすると穿孔機の徑口二耗大きく持たしたことになる、穿孔機では適當の孔が明かぬことになりませぬか」と呼ぶ者あり)

○委員長(小野基樹君) 穿孔機が……此「 ϕ 」の方が「ポルト」の孔の方で、徑の「 ϕ 」が「ポルト」になつて居ります。

(「ポルト」の徑に對して二耗乃至三耗餘裕を持たしたのであります、と呼ぶ者あり)

○委員長(小野基樹君) さうであります、丁度其の關係は第十一「ペーヂ」の商工省案の第二表、片鈎管の圖面の下に書いてあります第二行目の一番最後の行に「 ϕ 」と云ふことになつて居ります、斯う云う式で勘定したのであります、此式が全部に當嵌りませぬので「 ϕ 」若くは ϕ と云ふやうに、實際には改まらなければならぬのであります、大體三耗餘裕の取れる所は此式の通り三にしたのでありますけれども、餘裕の取れませぬ所は矢張り二耗しか餘裕が取つてありませぬ。

(此時發言する者多し)

○委員長(小野基樹君) どうか恐れ入りますが御發言の際は番號を仰つしやつてやつて下さいませぬと速記の方で困りますからどうか番號を願ひます。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 現在の「ポルト」の、「フランヂポルト」の孔の明け方が中央になつて居るやうであります、今度は矢張り其儘でございませぬか、振分けにしたのが宜いと云ふやうな御意見も承つて居りますか。

○委員長(小野基樹君) 全部振分けになつて居る筈であります。

で、どうぞ左様御願ひ致します、尙ほ最初に御諮り致しますが類似の問題を併合致したいと思つて居ります、それは新問題の第三番と百二十一番、百二十一番は追加の方になつて居りますが、是は性質の同じ問題でありますから合併致したいと思つて居ります、其次は三十番と百六番、其次が三十二番と百五番、百十一番と百二十五番、是は「トキッ」鉛管に關する問題で、合併致したいと思ひます、それから次に百二十六番と宿題の七番。

〔宿題の七番と云ふのがございませぬが、委員附託の分ではありませぬか〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 是は研究問題の中に入つて居ります、研究問題の中の七番目でございます、委員附託になられたも、四枚目の裏に載つて居ります——御異義ありませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは新問題の三から御審議を願ひます、之は如何にしませう、問題を朗讀致しますか、それとも朗讀は省略致しますか。

〔略して載いて結構です〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それではさう云ふことにして戴きます、先づ提出者の御説明を願ひます、秋田市の方——秋田市の方は御出でになりませぬやうです、では百二十一番、名古屋の方から御説明願ひます。

(一一一) 水洗便所其ノ他之ニ類似ル装置ヲ給水装置ノ末端ニ直結セシメタル場合之カ
水質保全方法如何

提出者 名古屋 市

○四十三番小見喜平君(名古屋市) それでは簡単に問題の意味を申し上げます、之は水洗便所などの中

でも「シスタン」を用ひますのは宜しうございますが「フラッシュ」盤等に鉛管を直結した場合に、若し本管の方で断水でもすれば水が逆流する心配があるので、其の場合に便所の中から水は逆流しないでも空気が逆して来ると云ふやうな、非常に感ずる悪いことがあると考へて居るので、何かさう云ふ便所に直接したものには、絶対に水も空気も逆流出来ないやうな工夫をしないで、非常

に不安なやうな考があるので、若し適當な装置をやつて居られる所がありますならば伺ひたい、手前の方ではさう云ふものに對しては「チエックバルブ」を附けると云ふことで今進んでは居ります

が……
○委員長(小野基樹君) 如何でせう、何か御經驗がありましたならば此際御話を願ひます。
○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 之は詰り便所とか何とか云ふ、極く接近した所へ別に「シスタン」を附けぬでも、「シスタン」は少し便所と離れて、便所の壁の外か何かに附けて置いて、「ボールタップ」か何かでやつたら別に臭氣が漏ると云ふやうなことは心配ないかと思ひますが、餘り之が極く不潔な所に「シスタン」が据へてあると云ふやうなことになる、今のやうな感じが無論起るやうに思はれますが、そんなやうな装置で、寧ろ鐵筋「バルブ」のやうな物で避けられれば避けられた方が宜からうと——まあ是は自分の考ですが——思ひます。

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 是は「シスタン」などを附けるやうな、縁を切らない給水管が便所の中まで「フラッシュバルブ」のやうに直續された場合、さういう場合にどうしやうかと云ふことがあります。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 「フラッシュバルブ」のやうなもので、謂はば近く使はれることになりしますので、御提出者は重要な物として御研究になつて居ることと思ひますが、御互にも之に付て研究して見たいと云ふ位で、まだそんなに御議論のある程度まで行かないかと思ひますので如何かと思ひます。

○四十三番林新次郎君(京都市) 「ソケットバルブ」を附ける外途がないやうに考へます。

○委員長(小野基樹君) 如何でせう、其位な程度で議了と云ふことに致したいと思つて居りますが

：尚ほ御語りしたいと思ひますが、大分時間も長くなりますし、煙草を自由にされたら如何でございます。

○百四番上田重彌君(室蘭市) ちよつと伺ひますが、只今の御話は、私の方では餘り不潔な所へは直接附けないことにして居ります。「タンク」から取附けるならば宜しいが便所には不適當のやうに思つて居りますが、東京市の方の實例を承りたいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) それでは御要永に依りまして東京市の實例を申上げませう、東京市に於きましても直接「フラッシュバルブ」に取附けるのが多くなりまして、矢張り「ソケットバルブ」を置いて逆流を防ぐより外に適當な考がございませぬので「ソケットバルブ」でやつて居ります、それは只今の問題は議了と致しまして次は七番。

○八十三番的場宇太郎君(宇都宮市) 此七番と八番の問題は撤回に願ひます。

○委員長(小野基樹君) 左様でございますか、それでは七番と八番は提出者が撤回爲さるさうでございますから左様御承知願ひます、次は十番、御提出者の御説明を願ひます。

(一〇) 既設置水器ノ故障調査ハ自發的ニ据付後何年ヨリ執行セラルヤ若シ執行シタリトセバ承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○八十三番的場宇太郎君(宇都宮市) 量水器の故障調査に付きまして何年位から御實施になつて居りますか、御實施爲されて居りますならば其内容を伺ひたいと思ふのであります。

○七番土井彌一君(大阪市) 何年から此故障を調査するかと云ふやうなことは妙に思はれるのであります、私共の方に於きましては毎月量水器検査を致して居りますから、故障があれば直ぐ取換へると、斯う云ふことに致して居ります、別にそれに調査機關を設けてやつて居ると云ふやうな實例はありませぬです。

○八十三番的場宇太郎君(宇都宮市) 私の方では施設後凡そ何年位から御調査爲さつて居るかと思ふことを伺つて置きたい、斯う思ふのであります、今まで實際に於ては量水器の故障調査をやつて居りませぬので、唯點檢の場合でなく、一箇年に一回とか三箇年に一回とか調査して見たいと思ひますので、各地の實例があれば伺ひたいのであります。

○委員長(小野基樹君) 如何でせう、此問題は商工省に於て行はれます量水器の試験と云ふ問題が、午後三時から總會に於て議せられるやうに聞いて居りますが、商工省に於きまして何か方針を立てて居りまして、それに對して此方から點檢の回数とか云ふやうなことに付て陳情したやうな筋もあるやうでございます、それが議題に上りまして御了解になりましたならばそれで議了と云ふことに致しまして、若し御了解になりませぬならば更に其後に致しましたら如何ですか。

○八十番的場宇太郎君(宇都宮市) それではどうぞさう云ふことに願ひます。

○委員長(小野基樹君) 次に十六番、御提出者の御説明を願ひます。

(一六) 源水ニ石膏溶解流入ノ場合濾過作用及水質ニ及ボス影響承リタシ

提出者 福 島 縣 若 松 市

○百八十八番菊地義道君(福島縣若松市) 私の方は目下水道の工事に着手致して居るやうな次第であります、取入口から約半里ばかり上流に石膏の山があります、此石膏の山が一旦豪雨でもありますが、是が幾分溶解して源水に混入致すやうな状態になつて居るのであります、是が果して濾過作用等に如何なる影響を與へるものか、併せて水質に及ぼす影響は如何なるものであるかと云ふことに付ても亦御經驗がありますれば本席に於て承りたいと思ふのであります。

○委員長(小野基樹君) 十六番の提案者へ伺ひますが如何でせう、第三部に御出席になつては……

○百八十八番菊地義道君(福島縣若松市) 左様でございますね、それでは第三部の方へ御願ひ致しますか、濾過作用と云ふのがあつたものですから……

○委員長(小野基樹君) どうぞ左様御願ひ致します、次は二十三番、提出者の方説明を願ひます。新發田町の方——御見えなさらなければ慣例に依りまして撤回の扱ひに致したいと思つて居ります、如何でせうか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 撤回の上更に次回に御提出と云ふことに計らいます、二十六番、矢張り新發田町でございますね、二十六番も提出者が居られませぬから撤回と致しまして、二十七番も同様であります、撤回と云ふ扱ひに致します。

○百八十八番菊地義道君(福島縣若松市) 是は同一人が来て居つて、他の部で協議して居つて此方に不在と云ふやうな場合はどうなりますか。

○委員長(小野基樹君) 其の場合は豫め御断りが無い以上撤回になります、豫め後廻しにと云ふ御交渉があれば左様致します、それで御意議ございませぬでせうね。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 次は二十九番
(二一九) 浮棧橋設置ノ場合之レカ給水設備ニ對シ其模様承リタシ
提出者 大 分 市

○百九十二番坪根守利君(大分市) 本問題は實は提案が五月になると云ふので二月に出しまして、餘り暇取つたものですから私の方で適當に仕事だけはしてしまひましたので、今問題にはなつて居らないのでありますが、併しながら折角の機會でありますから、若し又浮棧橋の給水工事をやられる場合に、どう云ふ方法にしたら一番適當であらうか、斯う云ふ意味から此二十九番を出したのであります、それから三十番も……

○委員長(小野基樹君) ちよつと、二十九番だけ議題になつて居りますが……

○百九十二番坪根守利君(大分市) 實は撤回しやうかとも考へましたが、出てゐるものでありますから、若しありましたら承りたいのであります、同時に私の方の設備は非常に給水工事を急がれまして、たので、極く簡単な方法で片付けたのであります、浮棧橋は少し風が強いと非常に動きが激しいもので、極く少々のことではどうも工合が悪いので、それで初めは止むなく普通の「ホース」でやつて居りましたけれども、何様五本も八本も纏いでやるので「ホース」を一遍に叩き破つて、物の一週間もしますと破れてしまふ、それで浮棧橋の中に「ハツチ」の中に鐵管、といつても亞鉛引の鐵管であります、それを中に取付けて、上は上でやると云ふことにして、各部分々々で繋ぎ合せるやうに致したが、矢ツ張り「ホース」が僅かに五尺位の程度であります、それでも「ホース」の損失の方が水の收入より殖へて行くと云ふ状態で、要するに船の爲に水を出して居るだけで、市の方は實は迷惑して居る、それでも面白くないと云ふので「サクシヨンホース」でやつて見ましたら比較的宜しいやうであります。

○委員長(小野基樹君) 干満の差ほどの位でございますか。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 大潮で九尺二寸、平均五尺八寸であります。

○委員長(小野基樹君) 是は風の爲ですか、それとも干満の爲でせうか。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 風の爲です、それは要するに浪の爲ですが、防波堤が少し向きが寄つたらさう云ふことはないか知らぬのであります、防波堤に受けたのが百五六十間も勢で飛ぶものですから、棧橋に影響するのが大きくてやられますので、それから荷役の度に僅かであり、一方で給水して居る所へ一方の船が入つたりして無理をすると云ふやうなこともあります、一番融通の利くのは「ホース」を長くして置けば宜しいのですが、さうすると今度は長過ぎて荷役の邪魔になつて困るのであります。

○四十番林新次郎君(京都市) 斯う云ふことに付て何等考へませぬが、斯う云ふ所に接合管を使つた

ら如何でせうか。

○二十三番中村繁夫君(廣島市) 私の所は浮函と浮函との間に「ホールデョイント」を付けて居ります

が、普通の場合大抵之で大丈夫のやうでござります。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 私の方も實は「ホールデョイント」の考へもないではありませぬで
したけれども、中々入れてある「チェーン」の働きが十分でないので干満の差に應じ切れませぬ、最初
は平行に付けて「ホールデョイント」で海底に接続するやうな方法でやつて見たのでありましたが、
是はどうも大變な費用で、又國營港にもならむかともする場合がありますから今のやうなことをや
つたので、「ホールデョイント」は地形上ちよつとやれないのであります、さう云ふ風でまだ他に適
當なものがあれば伺ひたいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) ちよつと私が外で見つて参りましたことを申し上げたいと思つて居りますが、是
は亞米利加で消火艇を盛んに近頃使ふやうになりました、消火艇は御承知の通り船の中に非常に強
力な唧筒を有つて居りまして、其の唧筒で陸上の防火用水道の管に鹽水であらうが川の水であらう
が押込みます、三百「ポンド」と云ふやうな壓力を保たせるやり方になつて居ります、消火艇に陸上
の管を取付けるには矢張り動くことの出来る管を必要とするので、波があつたり干満の差がありま
すことは取付けがなかく、面倒になつて居ります、それで海岸に十二時の穴が明いて居りまして、
穴から消火栓が「ホース」が六本位取付けられるやうになつて居りまして、船で唧筒を動かして、
川の水を陸上の防火用の高壓鐵管に押込むやうな方法を探つて居りますが、それなどは全然「ホー
ス」を使つて居りませぬ、其の必要な時だけ取付けて、済むと直ぐ外して居ります、「ホース」もな
か／＼頑丈な物を使つて居ります、紐育あたりでも矢張りさう云ふ所は「ホース」を使つて居るのを
見れば、結局は矢張り「ホース」位より他に方法がないのかと思つて居りますちよつと私の視て來た
所だけを御参考に申上げます。

○百九十二番坪根守利君(大分市) 有難うござります。

○委員長(小野基樹君) 外に御發言がなければ議了に致したいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小野基樹君) では三十番。

(三〇) 地下歸線ヲ軌條ニ需メタル電車線路ヲ布設スル都市ニシテ鐵道會社ト市トノ

間ニ之力軌條位置變更ニ關シ如何ナル對策ヲ講シ居ラル、ヤ又交叉点及平行

線部分ノ鐵管保護工事ノ方法承リタシ

提出者 大 分 市

○百九十二番坪根守利君(大分市) 本問題は丁度私の方と別府市の間に出來て居ります電鐵が、御承

知の通りあれは全國殆んど最古のものでありますので、最近會社の經營を少し變へまして、線路を
即ち車臺の少し大きい物を使ふ六呎づゝ線路を動かさなければならぬと云ふ状態に差迫つて居りま
すので、それだけ鐵管を埋設した後に出來たものでありますから、當然障礙があれば會社でやらす
べきものでありますけれども、僅かな問題に對してはあれは餘り無理も云へないし、又市と會社と
の間に特に別に契約を置いてある譯でも何でもないのであるから、非常に急いで之を前問題と同様
に片付けました、唯會社としては別に良い案も出ませぬでしたので、結局「アスファルト」の絶縁工
事をさせて、それで片付けたのであります、前問題同様さう云ふことをやられた所がありますれば
承りたいのであります。

○委員長(小野基樹君) 百六番の問題が合併になつて居りますから御説明を願ひます。

(一〇六) 電鐵其他漏電ノ虞レアル營造物附近ニ水道鐵管ヲ布設セル場合其防禦工事

ニ關スル經驗及其影響ニ就キ承リタシ

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 私の所でも最近丁度同様の状況の施設を致しましたのでありま

す、それで前橋市の道路が寔に狭いのでありまして、それに電鐵の線路があります、是は其の狭い道路を擴張しやうと云ふ計畫は今ありませんけれども、其の擴張まで待つて居られませぬので、それに又電鐵が通つて居る位でありますからなかつ困難な事業で、其處に水道を布設しない譯に行かないと云ふので種々苦心致しました、名古屋あたりでも斯んな經驗があると云ふやうなことでございましたので、名古屋にも伺ひましたところが、「クロッス」する場合は名古屋でも經驗があつたが平行に行く場合の經驗はないやうであります、それから逓信省に伺ひました所が、要するに鐵管の「ライン」と軌條が六尺離れて居れば宜しいと云ふことになりまして、六尺としますと道路の幅が大概狭くても對角線で行けば四尺離れて、地下に又四尺と云ふことになりすれば對角線とそれで六尺になりまして差支ないことに思ひまして、逓信省へ伺ひますとそれでも宜しいと云ふことで、止むを得ず私の方ではさう云ふことに致しました、それから六尺も取れぬと云ふ場合は、只今大分さんの御話の通り間へ「アスファルト」の牆壁を入れました、さうして其の「アスファルト」の牆壁を廻つて六尺になるやうに、詰り電流がそれを迂迴して六尺になるやうに致しました、併しが他に面白い御經驗がありましたら伺ひたいと思ひます。

○百三十四番和田茂君(高知市) 私の方でも矢張り電車軌道があつて随分頭を悩ましたのであります、最初或る一部の横斷箇所に、鐵管と軌道の間へ鐵板を入れて、其の鐵板を電線で繋ぎまして、それから二米突以上の間隔を置いたのと實際双方充分に効果比較研究して居りますが、矢張り電氣工作規定に據る二米突の距離を置いたのが効果があるやうであります、尙ほ是は私の意見ではあります、此電流の腐蝕作用を相當完全に防止する方法として、「ソツケット」の「チョイント」の所で完全に電氣的接合して、其の所々を電氣の「マイナス」線で接続して置けば十分電解作用を防ぐことが出来ると思ひます、併し此方法は非常に多額の工費を要するのと、且つ施工法困難の爲に實際に於ては甚だむづかしいことと思ひます、併し接続法の極く簡単な方法が見せられたならば非

常に有益なことと思ひますが、各市技術者の御意見を伺ひたいと思ひます。

○七十二番岡崎平三郎君(前橋市) ちよつと伺ひますが、如何なる方法で接続致しますか。

○百三十四番和田茂君(高知市) 其の方法が甚だむづかしいので、例へて見ますれば鐵管では電氣熔接で、鐵管を弱らせぬやうに熔接するので、それで「ターミナル」を熔接して置いて「ソツケット」に入れて鉛合金した後に、「ターミナル」と「ターミナル」を喰つつけて、段々電氣の「マイナス」線を電線と接続して置けば完全に防止出来ると思ひますが、なか／＼なつかしい施工法と思ひます。

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 今の御話だと電氣と鐵管を通して、さうして鐵管を詰り「サーキット」にすることになりませぬか。

○百三十四番和田茂君(高知市) さうです。

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) さうすると今の熔接した所に電氣の「ショック」が起つて、特に其の部分が腐蝕すると云ふことになると思ひますが……

○百三十四番和田茂君(高知市) それは電氣的に熔接しなければいかぬだらうと思ひます、抵抗が少いやうに熔接しないと何等効果がないだらうと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 百三十四番に伺ひますが、今の御話は實驗を既に爲さつたのでございませうか。

○百三十四番和田茂君(高知市) 實驗は經て居りませぬが、さう云ふやうにしたら効果があるだらうかと思ふので、皆さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

「むづかしいな」と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 何所かさう云ふ御實驗を爲さつた所はありませぬか。

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 名古屋市では十數年來「アスファルト」絶縁方法をやつただけであります、今までに於ても障礙を受けたことのない所を見れば、「アスファルト」の絶縁装置位で別

に心配はないやうに思ひます。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 是はちよつと神戸の御方に御尋ねしたいのですが、確か神戸の送水線路は阪神急行と平行して居る箇所があつて、それで是は先年鐵管布設の場合、此問題は非常に神戸市の大問題として内務省にも陳情して、此線路の平行を避けて貰ひたいと云ふことになり、それから遞信省にも交渉して大分やかましく云ふことがあつたのです、ところが其際は内務省の側としては非常に御骨折り下さつて、成るべくそれを避けさせやうと云ふ御方針のやうであつた、ところが遞信省の御方針としては是は全然問題にならぬ、今日ではもう問題にならぬと云ふ御意向のやうで、とうとう或る程度の、さつき御話もありました六尺以上は宜しい、六尺未満の所は牆壁を作れと云ふやうなことで、大抵六尺以上の所は何等平行線に對して防護工事を施さなかつたやうに考へます、それで其將來はどうであらうかと云ふことを心配して居りましたが、今日もう大分年數も経つて居りますが、其後の経過に付て何か異状を認めるやうなことはございませぬか、参考の爲に伺へれば非常に結構と思ひます。

○十四番森傳太君(神戸市) 私は其時の、當時の有様を能く存じませぬが、今日まで何の異状も認め居りませぬやうに考へて居ります、六尺ばかり離れて居れば別に異状はないと云ふことに考へて居ります。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 私の方でも鐵道の矢張り「クロックス」する所は「アスファルト」の絶縁をやりまして、其の方法として管の兩側に「コンクリート」の壁を作りまして、管は「アスファルト」を以て巻き、其上に鐵筋「コンクリート」の桁を渡して居りますが、其中を土砂を以て填充しないで空隙にして置きまして、深さは「レール」から六尺以上深く入れることに致しました、以前和歌山市に於ても電車の線路の下をさう云ふやうな方法でやりましたが、別に今日まで異状のあつたと云ふことは聞いて居りませぬ、唯平行の場合には其の方法なり設備の工費なりが掛か

すので非常に困難する問題と思ひますが、出来るだけ先刻來の方々の御意見の通りで進む考でありまして、私の方でもさう云ふことでやつて居ります、別に新しいやり方でもありませぬが御報告申上げます。

○委員長(小野基樹君) ちよつと東京市で實驗しましたことを御参考までに申上げますが、平行線の方は電氣工作物規定に依る二米突で今まで大體異状がありませぬでしたが、電車は眞つ直ぐに行く鐵管は曲る、それから次の平行線に鐵管が「ショートサーキット」すると云ふやうな箇所が相當被害を受けたことがあります、例へば電車は眞つ直ぐに來ます、其の隣りの線路も眞つ直ぐに通つて居る、鐵管は次の平行線の下を通る。さうして次の平行線に副めて鐵管が布設してあると云ふやうな箇所、軌條から鐵管に放電し、次の鐵管から又軌條に對して放電すると云ふやうに、相當大きな被害を受けたことがあります、それに對しては全部「コンクリート」で巻いてしまいました、殊に其の箇所は深川方面で、潮の影響が可なり深くまで侵して居りまして、電氣分解の爲に鐵管の内部が痛んで破裂して、大部被害を受けました、さう云ふ特種の箇所を除くの外は規定の二米突隔つて居れば今日まで安全と確信して居ります。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 今の平行線から次の平行線に移るまでに電車線路が「クロックス」する所の下は、其の時の管は矢張り暗渠とか何かに入つて地盤と絶縁するやうになつて居つたのですか。

○委員長(小野基樹君) それは其の當時二米突程隔つて居りましたが、何も施してありませぬでした。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 其の「コンクリート」ほどの位ですか。

○委員長(小野基樹君) 十二吋程と記憶して居ります、此問題は議了として宜しうございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは三十二番の問題に移ります、是は百五番、百十一番、百二十五番、

四問題が合併されて居ります、先づ三十二番の提出者の御説明を願ひます。

二九六

(三二) トキワ鉛管使用ノ都市アラハ其成績承リタシ

提出者 大分市

(一〇五) 吉川工學士ガ特許權ヲ有スルトキワ鉛管ヲ實用ニ供シタル所アラハ其成績承リタシ

提出者 前橋市

(一一一) 最近吉川浩氏發明ニ係ル「トキワ」鉛管使用ノ都市アラハ普通鉛管ニ比較シ其衛生上ニ及ホス影響及耐久力等承リタシ

提出者 高崎市

(一二五) 給水用鉛管ノ代用トシテトキワ鉛管ヲ試用セラレタル向アラハ其成績承リタシ

提出者 福島市

○百九十二番坪根守利岩(大分市) 是はまだ私の方は昨年此頃やうやく開通しただけでありまして給水の普及状態は思ふ通りに行かない、餘り豫想程出来て来ないと云ふ原因を見ますと、工費費が餘り嵩む爲でありまして、それが尤も月賦とか何とかの方法であれば幾分か緩和されるであります、月賦は後の取り方に難儀するし、工費費は廉くと云ふことにしたいと云ふので色々やつて見たいと思ひますけれども、實は「トキハ」鉛管の價格を聞くと二吋で二十錢八厘そこ／＼で安價であります、で鉛管は時期に依つて違ひますから餘り價格にはつきりしたものが持たれませぬのと、現在やつて居りますのが二十七錢五厘位であります、それでも之に較べますとまだ／＼相當の餘地がありますので、是非使つて見たいのですが、成績の分らぬ物をうつかり使つてもと思つて居りますやうな次第で、最近大阪市其の他餘程御使ひになつたやうであります、衛生的、經濟的の兩方面

から効果があれば大變良いと思ひますので、何れでも御経験のある御方がありますれば御發表願ひたいのであります。

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 私の方からも百五番の問題で同様のことを出して居りますので申し上げますが、私の方も最近引込みを始めます、丁度吉川工學士が来て頻りに「トキハ」鉛管の良いことを御吹聴になるのですけれども、是は發明者が自分の發明の効能を述べるのは當然で、そればかり感腹して聞く譯にて行かぬので、横濱、東京、大阪等にも納めて居ると云ふことでありましたものですから三市に伺ひました所が、横濱では少しばかり取つて試験して見やうと云ふことになつて居ると云ふ御回答であります、然るに東京市では大層成績の好いやうな御回答でありました、大防市の方はまだ十分成績に付ては御試験にならぬと云ふやうな御回答であつたのであります、東京市の御経験に依ると大層宜しいやうであります、東京市としても最近御使ひになつたゞけで、長い間の御経験ではないと思ひます、果して吾々は此東京市の御経験に信頼してやつて宜しいかどうかと云ふことに付て躊躇して居ります譯で、唯今百九十二番の御説のやうに、是が本當に良い物ならば非常な節約になりますので、百二十五番の御話を伺つた上で委員長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○百六十九番山根植藏君(荒玉水道) 此「トキワ」鉛管に付きましては、荒玉水道では當時頻りと之を使つて居りますが今日までの試験成績に於きましては、普通鉛管の二割の重量を減じた物を作つてそれを使つて居りますが、其の試験成績に於きましては「タンピング」に打込んで裂けの點と、壓力の試験、水壓の試験と、之だけに對する試験は何等從來の鉛管等に比較して劣つて居ると云ふことをまだ認めませぬ、唯遺憾なことは協議會の規格にあります所の屈曲試験の機械が完備して居りませぬので、之を施すことが出来ませぬ爲に、此點がどうかと思ひますけれども、其の他の點に對しては先づ相當の物と認めて居りますが、將來の年數に對してどうと云ふことはまだ経験がありません

二九七

ぬから、ちよつと只今使用しつゝある所の經驗に對して申し述べて置きます。
○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 只今の荒玉水道のことに付て伺ひますが、此「ストレンクス」に付て御試験を爲さつたやうであります、壓迫される状況に付ては ……

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) それはまだやつて居りませぬ

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 荒玉水道ではそればかりを使つて御ゐでになりますか。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 只今の所では「トキワ」鉛管ばかりであります

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 同時に普通鉛管と比較爲さつた御成績を承つて置きたいと思ひます。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 別に比較試験は致しませぬ、只今申しました水壓の試験、普通の鉛管試験をする程度の試験を致しました。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 經費の點は如何ですか。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 經費は先づ普通鉛管の重量の二割を減じたものを、詰り八十「パーセント」に當るものが普通鉛管と同じ位以内の價格になれば使つても宜いと云ふ程度で使つて居ります。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 重量で行けば高くなりますね。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) さうです、同じ重量ならば高くなりますが、併し非常に丈夫で重量を減しても普通鉛管の耐力と同等であると云ふことを、賣る方では申して居りますから、私の方では二十「パーセント」を減じたもので普通鉛管より廉くて十分保つならば宜いと云ふ方針で使つて居ります。

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 荒玉の方に伺ひますが、之を使つて居つて職工などの評は如何ですか。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) 最も宜しい、それで貨物も普通鉛管より餘程好い感じがします
○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 私も貨物は見ましたが、職工などの評判の宜いのは軽いからでせうか。

○百六十九番山根穂藏君(荒玉水道) さあどう云ふ點でせうか、別に評判が宜いと云ふのも悪いと云ふ譯でもありませんが、詰り出來が普通鉛管よりも今の御話の通り軽くはあるし、まあ何となく氣持が宜いんですね。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 重量が二割減じたのでは普通鉛管と同じ位の値段になるやうに聞きましたがさうではないでせうか、四割を減ずれば徳になるが、二割ならば同じになると云ふやうなことを聞きましたが如何ですか。

○百六十六番稻垣芳君(高崎市) 高崎市も前橋市と同じやうな意見で提出しましたが「トキワ」鉛管が参りまして、さうして重量に於て四割を引きました場合は、純鉛管「メートル」に付て五十八錢五厘の場合に四十五錢位で出來ると云ふやうなことでありましたから、一般に廉く提供出來ると思つて提案した次第であります、それに付て東京市に願つて其の結果の御報告を戴いて居りますが、尙ほ東京市の方から御説明願へれば大變結構と考へるのであります。

○委員長(小野基樹君) 大阪市は如何です。

○七番土井彌一君(大阪市) 私の方はまだ使つて見ませぬ、結果を報告するだけの何もないのであります、尤も之は餘程慎重にやらんならぬことで、商賣人が非常な打撃を受けること、思ひますがまだ何も申上げるだけの材料を有つて居りませぬ。

○委員長(小野基樹君) それでは東京市の今までやりました實驗の概要を搔摘んで御話し致します、矢張り今大阪市から仰せの通り、是は餘程うっかりしたことを申上げますと、商人に對する打撃が餘程大きいことになりまますから、私の方としても餘り穿つたことは申上げない方が宜からうか

と思ひます之に付きましては役所の内部に於きましては相當の結果を得て居りますが、まだ外に出されては困ると云ふ係りの者の話でありまして、大體を申し上げますと「タンピン」の試験に確に純鉛管より良いと云ふ確信を以て申上げられる譯であります、次に彎曲試験も數回實驗致しまして、大體に於きまして普通の鉛管の規格あるやうに反覆二回の彎曲を爲すことになつて居りますが、「トキハ」鉛管は純鉛管の約倍位の彎曲試験に保つ結果になつて居ります、矢張り是は此間制定になりました鐵管の規格の水壓を保たしめて彎曲させた試験の成績であります、約二倍の耐力があると思ふやうなことが大體考へられます、それから次に耐酸試験、「アルカリ」の試験もやつて居りまして一〇「パーセント」溶液に對する「アルカリ」、酸解、兩方とも「トキワ」鉛管の方が良い成績を示して居ります、然るに之も確信を以ては申上げられませぬが非常に濃い酸に對しては反對の結果を來して居りますが、是は更に試験をやり直して見る積りであります、どうも濃い酸に對しては純鉛管の方がずつと良い成績を示してゐるやうであります、重量の試験ばかりでなく、見掛けから見ましても純鉛管の方が純度程度が餘程少いやうに思はれますが、此點に付ての斷定的のことは申上げ兼ねます、次に壓潰し試験、是は厚さが薄い關係から致しまして「ダイアグラム」など作つたのを有つて居りますが、或は之を少し寫して來やうかと思ひましたけれども、まだ發表されては困ると云ふやうなことを申しますので、今の厚さでは確に私の方の實驗では、壓潰し試験、詰り丸い物を平に壓潰する試験であります、此厚さでは純鉛管の方が無論厚い譯であります、其の厚い方が良いと思ふことを示して居ります、先づ此位の程度で止めて御許しを願ひたいと思つて居ります。

百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) ちよつと委員長にもう一度伺ひたいのでありますが、是は鉛と

「ビスマス」を一緒に熔かすのださうですが、それを熔かして化學的に結合するのでなくて、理學的に混ざるもの、やうに思はれるのですが、さうなると云ふと結果の良い所も出來悪い所も出來て、不同に行くやうなことはないのせうか。

○委員長(小野基樹君) それに付てはどうもはつきりした御答を致し兼ねますが、何でも話を聞きますと鉛に「ビスマス」を入れると質が悪くなると云ふやうな風に今までの實驗の結果傳へられて居りますのを、銅を少し混ぜると却つて質が良くなると云ふやうなことを利用されたのが特許の要點だと云ふことを聞いて居ります、無論單に混合されたとは思ひませぬ、化學作用が其の中に同時に起る結果ではないかと思ひますが、確信あることは申上げ兼ねます、尙ほ衛生上に對する影響と云ふやうなことは、今衛生試験所に依頼して試験して貰つて居りますけれども、なか／＼容易に判斷されない問題でありまして、相當時日を貸すにしましても結論は或は付かないだらうと思つて居ります。

○七番土井彌一君(大阪市) 一つ御進行願ひたいと思ひます、大變問題があるやうでありますから

○委員長(小野基樹君) それでは議了と致しまして、次は三十四番

「提出者が居りませぬ」と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは撤回に致します、四十番

○百二十三番香野利一君(平町) 之も撤回致します

○委員長(小野基樹君) 是は提出者から撤回ですね、それでは左様致します、次は四十一番、統營面の方御出席ですか——御返事がなければ御缺席と認めて撤回に致します、四十二番、仁川から御出席ですか——御返事がなければ御出席ないと認めまして撤回に致します、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 次は五十二番であります、平壤の方御出席ですか、御返事がなければ撤回の

扱ひに致します、五十三番——矢張同じ扱ひに致します、次は五十六番、高砂町、御出席でございませぬか——之も前同様の扱ひに致します。

○七番土井彌一君(大阪市) 三ッ續ひて居りますから全部さうですか。

○委員長(小野基樹君) さうですね、五十七、五十八番も同様に扱ひます、五十九番、尾道市の方御説明願ひます、居られませぬですか、それでは前同様に扱つて置きます、六十九番、小倉市の方御説明を願ひます、小倉市の方御出席ありませぬか、御返事がなかつたならば前同様の扱ひに致します、

次は七十五番、鎮南浦の御出席ですか。
○五十三番小川八二君(門司市) 出席しない人は問題が撤回されることに、今までさうなつて居りませぬか。

「さうなつて居ります」と呼ぶ者あり」
○委員長(小野基樹君) 私の記憶ではさうなつて居ります、一應御説明がないと、どう云ふ意味で出して居られるのか分らないと云ふことがありますので、提出者としては又問題を出して居ながら御出席ないと云ふことは誠意が缺けてやしないかと云ふので……

○五十三番小川八二君(門司市) 無論其の當日に説明をしなくても、後から説明するやうな積りで居ると云ふやうな方々もあるのでないかと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 是は議事が著しく進行して時間があれば、實際御出席になれば今一應議題に上して、それを御諮りすることに願ふやうに致しませう、七十五番は撤回の扱ひにして置きます、次は八十四番

(八四) 通水管内排氣方法ニ就テ新シキ試ヲ施行セラレタル所アラハ其方法及構造ニ付テ承り度
理由

吾邦各市水道ニ於テ使用シ來レル排氣弁ハ往々ニシテ自動的排氣ヲナシ能ハサルモノアリ從ツテ高低多キ通配水管ノ排氣上大ナル不便ヲ感スル場合多シ依ツテ之ヲ研究並新式ノ設備ヲナシタル都市ノ狀況ヲ知ラントスルモノナリ

提出者 福岡市

○八十八番江上浩君(福岡市) 私の方のは十八尺位で八萬分九萬分位にしまして、それを沈澱池の方に送つて三四時間したものを十二日間……

○委員長(小野基樹君) ちよつと——唯今八十四番が議題になつて居ります、福岡市の……

○八十八番江上浩君(福岡市) いや問題は八十四番で、此議席の番號が八十八番です。

○委員長(小野基樹君) あ、さうですか——是は福岡市に御諮り致しますが、通水管は水道條例に現れて居りますのは送水と……

○八十八番江上浩君(福岡市) 送水です

○委員長(小野基樹君) それでは左様御訂正になつたものと認めます。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 今普通に行はれて居るのは、排氣弁は大抵「ボール」で止めるやうな装置であります、如何にも提案者の御説のやうに、水の管が漏水の時分、水が止まらなかつたり色々まだ不備なやうに思ひます、私共も何かもう少し良い方法がないかと思つて居りますが、まだ發見出来ませぬので、餘り澤山の數があるといけませぬけれども、矢張り普通の「バルブ」或は止水栓、さう云ふ物を取付けまして、斷水などの場合自動的に其處に付いて居つて、「エア」が出來れば締めると云ふやうな方法をやつたものがあります、唯自動的に行かないと云ふ場合がありませぬけれども、間違ひがないと云ふ所で、少し面倒を見れば結構ぢやないかと思ひまして二三やつたことがございます、別にそれ以上考へて居りませぬ、それだけ御話を申し上げます。

○委員長(小野基樹君) 如何でせう、外に御話はございませぬですか。
○百九十二番坪根守利君(大分市) 此八十四問題は兎も角餘り完全なものがないやうで、何誰か今御説明がありました。此大事な問題を放つてしまふと云ふことも何であります。研究問題にされて残されると云ふやうなことに何か出来ませぬか、委員長に御尋ねします。

○委員長(小野基樹君) それは今の御提議であります。是は確か制水弁と一括しまして、今工學會の方に研究を依託してある問題と思つて居りますがさう云ふ、工合に皆さん御承知ではございませぬでせうか、昨年御出席になつた方は御承知の筈ですが、今日茲に掲げてあります豫算案の中に、制水弁及び排氣弁調査費六千二百七十四圓と云ふやうなものが豫算案の中に出て居りますので明でありますからして、是は多分提案されました。今工學會に委託されて居ります。其の趣意は現在あります。排氣弁か、各種區々になつたから、それを統一すると云ふ意味と解して居りますが、若し只今のやうな御提議に依りまして、尙ほ外に從來の例に依らざる良い方法がありましたならば、併せて工學會に調査研究を頼むと云うやうなことに、理事の方に御希望を附して置きたいと思ひますが、其の程度で此問題を議了として扱つて如何でございませうか。

〔異議なし〕賛成と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) では左様に扱ひます、次は八十五番

(八五) 量水器ニ於テ使用水量ヲ數字ニテ表示スルモノヲ使用セラル、向アラハ其形式及成績ニ付承リタシ

提出者 津 市

○百五十番池田顯三郎君(津市) 普通でございませぬ。量水器は皆針でやつて居りますが、外國には數字で表はす物があるやうであります。さういふのを御購入になつて、現に御使用になつて居る市があるやうで、其の成績を承りたいと思つて居ります。又御使用になつて居る式は多く何式を御買ひ

になつて居りますか、併せて承りたいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 伺ひますが、是は廣い意味のですか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) いや、是は普通各戸に引込みます普通量水器を意味して居るのであります。

○百六十九番山根槌藏君(荒玉水道) 提出者に御伺ひ致しますが、使用水量を數字にて表示すると云ふと、どふ云ふ風に表すのか、ちよつとそれを詳細に伺ひたいのです。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 私の申しますのは自動車の哩「メーター」のやうに、積算して参ります針が一つございませぬと、一廻轉致しますと云ふ數字が表れるやうになつて居ります。量水器の中央に數字がぐるぐる廻つて現れるやうになつて居ります。唯一本の針があつて、針が一廻轉する毎に數字が出て來るのであります。

○百六十九番山根槌藏君(荒玉水道) さうすると普通瓦斯や何かの「メーター」の表はし方ですか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 針は一箇所でありまして、後は數字で積算して行くのであります。

○七番土井彌一君(大阪市) 御伺ひしますが、それは内地で出來て居るのでありますか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) いえ、外國品らしいでございます。點檢上非常に便利であれば宜いものと思つて居ります。

○百六十九番山根槌藏君(荒玉水道) それは何所の會社で出來たものか御存知ありませんか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) それは聞きませぬ所では「デューデメント」にもあります。それから「スパンナー」會社、其他二三あるやうに聞いて居ります。横濱市か何所か御存知やありませんか、横濱市では御購入になつて居りませぬか。

○十七番重富潔君(横濱市) 使つて居りませぬ。

○百三十四番和田茂君(高知市) 其の「メーター」は水道に使用したのは能く知りませぬが、火力發電

所の「カルペ」の「ポイラー」に付けたのがありますが非常に成績が好いやうで、併しそれは三吋以上の物で、小さいのはありません。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 私の方のは二分の一で、中の構造が非常に簡單で、細かく働く所は如何かと思ひますが、一見非常に丈夫なやうで、聞く所では數字で現はれる部分が破損が多いと云ふので、それでちよつと御伺ひしたいと思つたのであります。

○委員長(小野基樹君) 貴方の方で御使ひのは……

○百五十番池田顯三郎君(津市) 私の方では之から給水をやらうと云ふので、成績が良ければ之からやらうと云ふので、まだ使用して居る譯ではありませぬ、随つて値段などもまだ分らぬ譯であります。

○委員長(小野基樹君) それは何所か代理店でもありませんか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 左様でございますが、「スパンナー」會社のは二分の一で二十七圓とか申して居りまして、それは御存知でございますが東京の安藤信一と云ふのがやつて居るやうに申して居ります。

○委員長(小野基樹君) 是は如何でせう、さう云ふ新しい物がありませんことは吾々初めて伺ひましたやうな譯で、もう少し是は研究して見たいと思ひますが、何か研究問題が何かに残して置くやうな扱ひにして如何でせうか。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 結構でございます、さう云ふことに願ひますならば……

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは左様なことに致します、御諮り致しますが、大分勉強致しまして著しく工合良く参りましたが、三時から又上に會議がございしますから、暫時次の會議まで休憩と云ふことにして如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは左様に致します、午後二時三十二分

昭和三年十月十八日午前九時五十五分開議

○委員長(小野基樹君) 是から前日に引續きまして、開會致します

○百九十四番奥平定清君(松山市) 一寸議事進行に付て希望を申述べたい、前日來込入つた問題に付て非常に進捗して居ると云ふ事を聞きまして非常に喜ばしい事であり、聞きます所に依りまして、日程を繰上げて札幌に行かれると云ふやうな事が一部の方で問題になつて居ると云ふ事であり、就きましては二部の進行上に付て成るべき本日で議事が終るやうに是は少し餘り制限しますのは、諸君に對して済みませぬですけれども、何らか委員長に於て其點を御含みで進行するやうに希望を申述べます。

○七番土井彌一君(大阪市) 一寸七番も申上げます、私の希望も議事の進行に付て御同様であります、私共技術方面ばかりでなく、多少行政上の問題に付ても聞きたいといふ感じがありますので、元來なれは一部を二部とは合併して戴きたい希望を持つて居つたのですが、進行上斯う云ふ事になりましてありますから、出來得べくんば御話のやうに進行を御早く願つて多少でも第一部の問題を伺ひたい、期う云ふ希望を持つて居ります、此意味に於て進行を早くさして戴きたい斯う云ふ希望を持つて居ります。

○委員長(小野基樹君) 只今百九十四番、七番からの御希望もございましたが、成るべく早く進行するやうに努めますのは無論でございますが、實は只今主催地側が十一時十五分までに此議事を止めて呉れないかと云ふ御交渉がございました、それは本日の日程が十一時半に茲を出發して水源地に向ふ事になつて居りまして、尙ほ其前に茲の公會堂の前で記念撮影をしたいといふ御希望がある

さうであります、それは昨日の寫眞が大變高い所から皆仰向になつて撮つたので、何うも甘くながらうと云ふ御心配からも一通り是非撮つて置きたいと云ふ御希望なのださうであります、もう既に十時でございますので、あと一時間十五分で此残つて居る問題を全部片付けると云ふ事は面倒かと思ひますが、成るだけ進行するやうに努めますからして、御列席の皆さんも何うぞ左様な御氣持で進行を計られる事を切望致します、それから尙ほ理事の方から追加の問題として百六十番が此方の方へ廻付になりましたので、第一日の總會に於て配付になりました其外に百六十番が一ツ殖へましたのでありますから、左様御承知を願ひます、百六十番一題でございます、それから尙一寸御断りして置きますが、只今理事の方から京都大學教授戸田正三博士の世界大都市衛生行脚、就中都市の汚物に付て歐洲所見と云ふ、茲に見本が參つて居りまして、一部五十錢で御分ちする事になつて居るさうであります、で茲に御希望の方は御住所姓名を御書き下さる様に御願を致します、それから尙ほ前日に於きまして、御提出者が御出席ない爲に撤回と云ふ形に扱ひましたのであります、之に付きましては理事に尙ほ確めて見ました所が、前例に依りますと提出者の御説明のないものは自然消滅と云ふことに扱つて居るさうであります、従つて先づ撤回と同じやうな形になりますのでありますから、左様御承知を願ひます。

○三十五番小野崎虎三郎君(秋田市) 私の方でも第一部に出席して居りました爲に、さう云ふのは何う致しますか、矢張り撤回した事になりますか。

○委員長(小野基樹君) 御答へ致します、此第一部に御出席になつて居られる方で第二部の問題に御出席のない方は、成るだけ前以て御断りが願ひたいのでございますが、それでないと一々名簿を見まして、御出席になつて居られるか何うかと云ふ事の判断に苦しみますので、已むを得ず御出席ないものと認めまして、前申上げましたやうな扱ひに致しましたのですが、是は其時にも御断り致しました通り、是が全部議了になりました、尙ほ時間が餘す見込みでございますからして、其時に御

出でなれば、成るだけ此議に附したいと思つて居りますからして、左様御承知を願ひます、それは本日の日程に入ります、前回は八十五の問題で打切りになつて居りましたが(八十八番からですと呼ぶ者あり)八十八番からすね、八十八番から

(八八) 左ノ場合ニ於ケル濾過池ノ維持日數實驗セラレタル所アラハ承リタシ

一、混濁源水硫酸礬土ヲ混入シ沈澱セシメタル水

濾過速度 十五尺ナル場合

同 十六尺ナル場合

二、微濁水

濾過速度 十五尺ナル場合

同 十六尺ナル場合

提出者 神戸市

○十四番森傳太君(神戸市) 此問題は私の方では経験がありませんので、各市に御経験があられたらば、それを承りたいと考へて居ります、それで現今私の方でやつて居りますのは、速度が十一尺が最大であります、其以上はありませぬ、それから硫酸礬土を入れますにも、十萬分の一、八萬分の一、九萬分の一で止めて居ります、其礬土を入れた源水に入れたものを沈澱池に送りまして、沈澱池で三時間沈澱致しまして、濾過池の方に送りまして、其維持日數は礬土を入れた時には短い時で一週間、長くて二週間であります、それから微濁水の時は三十日乃至四十日保つて居ります、それで早晚私の方でも擴張が始つて居りますので、十五尺と速度を掛けなければならぬやうな具合になつて居りますので、各市に御経験があれば承りたいと思ふのであります、一ツ御説明があれば承りたいと思ふのであります、一ツ御説明を願ひます。

○百七十番岡崎太三郎君(前橋市) 提出者の御方に伺ひますが、此濾過速度は大層速いやうであります

すが、是で何でせうか、細菌の数を御試験になつたのでせうか。

○十四番森傳太郎君(神戸市) 細菌の方は知れませぬが、更に現在では斯んなに速度を掛けて居るので十一尺が最大であります。早晩水量を増して十五六尺になるかと思ひますので、約十五尺も掛つた維持日数が幾ら位いい良いものかと云ふ事を一寸御聞きしたい次第でありますので、今は現在は十一尺以上になつて居りませぬ。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 御尋ねに甘く當てはまる例はないのであります。私の方で今まで試験した事を一寸申上げます。それに依りますと濾過速度は十二尺一寸、濁度が六度七、此時に維持日数は十一・九六、其時に最高の落差が三尺八寸四分、それから濾過速度が十六尺四寸、濁度が六・四、維持日数は十・六三、最高の落差が三尺六寸二分、それから濾過速度が十六尺、濁度が八・三、維持日数は十一日三、最高の落差が三尺一寸、濾過速度が十八尺四寸、濁度が七・一、維持日数は九日三六、最高の落差が四尺六寸二分、それで細菌數に對して先づ二十尺位までは少しも心配がないと思ひます。此中十一尺の平均になつて居りましたのが、四月中頃から六月頃までの一番新しい例であります。それから硫酸礬土を加へた時の水と云のものがもう一ツあるのでございませぬが、是は斯う云ふ風に統計にする程長く期日が續きませぬので、もう一週間の位で使へなくなりませぬから申上げませぬ。

○委員長(小野基樹君) 如何ですもう外に御試験の所はございませぬでせうか。
○百九十四番奥平清定君(松山市) 私は試験を持つて居りませぬで、良い試験の細い御話は出来ませぬが、昔私等が経験した時分には、濾過速度が八尺とか十尺位でありました。最近全國的に十五尺或は十八尺にしやうと云ふやうな説があるのであります。是は無論源水の性質にも依ります。又時季にも依りませうが、大體今の御試験で見ても、水源の性質が知れませぬ、先づ十五尺以上乃至二十尺までは細菌數には差支へないと云ふ事を聞きまして、近來の濾過速度を早くする事に付て、差支ないやうに思はれる、要するに私は時々細菌數を試験されまして、一年位御やりになれば大抵見

當が着かうと思ひます。要するに私の見當で試験ではありませぬけれども、只今の御試験の御話に依つて私は細菌數の検査を一年位繼續して御やりになれば解決する問題ではないかと思ひます。一寸愚言を申上げます。

○委員長(小野基樹君) 東京市の試験と云ふ程の事でございませぬが、近時試みつゝあります事を極く簡単に申上げますと、近頃此濾過速度を増しても、相當増しても細菌の數に於ては大して變りがないと、源水が比較的綺麗な場合には例へ貯水池を以て十分沈澱したやうな場合には、緩速率に於きまして、相當早め得ると云ふやうな見込みが付きましたので、色々濾過池の構造に付て研究致しました。只今境に新しく出来ました浄水場に於きまして、濾過池を昨年二面作り、本年一面作る事になつて居りますが、此濾過速度を早める目的で、機械濾過と緩速濾過の中間のやうなものを作つて色々試験して見ましたのであります。其濾過では三十尺までの濾過速度が出し得るやうな設備になつて居ります。それで細菌の數に於きましては三十尺の速度で濾しましても、大して變りがないやうな結果が出て居ります。是は通水後二月しかなつて居りませぬので、完全な統計の數をまだ茲に申上げる譯に行きませぬですけれども、今までの経験に依りますと、緩速濾過でも三十尺位までは差支へないのぢやないかと云ふやうな大體の見當を持つて居ります。是は「ヨーロッパ」の傾向であるさうであります。最近歸られました九州大學の西田博士の御意見に依りますと、緩速濾過の砂利層といふものほ「ヨーロッパ」に於ては之を省いて濾過池の深さを掘らせると云ふ事に大部努めて居ると云ふやうな話もあります。尙ほ西田博士の關係して居られます。下關でありますか、門司でありますか、下に「スクリーン」を設けて砂利層を除いて了つて、さうして濾過速度を餘計に出し得るやうな設計をされたと云ふやうな事があります。東京市に於きましては砂利層を殆ど無くする程度に極く簡單なものに改めつゝあります。それは西田博士の御話を伺ふ前に色々研究して見ますと、砂利層と云ふものは極くまだ濾過池など、荒つぽく考へて居つた時代と、今日のや

うに何事も細く考へる時代になりまして、少しでも経済的にと云ふやうに考へる時代には、先づ砂利層なんかは省き得るのぢやないかと先づ色んな形のものに「ストレーナー」の代りに詰り砂が要するに集水渠の中に落込まなければ良いのでありますからして、さう云ふやうな色んな形のものに付て研究して居りますが、さう云ふやうな關係に於きまして、砂の洗ひも簡單になり、濾過速度も非常に出せるやうになるのでなからうかと思つて居ります、是は尙ほ一年位研究を致しました結果來年位には成は成績を御報告する事が出来るかと思つて居りますから、只………

○百九十四番奥平清定君(松山市) 今「パラスト」を止めて下に「スクリーン」と仰言ひましたが、何か金網のやうなものでありますか

○委員長(小野基樹君) 左様です、下に濾過池の底に鍋の底のやうな金網を作りまして、其中に只砂利を入れまして、其處が集水渠の末端になつて居ります、さう云ふものを濾過池の中に何百と云ふものを置いてあるのであります、砂利と云ふものは濾過池の底に全體に廣げて置くと云ふやうな事は、不必要じやないかと考へて居ります、今日さう云ふやうな方法で築造中のものが一面あります、昨年二面やりましたものには金の「スクリーン」は使ひませぬで「コンクリート」に穴を開けたやうなものを通して水を集めるやうな事になつて居ります

○百九十四番奥平清定君(松山市) 私が聞きましたのは、若しか下の關で西田博士の御考案ださうですが、昔の煉瓦の代りに調合の悪い「コンクリートブロック」で覆ひ、それを下へ置いて置かれるやうに聞いて居ります、何かさう云ふ點に付て御聞はありませぬか

○三十三番菱谷浅吉君(下關市) 今の御話のそれは下關市でやつて居りますが、………ミリにあの厚さが………ミリ、それに二分以上六分以下の砂利を置いて、十枚ある、それが十枚に對して五十「キログラム」の「セメント」をまぜます、相當軟かい程度に練つてです、それを形に作つて「スラブ」を作つて置きます其下に百ミリ近くの厚さに於て、五百ミリ角の………に砂礫をまぜて、其上に「スラ

ブ」を載せて居ります、その上に於て砂を六百五十ミリばかり置いて居ります、今試験濾過池を作りまして、大體に實績は調べて見ますと、相當良好の成績を示して居ります

○委員長(小野基樹君) 濾過速度は何の位までですか

○三十三番菱谷浅吉君(下關市) 今は十二尺でございます

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 先刻委員長からの御話に依つて、東京市の御経験の御話でございましたが、其三十尺位に致しますと、細菌數に至つては何の位になりますか

○委員長(小野基樹君) 御答へ致します、まだ其事は水を張りまして、日數は僅かでございますからして、砂の中の微菌と云ふやうなものが、十分取り切れませぬので、今日までに於きましては、細菌數を申上げる程度になつて居りませぬ

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 佐世保市は試験濾過池を拵へまして、約一箇年半位連續的にやつたものであります、大きさが………

○委員長(小野基樹君) もう少し御高聲に願ひます

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 試験濾過池を作りまして、其大きさが十二尺に十二尺になつて居りますが、深さに於ては横八尺四寸と云ふ事になつて居ります、濾過層は普通ありふれた………三十五尺までは、濾過速度二十五尺までやつて経験したのでありますけれども、茲に數字に於て格別御説明申上げると云ふだけの材料を持つて居りませぬけれども、毎月報告を見て居りますが、二十五尺位の程度に於て、濾過開始後約五六十日位の期間に於て五六個位の細菌で、それで私の方では速度を試験濾過池でありが、もつと三十二、三尺より四五尺見當位でやつて見たらと云ふ考へでやつて居ります、それであの試験で参りますると、二十五尺位の速度でやつても何等普通濾過水と變つた事はありますまいと云ふ自信を持つて居ります、それで矢張り濾過層としましては、最下層に約二寸五分内外の割「パラス」を入れて其上に一寸内外の粉砂利を入れて、其上に矢張り一寸内外の玉砂利

を入れて、其上に二分乃至五分内外のまじり「バラス」を入れて砂は初めは一分五厘以下のものを使つて居りましたが、目下現在では一分以内のものでやつて居りますが、二十五尺位の時には矢張り一分以下の砂を以つてやつて居ります、一寸御説明致して置きます

○委員長(小野基樹君) 外に御發言ございませぬですか、御發言がなければ議了に扱つて宜うございませぬか(「異議なし」の聲起る)議了と云ふことに致します、それから只今理事の方から六十八番を此方の方へ第一部の方から廻付になりましたので、一寸順序が狂ひますですが、もう既に通り越した番號であります、此際便宜上議する事に致しまして差支ありませぬか(「異議なし」の聲起る)御異議がなければ、六十八番を議題と致します京城府で御出席ありませぬか

(六八) 水道統計表中第九ノ次ニ左記統計ヲ追加アリタシ

源水及濾過水殺菌作業

イ、殺菌器名稱及据付數

ロ、使用日數

ハ、藥品名

ニ、使用割合

ホ、藥品購入先及購入價格

ヘ、備考

提出者 京 城 府

○百九十四番車平清定君(松山市) 是は私も同じやうな意味で問題の百五十九番を出して居るのであります、大分之に付ては近來問題になつて居ります、又此案を見ますに置きまして、之に大分類した問題を私は旅行中に聞きましたので、甚だ簡單であります、(「今のは六十八番です」と呼ぶ者あり)六十八番ですか、あゝさうですか、それは何うも失禮を致しました

○委員長(小野基樹君) 六十八番です、御出席ないやうでありますから、是は後題はしと云ふ事に致します、次ぎが九十番神戸市の方に御説明を願ひます

(九〇) 制水辨開閉ノ回轉數(開閉ノ尺度)ヲ示ス簡易ナル目盛板ノ設置並何時以上ノ制水辨ニ取付ケラル、ヤ各市ノ狀況承リタシ

提出者 神 戸 市

○十四地森傳太君(神戸市) 此「バルブ」の開閉を致しますに付ては、是までは何も頼る所がないのでございますから、備人が何回開けた、十回開けたとか、十五回開けて、それで何時開いたと云ふた其云ふ事を信用してやつて居りましたが、何うもそれに誤差があつたり「スピンドル」を折つたり、曲つたりする事がまゝありますので、それで餘り信用にならぬ場合がありますので、それでまゝ、備人の云ふ事は餘り信用が出来ませぬ、何うしても備人が代つても誰れが行つても確かに五寸なり、七寸なり確かに開いて居ると云ふ事を了解するには「バルブ」の先へ以つて來まして、齒車を付けまして、又「バルブ」の「フライ」の所から「ロット」を出して又それに齒車を出して、齒車と齒車がかみ合つて針が廻るやうにでもして二寸開いて居るとか、三寸開いて居るとか云ふ事が明瞭に分るやうにしたらさう云ふ故障がないかと思ひますので、是は最も必要な事と考へますので、若しか各市で斯う云設備をやつて居られると云ふ所があるなれば、又何時に付けて居るとか是以上は付けてないとか云ふ事を承つて置きたいと存じます、一寸……

○委員長(小野基樹君) 制水辨は目下工學會に調査を委託して居ります、丁度第一回が開かれました十九日の日に第二回目の委員會が開かれる事になつて居ります、第一回が開かれました時に相當の學者が、集まりました、冶金學者、機械の方の學者、實驗者、さう云ふ權威が、大分立派な方が集まりました、今御話になりましたやうな「スピンドル」が折れると云ふ事に付きまして、東京市に於きまして非常に困つて居る事でありますので、其事を色々相談致しました所が、制水辨の折れるの

は其「スピンドル」の何か比較的軟らかい所の金の「ピン」を指し込んで置いて、夫れ以上無理な力が
かゝると「スピンドル」を結合して居る「ピン」が先づ折れる事にしたら何うだらうと云ふやうな、是
は機械の方の大學の教授の意見でありまして、冶金の方の先生方の如何に「スピンドル」の質が悪く
ても捻つて折れると云ふのは普通の状態じゃないじゃないか、それが爲に金の質を色々研究し、高
級の質の金を使ふと云ふやうな事は必要ではないのじゃないかと云ふやうな色んな説が出て居りま
すのです、それで今神戸市の御話を伺ひました所、矢張り目盛りの板の装置は「スピンドル」が折れ
ると云ふやうな事の御心配が主なやうで、それで憂慮する事が主なやうに伺ひましたですが、其點
に關しては工學會の方で今十分に研究中でございますからして、其決定を御待ち下さいました
ら、如何でございますか、其外の意味に於きまして目盛板が御必要でありますなら、尙ほ各市の
實驗の御説明を伺ふ事に致しますが、如何でせうか

○十四番森傳太君(神戸市) 目盛板が最も必要であります、目盛板が正確になつて、開閉が十分に
分つて居れば、無理をせぬから「スピンドル」を折つたり曲げたりはしませぬが、それが完全なのが
出来て居りませぬから「スピンドル」を無理に閉めて見たり、無理に開けて見たりするのでありま
すが、目盛板がない爲にさうなる事がまゝありますので、此目盛板は極く簡單に出来ますと思ひま
すので、是は少し考へたなれば水平の目盛板で今二時開いて居る、三時開いて居ると云ふ事が分つ
て居れば、是は確かに誰れが行つても、無理と云ふ事がきゝませぬ、それで目盛板を非常に考へて
居ります、其構造も簡易な装置を承りたいと云ふのであります

○十番土井彌一君(大阪市) 大阪市も同様神戸市との不便を感じて居りますので、二十二時以上のもの
には「ニグレート」を作つて居ります、圖面を持つて来て居りますから、御歸りに差上げて宜し
いと思ひます、何かの御参考になるかも知れませぬ

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 此神戸さんの御話は聞き切つてゐると云ふ事を知らないで無理
に聞く場合に「スピンドル」は折れるんでありますから、先刻委員長さんの御話の弱い金を付けて「ス
ピンドル」の折れぬ前に其金が折れると云ふやうにすると云ふ事は目的が違ふやうに思ひます、是
は私も非常に神戸さんの説に賛成であります、工學會に於て調査します場合に於て、何れ委員
長さんも御参加になるだらうと思ひますが、矢張り此の弱い金を付けて「スピンドル」の折れる前に其
金が折れると云ふやうな風でなくして、矢張り此何の位開いて居るかと云ふ事を知り得るやうな装
置を標準として御付け下さると云ふ事は至極結構な事と思ひますが、左様に一つ工學會の方へも御
話置きを願つて戴く事が出来るなれば大變都合が良からうと思ひます

○百五十番池田顯三郎君(津市) 神戸の方に伺ひ致しますが、多くはそう云ふ故障は内徑何時位の制
水辯でございますか
○十四番森傳太君(神戸市) 十時から三十時の間のものがあるものであります、度々はありませぬで
何うも質が悪かつたり、傷があつたと云ふことを知らなかつたり、又長く制水辨の開閉をせずに置
いて俄かにやつた場合とか云ふやうな場合であります、それで度々はありませぬ、それは一つは
送水するのに付て水量を略ぼ決めなければならぬ事があります、二時開けて置けば良いと考へた
時に、果して二時開いて居るか何うか分らぬので、其目盛板さへあつたなれば、三時なり此方の思
ふだけ開けて置く事が出来て宜いのであります、それが無いと傭人などが良い加減に廻はしたや
うな形になつて居りますから、それで「スピンドル」が折れるか折れないと云ふやうな事は度々はあ
りませぬけれども、時々十時以上三十時までのものが折れて困難する事があります
○百五十番池田顯三郎君(津市) 送水管でございますか
○十四番森傳太君(神戸市) 送水管もありません、それから詰り堰堤の下の「バルブ」を折りました、非常
に大切な所の「バルブ」を折りました送水が出来なくなつた事がございます
○百五十番池田顯三郎君(津市) 私の方で二十時以上「バルブ」に目盛りをする事に致して居ります、

又送水して居りませぬから、成績は分りませぬのであります、それを納入させました時、検査の時に二十四時の「バルブ」がございました、それで「スピンドル」が間もなく折れて了つたものでございませぬので、それで全部取變へさしてございます

○百三十四番和田茂君(高知市) 私の方では十六時の連絡「バルブ」で「スピンドル」の上部へ捻を付けてそれに針を付けて、目盛板を付けて開閉の時が分るやうにして居りますが、是は非常に成績が良くて今に何等の故障もありませぬが

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 福岡の方の御話のやうに此何時開いたか云ふ事を見るには勿論私の方でも十四時以上は總て濾過池、配水池、送水管、配水本管などにはある事になります、夫々此十二時以下になりますと付けて居りませぬので、恐らくは何處でも大抵そうじやないかと思はれます、それを通水なんかの場合に何時開いたかと云ふ事が分らぬ場合には、非常に不安でありますので、購入の際其「スピンドル」の捻子山の程度に依つて廻轉數に比較して行くものがあれば、何時開くかと云ふことが分りますので、豫めそれを表に致しまして、さうして實際の開閉の時分には監督者が付て、さうして職工に廻はさした數を監視して開閉の度合を知る事にして居ります、是は長期に互つては不便かも知れませぬけれども、取敢へずさう云ふ施設のない時に、さう云ふ方法を取りまして、要するに能く實際扱ふものに知らしめてありましたならば、それは分る事ではないかと思ひます、中間方法としたはそれで良いのじやないかと思ひます

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 神戸市へ御尋ね致しますが、水源池の制水弁は「センガリ」でありましたか、一寸御尋ね致します

○十四番森傳太郎君(神戸市) 「センガリ」であります

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 百六十三番が現場擔任をして居りました關係上、幾分責任を感ずるやうに考へます、要點を伺つて見ますると云ふと、之を取り扱ふ所の人の不注意如何と云ふ事

に起因して居りますから、幾分其處に自分としても不安を去る所がありますけれども、若し之が構造の組立てに起因するものなれば餘程自分として、頗る注意すべきものと感じますので、私は斯う云ふやうな缺點のある所を自ら顧み調査すると共に工學會に於きまして、斯う云ふ工事に付て十分御注意をして戴く事を切に希望する次第であります

○十四番森傳太郎君(神戸市) いや私の申しました事はさう云ふ事でありませぬ、備人が少し不注意の爲に、無理をして閉め過ぎたり開け過ぎたりしたのでありまして、構造の如何は申したのではありませぬから、此時には餘程備人の不注意がありましたのであります、それが原因であつたのであります、元は完全に出来て居るにしても、備人の取扱ひが不注意であつたのであります

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 伺ひますると云ふと、幾分責任を免れましたので安心を致しましたが、何分二十ミリの水量が出ませぬと云ふのなれば、其處に一つの技術上の缺陷がありはせぬかと云ふ事を只今考察致しましたので、頗る自分としては深く責任を感じ相當に研究を積んで他の總てに於て是が御恩報じを致す積りであります

(「同感」と呼ぶ者あり)

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 此問題は神戸市の御尋ねになつて居るのは制水弁の開閉が能く分つて居らないから、それを明かにしたいと云ふ極く簡単な問題のやうに思ひますが、目盛板を付けてあれば、何時でも開閉度が分りますから、さうなれば此問題は解決して了ふのでないかと思ひます、私の方では二十時以上のものには全部付けて居ります、それは只今詳しい事を御話は出来ませぬが

○委員長(小野基樹君) それでは私の方で申し上げますが、工學會では大體十六時位から、目盛板を付けてやうと云ふ事でありまして、それで東京市では只今十六時から以上は制水弁に付ける事になつて居ります、横濱市も委員に加つて居りますから、大體さう云ふ所に落付くだらうと思ひます、それで

先程申上げました制水弁を折り切ると云ふやうな事を防ぐには、今工學會で研究中であります、「ス
ピンドル」を單に上の方を中心に心を出して外側から一寸冠せて「ピン」を出して置くと云ふ簡單な構
造で「ピン」が折れた所で又直ぐに仕換へると云ふやうな事で、目盛板を付ける以上に防げるのであ
りますから、目盛板以上に安全なものでないかと思ひます、それで私等も工學會の委員の一人とし
て、是非さう云ふ事を希望して居るのでありますから、是は多分繼續年度の後二年位かゝるやうな
豫定であります、それが完成されるのを出来るだけ待つて戴けば、目盛板の構造等もそれに依つ
てすつかり決まるのでありますから、尙ほ進行中に若し御入用でありましたならば、幾分出來上が
つたそばから内示する事も出来るかと思つて居ります

○百五十番池田顯三郎君(津市) 是は私只今申上げました何が請負者と呼んで聞きました所、みんな
喧しい仕様書を出されるけれども、結局競争入札とか何とかになつて本當の良いいものを使ふ事が出
來ないさうであります、何うしても粗雑なものを作らなければ算盤が取れないといふやうな關係上
さう云ふやうな結果になります、注文する方にも罪があるやうでありますから、實際製造者も何と
もしやうがないやうであります、言へば取換へては参ります、頗る立派な規定を御拵へ願ひます
があるのでありますから、却々是は六ヶ敷の問題だと思ひます

○委員長(小野基樹君) 如何でせう大體議了と云ふ事にしましては「異議なし」賛成の聲起る)では
議了に致します、其次には九十四番であります、關東廳の方が只今第三部の方へ御出席で之を保
留して置いて呉れと云ふ御断りでございます、九十四、九十五は後廻はしと云ふ事に扱ひま
す、此次は九十八番であります

(九八) 量水器内徑二分ノ一時乃至一時ニ於テ成績優良ナルハ何式ナルヤ實驗ヲセシ
年數トモ併セ承リタシ

提出者 津市

○百五十番池田顯三郎君(津市) 毎日常水器の事で御迷惑であります、是は茲で御伺ひすると云ふ事
も御迷惑でありませうが、色々量水器を賣り込みに参りますのですが、成績が能く分らぬのであり
まして、茲に書いてございますやうに量水器内徑二分の一時乃至一時に於て成績優良たるものは、何
處のが良いか其御實驗なすつた其成績を一つ御報告願ひたいのであります、非常に恐入れますが、
さう云ふ事に

○百六十二番金澤力太郎君(米子市) 量水器の種類には可成り最近に置きまして、内地に於ても發達
致しましたが、是等のものに付て成績の如何と云ふ事は發表すると云ふのは却々六ヶ敷い事であり
まして、成るべく私としては百五十番とは極く近くの間柄でもありますから、此際之を書類で回答
する事と致したいと思ひます

○委員長(小野基樹君) 百五十番に御語り致します斯う云ふ問題は却々營業者に及ぼす利害問題があ
りますので、速記録にも斯う云ふ事が載る事になります、非常に如何かと思ひますので、各市に
直接書面で御照會になつたら如何でございますか(委員長の御説に賛成)と云ふ呼ぶ者あり)

○百五十番池田顯三郎君(津市) 書面で結構でございます

○委員長(小野基樹君) 百五十番から此際直接御出席の各市に御依頼の方が適當のやうでございます
から

○百五十番池田顯三郎君(津市) 御願ひを致します

○委員長(小野基樹君) それでは是は議了と云ふ事に致します、九十九
(九九) 量水器部分修繕ニ當テ内地品ハ短時ニテナシ得ルモ外國品ハ其ノ点ニ於テ不
便ノ如シ此点ニ付如何取扱ル、ヤ御經驗承リタシ

提出者 津市

○百五十番池田顯三郎君(津市) 是は修繕に付て御伺ひするのでございますが、外國品の量水器を御使用の御地に於きまして、御修繕の場合には差支へない、御不便なく御修繕出来ませうか、如何でございませうか、御經驗の程度を承りたいと思ひます

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 斯う申上げますと、何だか少し恥かしくもございませうけれども長く斯う云ふものを取扱つて居ります關係上御答へをして置きたいと思ふのでありますが、現今に於きましては内地品も外國品も殆ど修繕に不便を感じる事はないやうであります、只内徑の六吋以上になりますと、もう故障の際に其部分品は材料を購入する爲に外國から取入れたが爲に、非常に不便を感じた場合がありました、其他には別に不便を感じたやうにも思ひませぬ

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 其點に付きましては、先年大阪市内に伺ひまして、楡垣さんに御伺ひしたのであります、大阪では此部分品の専門の所がありました、それから購入致しますと何式でも大抵形は間に合ふ事になつて居るさうであります、揃ふて居ると云ふ事でありませうか、如何でせうか

○七番土井彌一君(大阪市) 七番自身と致しましては、工場を持つて居りますから、不便はありませんが、大阪にさう云ふ所があるやうであります、所を御承知爲さりましたければ、御報せします

○百五十番池田顯三郎君(津市) 修繕の場合部分品を取寄せる事が出来ませうか

○七番土井彌一君(大阪市) 其處の家では外國品の型でも皆此方で製造して居ります、其型を製造して居りますサベとか云ふ所でありませうか、所を御報せしても宜しうございませう

○百五十番池田顯三郎君(津市) ありがたうございませう、後で御報せ願ひます

○委員長(小野基樹君) 議了して宜しうございませうか、(異議なしと呼ぶ者あり) 百二番ハ其成績ホリタシ

提出者 長崎 市

○二十番太田清臣君(長崎市) 濾過用の砂洗は市の直營にして居ります、他市に於て全部或は一部を請負にして居るものと思ひますが、其條件其他参考までに御説明を願ひたいと思ひます

○委員長(小野基樹君) 如何でせう大阪市あたり

○七番土井彌一君(大阪市) 大阪市では斯う云ふ事を一向實驗して居らないのであります、皆直營でやつて居ります

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 曾つて私が丸龜の水道をやりました際に鐵管敷設を總て請負にしたのであります、通水に於きまして、何等の故障を生せず、現場の監督員は無論、請負に従事した其請負者も之に付て、相當の讃辭を與へたと云ふ事もあります、更に其請負者が宇和島の水道を致しましたが、是れ亦直接見て居りませぬけれども、同一關係上其邊の事を詳細に承知して居ります、是れ亦一回の故障も來たさずして通水を致しましたと云ふ經驗を持つて居ります、参考になりましたら、仕合せと存じます

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 名古屋市では只今擴張工事中であります、配水鐵管の敷設は幾つかに區切りまして、一部直營、一部請負と云ふやうな方法でやつて居ります、一部直營と申しますと、材料は全部市で買つて居ります、支給致します、それから敷設する職工監督に工夫といふやうな努力は役所の方が持つて居ります、其外に勞力と消耗材料は一切請負人が負擔する事になつて一部やつて居ります、さう云ふ方法で別段全然直營でやつた工事に比して大した缺點を見て居りませぬ、それから濾過用の洗砂に於ても、是も採取洗滌濾過池に搬入するまでの一切請負に付して居ります、即ち濾過池の中へ入れない前に一切の検査を致しまして、是も別段大した不都合も來たさず最近完成を致しました、一寸御報せを致します

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 私の先程の説明に此際少しく註釋を致して置きます、只今御説

明になりました方法と稍々同一の方法でありました、鐵管だけは其市に於て購入致します、其他運搬から敷設など一般請負になつて居りますから、其やうに御解釋が願ひたいのであります

○委員長(小野基樹君) 東京市に於きましても、鐵管敷設は此接合以外を全部請負でやりました経験はチヨイ／＼ございます、交通に非常に支障を來たすと云ふやうな所では、請負はやつた事がありませぬが、比較的閑散な所に於ては、接合のみを直營でやつて、後を請負にした例が數回ございませぬ、尚ほ今後もさう云ふやうな箇所は、なるだけ請負でやらうと云ふ希望を持つて居ります、御参考までに申し上げます

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 此濾過用の砂の事だけを申し上げますが、成程請負に致しますと、良い砂が入るか何うかと云ふ御懸念が御ありなやうに思ひます、私の方では之を購入する事に購入は請負の形式でして居りますが、もう採取する場所を視察致しまして、さうして其見本を集めてそれから採取する時分にもショツチュウ其處へ一緒に参りまして、さうして持つて來る實物を見夫々に納める、持つて來ても砂洗の装置をやらせまして、勿論それも嚴重に見るやうな事で全然請負でやつたのであります、請負と云ふ事にすれば價格に於て多くなりませぬけれども、併し十分注意して採取し、之を取扱へば請負でも決して成績が悪くなると云ふやうな事は決してないやうに思ひます、只一寸其點だけ申し上げます

○委員長(小野基樹君) 如何でせう議了致したいと思ひますが(異議なし)と呼ぶ者あり) 次ぎに百三番

(一〇三) 送水ポンプ運轉ニ關シ電動カト其他動力(蒸汽機關又ハ重油機關等)ヲ一基ノポンプニ併用セラル、向アラバ其成績承リタシ

提出者 鳥取市

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 此問題は私が此水道を擔任して居る關係上、此具體的の説明を

致したいと思つて居ります、之を具體的に申し上げますと云ふと、鳥取市が水道を計畫致しました時には、當時の調査の關係に依りまして、一人一日の總體使用量を三立方尺と云ふ事で、計畫を致しましたが、今日になりますと云ふと餘程世の變遷を致しましたので、一つの缺陷は大部分が放任給水の爲に、平均が一人一日五立方尺を超過し、甚だしい場合には六立方尺を超過するやうになりまして、自然送水能率が足りなくなつて参りました爲に、現在の送水管に「ポンプアップ」を裝置して必要な送水量を得たと斯う考へて居りますので、此際に於て經濟上に考へました結果、「ポンプ」を一つに致しまして、蒸汽機關又は重油機關の其一つを補助機關として、取付けました際に、一つの「ポンプ」には他に切り變へると云ふやうな事にして差支へないものでありませうが、此點に付て之を統一の目的を以て敷設せられた市が有りますれば、其故障、若しくは差支へないと云ふやうな事を極く簡単に承りたいと云ふ事を希望するのであります

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 私の前橋市であります、目下工事中でありまして、まだ竣功は致しませぬが、矢張此電動力の方に依りますと云ふと、時々停電の場合、送水難と云ふことになりませぬので、矢張「ディーゼルエンジン」を裝置する事になつて居ります、此「ディーゼルエンジン」を使つてそれに依つて發電機を動かしまして、それに依つて發電せられた電氣を矢張他の電燈會社あたりから來ました所の電力と、同じ配電盤に依りまして、停電等の場合には「スキッチ」をそれに切り變へると云ふやうな方法にして居りました、専門家の意見を聞き又色々設計などを拜見致しまして、段々研究して見ますと、是は電力に付ては不案内でありますけれども、聞いて見ますと、差支へなく運轉し得られると云ふやうに考へられます

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 只今御親切な御説明を戴きまして稍々諒解を致しましたが、未だ經驗の結果でなく、之を以て相當なるものであると云ふ御自信の下に計畫をなさつたと云ふ事でありませぬが、其他の御市で只今現に御使ひになつて居られますれば、其結果を御洩らし下されば結

構であります。

○六十四番北川孜君(關東廳) 私は大連水道でありますが、此問題と同じ装置を以てやつて居ります一寸御参考までに申上げたいと思ひます、私の方は最初蒸氣「ポンプ」を付けて其後擴張の爲に、三百五十馬力の電動「ポンプ」語り「タービンポンプ」を増設致しまして、目下それを運轉して居りますが、此蒸氣「ポンプ」は詰り「フランジャーポンプ」であります、電動力のは「ロータリーポンプ」であります、二種の「ポンプ」から送るものを一管にしますと、電氣「ポンプ」から蒸氣「ポンプ」の方に「ショック」が來まして、非常にスムーズに働かないので大きな音がして危険を伴ひますから斯う云ふ場合に非常に注意をいたしますが、最初に私の方では三百五十馬力の電動「ポンプ」を装置するとすれば、送水管は二管を平行に配水池まで敷設を致しまして、さうして何方でも一つ「ポンプ」で送水する時に抵抗して樂に送るやうにして居りますが、若し二つの「ポンプ」を同時に使用致します時に其二管の「パイプ」を別々に使つて居ります、それで兎に角若し一管で送る事になつて居る水道でありますれば、「ポンプ」の種類を同じにすれば非常に結果は安全だらうと思ひますが、若し昇降「ポンプ」を廻轉「ポンプ」と同時に御付けになつて居られるやうでありますれば、それは非常に實際使つた結果は良くないだらうと思ひます、是は私の方が實際に經驗した結果でございますが、一寸参考までに申上げて置きます。

○百六十九番山根植藏君(荒玉水道町村組合) 只今前橋市の現在の工事中の御計劃の御話がありましたが、是と似た設計で現に長岡市がやつて居りますが、是は現に運轉しつゝあります、聞きませ所、一向何等支障がなく、成績が良いと云ふ事を承知して居ります、一寸御参考までに申上げます。○百六十三番金澤力太郎君(尖子市) 只今山根技師初め前橋市及大連市より十分の御説明を戴きまして、満足を致しました、丁度此問題を出します際に於きまして、全國に亘つて色々調査を致しましたが、其際に學者の方面に於ては蒸氣機關でやると「ショック」が起るから、電力を以てある機械に

装置するならば、さう云ふ事もないに依つて一つの鐵管を使ふ場合には或は二つの共電氣の受ける所を變へてやつては何うかと云ふやうな注意も受けましたので、其邊の可否に付て御尋ねを致しました所が、能く諒解を致しました。

○委員長(小野基樹君) それでは議了致します、次は百五番であります、是は三十二の問題と合併になつて居りまして、議了になつて居りますから、次は百六番であります、是も三十番の問題と合併になりまして議了になつて居ります、其次は百十一番であります、是も三十二番と合併になつて議了になつて居ります、今度は百十五番に移ります。

(一一五) 鐵管敷設後數年ヲ經ルニ從テ制水弁ニ疣狀酸化ヲ生シ其作用ヲ妨クルコト屢々アリ之力防止ノ方法ナキヤ

提出者 佐 世 保 市

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 私の方では二三年以來口徑は三吋乃至四吋の送水管であります。

○委員長(小野基樹君) もう少し御高聲に

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 疣狀の酸化を生じて開閉の場合に能く斷水が出来ぬと云ふやうな事が二三回ありました、取換へ調べて見ますと、さう云ふ結果でありますから、是も設置後一箇年以ては経過して居りますと云ふのであります、他の市に於ても斯う云ふ場合の實例がありませぬでございますか、御尋ねしたいと云ふ積りで提出した譯でございます。

○六十四番北川孜君(關東廳) 此制水弁は「バルブシート」並に「バルブ」は砲金製でありませうか。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) それは摺り合せの所だけであります。

○六十四番北川孜君(關東廳) 何の場合に疣が出来ますか、其外周に出来ましてので、支障を來たす

のですね。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 左様でございます、そして能く閉りませぬで、斷水が出来ぬと云ふ

事になります、三吋、四吋の二種類でございます。

○百六十九番山根植蔵君(荒玉水道町村組合) 今の提案者に御伺致しますが、さうすると此疵が出来ますのは、鐵の鑄物の部分に疵が出来るのでありますか。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 左様でございます、鑄鐵の部分に出来るかと云ふのであります、それで砲金なんかのものでやつて居りましたなれば、斯う云ふことはないのではないかと思ひますけれども、是も價格に於て關係がありますので、夫は半期に一回位でも開閉でもすると云ふやうな方法を取れば、斯う云ふ事はないかも知れませぬ、餘り必要に迫られませぬで、何時でも放つて置くと云ふ事になりますので……。

○百六十九番山根植蔵君(荒玉水道町村組合) 私の想像します所では、此鑄鐵管の内部なり、或は制水弁の此鑄鐵の部分に疵が出来ると云ふことは、是は免れぬ事でございますが「ガンメタル」の「シイト」の部分に於て疵が出来なければ別に……鑄鐵部に非常に大きな膨張なるものが出来たら、それは格別でございますが、普通出来て居る程度のものなれば、大した障害はないやうに思はれるのであります、其状態の出る部分が何う云ふ所でありませぬ、もう少し詳細に御説明出来ませぬでせうか。

○三十番岡貞次君(佐世保市) 其疵の或る大きいのは一時内外の程度のが、澤山出来て居りました、それで兩側から出来て居りますから「ゲート」を下げましても巧く行かないで、それで水が全く断水すると云ふやうな事が、丁度最近先月でございましたか、八吋の配水管が市内の配水管が横断下水の改良をやりました所が、八吋の配水管が横断下水の點に出る事になりました、それをすつかり下げる事になりましたが、丁度其處に三吋の「バルブ」を入れて、其場合もさう云ふ例が出来まして、それで其前には私も京城府に居りまして、移りましたのは最近昨年の事でございますから、其以前の事は能く知りませぬ、其以前も二回程あつたと云ふ事でありませぬ、それで此問題はもう

少し私の方で能く研究しましてから、又御願ひする事に致したいと思ひます。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 御提出者の御意志に反する譯ではありませぬが、一寸其接合部分と「メタル」の部分との關係で何うも状態がさう云ふ直ちに断水の故障になると云ふやうなことは何うもないやうに考へられますので、御提出者に於て今一應御調査を願つて断案になつた時に御願ひを致したいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 如何でせう餘程特殊の例のやうに思ひます、詳細に承つても諒解に苦しむやうな點もございませぬ、何か斯う云ふ事に出つてくわした市がありましたなら、御参考までに御話になつたら如何でせうか、めつたにない例と思ひますが、例はありなさらぬでせうか(ありませぬ)、さう云ふやうな事は「と呼ぶ者あり」それでは外に一寸例がないさうでございませぬから、尙ほ御研究の上で、再び御出しになるとも此際は議了と云ふ事に。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) それでは尙ほ私の方で尙ほ一層注意致しまして、研究致しまして更に提出する事に致します。

○委員長(小野基樹君) では今回は議了と云ふことに致します(撤回でございませぬか議了でございませぬか)更に研究して出すと云ふ事です(ね)と呼ぶ者あり)如何でせうか。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) 尙ほ是は研究問題にして戴きましたら。

○委員長(小野基樹君) 斯う云ふ問題の性質上、外にさう云ふ事例がございませぬれば、研究問題でも宜うございませぬが、他にさう云ふ例がなければ、研究問題としては一寸扱ひに困りはせぬかと思ひます。

○三十一番岡貞次君(佐世保市) それではさう云ふ事に致しまして、更に提案する事に致します、今回は撤回する事に致します。

○委員長(小野基樹君) それでは議了と先程申しましたが、撤回と云ふ事にお改めを願ひます、只今

もう時間が来て居りますが、寫眞の準備がまだ出来ないさうでございますで、通知のあるまで、もう一問題でも二問題でも進んで置きたいと思ひますが、「賛成」と呼ぶ者あり。次は百十六

(一一六) 鐵道専用ノ橋梁ニ水道鐵管添架ノ實例アリヤ尙特殊ノ工法ヲ施行セラレシモノアラハ其方法等承知致シタシ

提出者 江戸川上水町村組合

○百四十五番竹村秀吉君(江戸川上水町村組合) 此問題は茲に書いてございます通り、非常に簡単に思はれるのでありますが、實は最近私共の方で三百五十間もある専用橋に八吋の鐵管を添架する必要に迫られたのでありまして、只今此協議會があるので良い機會だと思つて、提出したのでありますが、實は列車が通る度に震動が起りまして、心配して居るのであります。どちからかでさう云ふやうな例がありますれば、御伺ひしたい、尙ほ茲には書いてありせぬが、何か簡単な適當な方法がありますれば、極めて簡單で宜うございますが、一寸御伺ひしたいと思つて提出した譯であります。○百五十番池田顯三郎君(津市) 最近私の方でまだ使つて居ないのであります。○百四十五番竹村秀吉君(江戸川上水町村組合) 宜うございます。

○百四十五番竹村秀吉君(江戸川上水町村組合) それも私の方で今調べて居るのであります。○委員長(小野基樹君) 斯う云ふ實例は在りなさる所はありませぬでせうか——何うも實例がないやうに認めますので、已むを得ず議了と云ふ事に扱つて宜うございますか。

○百四十五番竹村秀吉君(江戸川上水町村組合) 宜うございます。

(一一〇) 大正十四年上水協議會設定ノ標準鐵管「ソケット」ノ形狀改正ノ件

提出者 名古屋 市

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 此の問題は標準鐵管の「ソケット」の事に付てであります。異形

管と直管と二つに分けて簡單にか話致したいと思ひます。本年の大阪に於ける六都市の協議會に名古屋市から提出を致しまして、是は研究の必要がありと認められまして、各研究することになつて居るのであります。何う云ふ事柄かと言ひますと、先づ異形管に付て申しますと、其「ジョイント」の強さは大體に於て鐵管の直徑に比例して居るのでございます。然るに異形管の接手の水壓の爲に抜く力は直徑の二乗に比例して居りますから、大體大きなもの程小さいものに較べて弱い事になるのであります。實際の例に於ても大口徑の接手が時々抜けたと云ふ事があるやうに聞いて居ります。本市に於きましても大きい徑の鐵管が抜けた經驗が二三あるのであります。横濱でも斯う云ふ實例があつたやうであります。東京に於きましても大口徑の異形管に對しては「コンクリート」で補強して居ります。神戸市は「フックボルト」で締め付けて居ると云ふ事も承つて居ります。で斯う云ふ事を考へて見ますと、大口徑の「ジョイント」が弱いと云ふことを示してゐるのではないかと思ふのであります。でありますから、何とか是は改正をする必要があるのではないか、先づ或程度以上の太さに對して、鉛止めを二重にするとか、是が太くなつた爲に、急激に抜く力が增加する、それに對してなるべく抵抗をせしめ、又特別に太いものに對しては今の規格の太さより「ソケット」の深さを深くする、又神戸市のやうに「フックボルト」を付けるとか何とか工夫しなければならぬのではないかと思ひます。本市に於きましては東京市のおやりになつたやうに「コンクリート」を以て此缺點を補ふ爲に已むを得ず補強を施して居るのであります。此點に氣が付きまして、補強をやつて居れば幸ひでありますけれども、規格を全然信頼して、何にも施さないと云ふ事であつたなれば意外の事故を起す事があるのじやないか、是は經濟上より見ても「コンクリート」補強を施すと云ふ事は甚だ損であります。例へて申しますと、二百圓内外の異形管を補強する爲に五六百圓もの費用がかかる。と云ふ事は甚だ不經濟でありますから、何だか是は便宜の方法があるだらうと思ひます。今一面から補強と云ふことに付て考へますと補強するやうな異形管を使ふ所は大きな道路の交叉點と云ふや

らな所で、交通上にも非常に障害があるのであります。又近頃の都市に於て下水道が瓦斯とか「ケールブル」と云ふやうな地下埋設物が澤山交又して居りまして、さう云ふものも非常な障害になるのであります。さう云ふ譯では何かか鐵管自身で保つやうにしなければならぬと思ふのであります。それで此規格に付て考へて見ますと、之を決定をする時に一本／＼に付ては非常に詳細な研究をされて居るやうであります。各種の鐵管を連続したる一物體としての考究が幾分缺けて居つたのではないかと思はれるのであります。今一つ此問題に付きまして、何等の補強をしないでも一つも事故を起した事がないと云ふやうなものもあるかも知れませぬけれども、是は偶然に附近の土の力で「ジョイント」が保たれて居つたので土の力を全然信頼するとさう云ふ埋設物が多くては時々掘り返され、鐵管が裸にされる土地に於きましては、甚だ危険ではないかと思ふのであります。それから次に直管の「ジョイント」に付て申しますと大體直管は異形管と同様太さと「ソケット」の深さと比例的に行つて居ります。是等は材料とか見ましても、三吋のからは非常に長いやうに見えますが、六吋のからは非常に短かいやうに見える。是は詰り理論が間違つて居ないと云ふ事を物語るものであらうと思ひます。之を科學的に申しますと直管の「ジョイント」に於きまして同じ……が起つた場合に同じだけ直管の「ジョイント」が曲つてゐる接手の片方の口が開くのであります。其口の開き方が鐵管の太さに比例する。で「ソケット」の深さは管徑に比例して居ないからして、茲に無理があります。言ひ換へますれば、細い鐵管は接口が少し曲つても漏水はしない、大きな鐵管は曲げますと抜けるか、漏水を始めると云ふやうな事になるのであります。理論は只今申上げたやうな事でありますが、實際の場合は管の製作、經費の關係と云ふやうな事からして「ソケット」の深さを比例的に長くする事は實際に於ては困難なのであります。是は先程異形管の際に申上げましたやうに太いものは二種にするとか或は「ソケット」を特別に深くすると云ふやうな風にしなければならぬと思つて居ります。殊に耐震と云ふやうな事を考へますと、是は忽せに出来ない問題じやないかと思ふのであります。

○百六十九番山根榎藏君(荒玉水道町村組合) 提案者に一寸御伺ひしたいのですが、此「ジョイント」

の事に付て、主として異形管の事に付て御説明があるやうに承知して居りますが、直管もあとであのたやうであります。能く分りかねますが、直管に對しては何か問題はないのであります。○四十二番小見喜平君(名古屋市) 直管に付ては只今申上げましたやうに、曲つた管の端で開きますが、其開き方が細い鐵管に比して大きいものは臺から、稍々もするとはずれやすい、漏れやすいと云ふやうな事を、直管に付ては申上げました。

○百六十九番山根榎藏君(荒玉水道町村組合) さうすると是に「ペント」の場合ですな、直管の場合でも捻くると多少の「ペント」を持ちますが、さう云ふ場合に支障が多いと云ふのですか。

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 左様でございます。

○百六十九番山根榎藏君(荒玉水道町村組合) 是は私の想像しますのに、直管の場合は著しい何かが非くて、今の少し「ペント」を受けた場合を云ふ事になりますと、所謂高壓の爲に「ペント」の部分が非常な「ショック」を受けるとかと云ふやうな事で、押出されると云ふやうな事があるんじやないかと思ひます。それで是は御提案の御趣旨に副ふか何うか一寸分りませぬが、神戸市で補強されて居ると云ふやうな御話もあるのであります。是は先年神戸市で三十吋の高壓の送水管を敷設しました時には、高壓でありますから、直管も曲管も悉く「ジョイント」を補強致しまして、さうして「ペント」の所には特に悉く「コンクリートブロック」を以て抑へるだけの力を防ぐ事に致しましたですが、多分壓力で以て鉛が押出されると云ふ事なれば、直管も異形管も私は同等のものではないかと思ふのであります。それで寧ろ「ペント」の場合なれば是は普通の「ジョイント」だけで保たさうと云ふのが少し無理であらうと思ひます。是は寧ろ相當の過重を加へて特別に補強をしなければならぬと思ひます。普通は「ジョイント」は「ジョイント」としての装置で良い事じやないかと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 是は如何でせう、大分面倒な問題のやうでありますし、まだ御發言の方も多分あらうかと思ひますが、丁度此方の方の寫眞の準備も出来たと云ふ事でありまして、此次に繼續して戴くと云ふことに致しまして、本日は是で閉會致します。

午前十一時三十分

昭和三年七月十九日(木曜日)午前九時四十分開議

三三

○委員長(小野基樹君) 只今から開會致します。

〔六十四番北川孜君(關東廳)發言の許可を求む〕

○委員長(小野基樹君) ちよつと御待ち願ひます。議事に入るに先立ちまして日程變更の可否に付て御諮り致したいと思つて居ります。先程懇談中にもちよつと申上げました通り、七月二十日午後十一時の列車で札幌に向ひ、二十一日小樽札幌自由視察、二十二日函館著解散のことに日程變更の可否、此問題を議題に致したいと思ひます、御差支へありませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野基樹君) 尙ほ午後十一時の急行列車は鐵道大臣が之に乗つて來られるので、列車が増結し得るだけ増結することになつて居るさうです、それで此列車は非常に混雑する見込で良い座席も得られないであらうと、之に乗れない場合には其の直ぐ後から出ます十一時十八分發の普通列車がありまして、是が二時間遅れまして午前十時に札幌着と云ふことになりまして、一時間程して札幌へ汽車で参りまして、一時間程で先づ小樽に下りまして、小樽を視察しまして、一時間程して札幌へ汽車で参りまして、一時間程で札幌へ到着致します、其の後で札幌では製麻會社とか麥酒會社とか云ふやうな所々色々こちらの方から交渉がしてあるさうであります、それで先發の人を昨日向けやうと思つた所が、それ程のことでもなからうと云ふので電話で打合せをして居るさうでございます、尙ほ歸りの汽車は午後九時札幌發、函館に午前四時に到着するさうであります、それでありまして二晩詰り汽車に乗る譯であります、之に付きまして此變更をした方が宜しうございませうか、御意見を伺ひます。

〔變更に賛成〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野基樹君) それでは日程變更のことに確定して差支へございませぬですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野基樹君) それでは左様決定します、尙ほ御諮り致しますが、日程が一日延長になりまして、此會議の日程は一日繰上がることになるのであります、即ち二十一日の午前に會議を開かれることになつて居りましたのを、二十日中に會議を終らなくてはならないと云ふことになりまして、會議の日數に於きましては却つて短縮しましたことになりまして、明日には是非總會を開かなくてはならないことになりまして、随つて本日中には是非總會を終了しなければならぬことになりまして、昨日も既に昨日中に第二部會を了へて呉れと云ふやうな御希望もありません、成るべく議事を進捗させることに皆さんの御努力を願ひたいと思つて居ります。

〔すると二十日の修道院視察は自然消滅でございます〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野基樹君) 自然消滅でございます、是は二十日でなければ當別の方では視察に來られては困るさうであります、外の日に來られては向ふの何か宗教上の面倒な日にぶつかつて、御客さんが來ても中に入れることが出来ないことになつて居りますさうで、向ふから二十日として來た關係から、どうしても是は放棄しなければならぬことになりまして、昨日に引續き日程に入ります。

○六十四番北川孜君(關東廳) ちよつと議事日程に入る前に御願ひしたいことがあります、此百二十番の昨日の繼續の議事が議了致しましたら、其の次にちよつと御願ひして置きました關東廳の九十四番九十五番を、特別の御計らいで御願ひしたいのであります。

○委員長(小野基樹君) 左様計らいませう、百二十番が昨日議了しないで持越しの形になつて居ります、之に付て御意見を伺ひます——では私之に付て東京市として發言致したいのであります、此問題は非常に慎重に研究しなければならぬ問題でありますと同時に、從來の経過から申しますと決定したばかりで、而も國の規格として制定さるゝ確定的の物になつて居ります、経過から申しますと之を今變更する、改正をすると云ふことは如何にも輕卒のやうに思はれるのであります、一面から昨日

三三五

御提出になりました名古屋市の御話を伺ひました所が、異形管、特に急に曲がる「ベント」であるとか「T字」管、さう云ふやうな「ソケット」が拔出す處がある、それで「ソケット」を深くしてはどうだと、或は小さい管よりも大きい管の方が割合に「ソケット」が浅い、さう云ふ點に付て改正する必要があるやうに思ふと云ふやうな御説明でありましたが、東京市も實は工學會の委員として四名程加はつて居りますので、私も之に付ては其の一員として携はつて居りました、私の考では抜け出す處のあるやうな所に強て「ソケット」に「デョイント」を使はなければならぬと云ふ必要はないのでありまして、さう云ふのは異形管で申しますと餘程特種の箇所でありまして、さう云ふ抜け出すやうな接合を防ぐ爲に、特に「フランヂデョイント」と云ふものが總ての管に制定してありますので、さう云ふ所に對して「フランヂデョイント」を使ふと云ふやうにしまして、標準として在來の物を使ふと云ふことに付て一向差支へないことかと思ふのであります、それで尙ほ大きい管が小さい管の割に「ソケット」が浅いと云ふのは、是は當然なことでありまして、「ソケットデョイント」には鉛止めが必要な寸法があります、尙ほ「スピゴット」としてのなくてはならない長さがありますので、それはどうしても大きい管と小さい管とに拘らず必要な寸法であるのであります、其の寸法が「ソケット」の深さの大部分を占めて居ります、其の寸法はなくてはならない寸法でありまして、其の外ふやうな關係からして、二分の一程確か大きくなつて居るやうであります、それで又名古屋市の御話のやうに、二重の「グループ」の鉛止めを設けた管のやうな物はどうかであらうかと云ふやうなことであります、之に付きまして工學會では色々な實物を作つて研究致したのであります、どうも成績が甚だ面白くない、或は「ソケット」に「グループ」を付けて「スピゴット」の方にも附けると云ふやうにしてテストをして見ましたが、之も面白い結果を見出しませぬのでありまして、二重の「グループ」を作つてやると云ふことは、「グループ」に對して「コーキング」をしないことが缺點であり

まして、「コーキング」しないものを如何に「グループ」を縮やしても結果は面白くないのであります、中に「コーキング」をして、其の次に外側に鉛を注込むと云ふ様な事は實際上出來ないのであります、それから二重の「グループ」を「ソケット」に一つと、「スピゴット」に一つと、斯う云ふ物を作つて色々引抜きの試験もして見たのであります、之も鐵管製作者の意見を聞いたのであります、結局型枠の關係で非常に不經濟なものになる、さう云ふ管は出來ないことはないが、餘程の必要に迫られた場合でなければ、標準としてさう云ふ物になると云ふことは大變な不經濟になるといふことで、而も色々試験しても必しも好い結果を見出して居りませぬ、尙ほ「ソケット」の深さを増すと云ふことが、矢張り引抜ける力に對しましては抵抗を増すやうに考へられますけれども、之も「ソケットデョイント」が「フレキシブル」であると云ふと、曲りに對しての抵抗が割合に少いと云ふ特徴を失つてしまひまして、却つて「デョイント」に於て外れて、管の破裂を防いで居りましたのをそれを管體其の者を破壊すると云ふやうな結果を來す處がありますので、之に關しましては東京市の色々な鐵管に付て彎曲の試験をして、其の結果を私の名に於きまして土木學會雜誌に簡單に出して置きました、甚だ十分でないものであります、御覽なさいました方は御承知のこと、思ひますけれども、深さを深めると云ふことは或る程度の彎曲を興へた場合に、管體を割ると云ふ結果になつて面白くないと云ふ結論に、私としては達して居ります、さう云ふやうな譯で一面に於きましては國の規格が略々確實のものになつて居る、それも既に此秋の總會と伺ひましたが、上水協議會の意見も十分に聴き、工學會の意見も容れ、尙ほ商工省の規格統一調査會で十分に練りまして、用語の統一までも圖りまして、今茲に國の規格並に上水協議會の規格が生れ出でやうとする矢先に當つて、標準としての管の形を變へると云ふやうなことは、どうも經過から觀ましても面白くありません、又唯さう云ふことに捉はれて改正するのが面白くないと云ふのでありませぬで、内容に於きましては之を標準として適宜に使つて行けば色々な缺點は防ぎ得るやうに考へますので、私の意

見としては研究問題とか云ふやうなことにせず、さう云ふやうな意味からしまして議了と云ふことに御取計らひ願ひたいと思つて居りますが、尚ほ皆さんの御意嚮を伺ひます。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 是は名古屋市でも十分實驗の結果斯う云ふものを御出しになつたのでございませうけれども、今一番の御話の如く、改正の必要はないやうに私も思ひます。

○七番土井彌一君(大阪市) 七番も東京市と同じやうな意見を有つて居りますが、名古屋市の方へさう云ふことで議了と云ふことに御相談願つたら非常に結構と思ひます、是は六大都市の寄つた時にも「ベント」の所に故障が起るのであるから、もつと深くしたら宜からうと云ふやうな御話で、私も此時は此點に付ては趣を異にして居られる御考へと思つたけれども、餘り急いで居られたので、まあ研究しやうぢやないかと云ふやうなことであつたのですが、今日では既にあれは確定的なものになつて居るのであるから、此際一つさう云ふことに願へれば結構と思ひます。

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 大多數の御意見が必要ないと云ふことであればさう云ふことで宜しうございします。

○委員長(小野基樹君) 議了で御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは左様に御計らひ致します。

〔土木學會雜誌は何號ですか〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 確か今年の四月號かと思ひます、それから先程關東廳の方からの九十四番、九十五番でございしますが……

○十四番森傳太君(神戸市) ちよつと委員長に御願ひ致します、八十九番も一つさう云う風に御願ひしたいと思ひます。

○七番土井彌一君(大阪市) 色々方々から出るやうですが、是は最初の御意見通り先に御やりになつ

て、後からの其の後に御題しになつて戴いたらどうです、さうでない私の所も……と又出ますから……

○委員長(小野基樹君) 最初の日に、特に御断りが無い以上は時間が餘りましたならば議題にすると思ふことを申しましたので、御断りになりませんでした今の關東廳、昨日も此會議に於て關東廳は第三部に出席して居られるから、是は出席の出来る時に廻して呉れと云ふ御言葉がありましたので、關東廳に限つて議題に上りたいと思ひますが御異議ありませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) それでは九十四番を議題と致します。

(九四)

急速及緩速濾過池ノ砂層並砂利層全部更新ニ至ル迄ノ期間ニ付經驗セラレシモノアバ承リタシ

提出者 關 東 廳

○六十四番北川孜君(關東廳) 簡単に御説明致しますが、私の方の濾過池は急速及び緩速を併用致して居りまして、緩速濾過池の方は使ひ始めてから約二十年になります、尚ほ急速濾過池の方は使ひ始めて六箇年を経過して居ります、それで其の間此濾過層全體の砂を移動させたことがないのであります、それに付きまして、若し濾過水に試験の結果大した異状がない、別に悪い結果を見ないと云ふやうな場合には、是は何年でも急速及び緩速濾過池を使つて其の儘繼續して行つて宜いものでせうか、或は或る時期には時々砂層を全部取上げて洗つて、敷き直して使はなければならぬ必要がないものでせうか、其の邊を御經驗の御有りの方に伺つて見たいと思つて提出したのであります。

○委員長(小野基樹君) 東京市の實驗に付て申上げます、東京市では御承知のやうに關東の大震災に依りまして、淀橋の濾過池が殆ど二十四面の中罅が入つたやうな形で、砂利層砂層全部取出さなければならぬやうになつたのであります、其の取出す前まで關東廳の御意見の如く、相當古くなると

砂利層も砂層も汚れて居るのでないかと云ふやうに考へ、又水道の大家中島博士も二十年三十年経てば一遍調べて、悪かつたら掃除しなければならぬぢやないかと云ふやうに言はれて居りましたが震災の復舊工事で全部中に詰つた濾層を取出して見ますと、非常に綺麗なものでありまして、砂利層の如きは洗ひ立ての新しい物とちつとも變りがありませぬ、随つて古くなつても水質に及ぼす影響は全然ないやうに思はれます、東京市で濾過開始以來約三十年経つて居りました場合でありますちよつとそれだけの経験を申上げて置きます。

○六十四番北川孜君(關東廳) 急速濾過池は如何でせうか。

○委員長(小野基樹君) 急速濾過池は東京市にありませぬが、何所か御経験ありませぬか。

○六十四番北川孜君(關東廳) それでは急速濾過池の私の方の経験を御話したいと思ひます、私が會議に出席致します一週間前から急速濾過池は全部上げて、さうして洗ふと云ふことにして工事に著手致しました、それで立つて参ります其の日までに殆ど全部上げる方、それから洗ふ方だけ終了しまして、唯元の通り敷き詰めると云ふことだけ残して参りました、其の上げました結果を申し上げます、詰り私の方は「ピツツバルク」の型になつて居りまして、「コンプレッスト」を洗ふ時は逆に攪拌して、其の後「ウオッシュユウオーター」で洗ふと云ふ式になつて居ります、ところが上げて見ますと豫想外に内部の汚れが甚しいのであります、それで中には光線の透しませぬ關係上色の藻がはへて居ります、それから又ずつと砂層を切りまして、五寸、一尺、一尺五寸、二尺と云ふ、深度に應じて砂を取つて「フラスコ」に入れて蒸溜水で洗つて見まして、其の濁りの程度も見ましたが、矢張り深度に應じて綺麗になつて居りますけれども、全然汚れないと云ふことは言へませぬ、非常に其の内部が汚れて居ります、それで無論苔が生へて居る位でありますから、其の内部の方には顕微鏡で見ますと云ふと條蟲のやうな形をした虫まで発見致しました、是は深山ではありませぬが一滴の水の中に一匹発見した位であります、非常に汚染の程度は之で證明される譯であります、さう

云ふから見まして私が唯個人として考へますのには、急速濾過は始終洗つて居りますけれども、其の洗ひ方が十分でない爲めでありませぬか、年が長くなりませぬと下の方まで汚染が通つて行くと云ふ憂があるやうに思ひます、それで二箇年、早ければ一箇年、遅くも二箇年位に一遍位づつ更新しなければならぬ、必要があるやうに考へましたのであります、是は唯私が出立する前に咄嗟に調べたのであります十分ではありませぬけれども、ちよつと御報告少々申上げて置きます。

○委員長(小野基樹君) 私曾て高田の水道の方に伺ひましたのであります、矢張りさう云ふことがあつて細菌や藻が出たさうであります、併しそれはさう云ふ所を能く調べて見ますと、水が停滞して居る所で、水の始終循環して居る所はさう云ふことはない、そこで停滞することのないやうに底のぐりぐりしたやうな所をすつかり除いてしまつたら、もうさう云ふ結果はなくなつたと云ふことを伺ひましたけれども、何かさう云ふ點があるのぢやありませんか。

○六十四番北川孜君(關東廳) 私の方は全體がさう云ふ状態であります。

○委員長(小野基樹君) 何所かさう云ふ御経験のある所はございませぬか。

○百五十一番前川右市君(宇和島市) ちよつと關東廳の方に御尋ねします、其の急速濾過池は始めて

から何年位経過して居りますか。

○六十四番北川孜君(關東廳) 六箇年強であります。

○委員長(小野基樹君) 御發言がないやうであります、議了として御異議ございませぬか。

○委員長(小野基樹君) 異議なしと呼ぶ者あり。

○委員長(小野基樹君) それでは議了致します、九十五番。

○六十四番北川孜君(關東廳) 私の方の緩速濾過池の濾過速度を調節する装置は至つて簡單であります

提出者 關 東 廳

して、唯「ノッチ」で以て調節することになつて居ります、別に特種の機械を用ゐず、唯「ノッチ」の第一溜と第二溜の落差に依つて調節をすることになつて居ります、ところが急速濾過池から出たものと緩速濾過池から出たものと、淨水池を合併した關係上、淨水池の水位に變化がありますと直ちに緩速濾過池の下溜に變化を及ぼしますから、濾過速度を一定することが非常に困難に感じます、それで若し餘り在來の構造を變更せず、簡單に緩速濾過池の濾過速度を調節する機械がありますすれば承りたいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 御提出者に伺ひますが、普通緩速濾過池は「ウエル」が二臺になつて「ノッチ」で引出すのが一般の例のやうに思ひます、随つて「ノッチ」から出ました水位は直接濾過池の濾過速度には影響がないやうになつて居るのが普通のやうに思ひますが……

○六十四番北川孜君(關東廳) 詰り下溜の水位の變化がなくなりますと濾過速度が一定して居りますが、下溜りの速度が一時ずつと下りますと流速がずつと下りますので、さう云ふことが何時も繰返されますから、どうしても一定の濾過速度を保つことが出来ませぬ。

○委員長(小野基樹君) それではもう一つ「ノッチ」を作つては……

○六十四番北川孜君(關東廳) 急速濾過の水が其の淨水池に入りますので、常に水位が上下致しますので、其の都度影響を受けるのであります。

○委員長(小野基樹君) 影響を受けると云ふのは、それは普通の構造でないやうに思ひますが、如何でせう。

○六十四番北川孜君(關東廳) さう云ふ缺點が発見せられましたものですから、若し簡單に調節の方法がありますれば非常に便利であらうと思ひます。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 今の下溜りの水位は「クレスト」より下らないのであります。

○六十四番北川孜君(關東廳) 逆流する傾きがありますので……

○委員長(小野基樹君) それでは構造上の不備ですな。

○六十四番北川孜君(關東廳) 淨水池の水位に付て注意はして居りますが、夜間の作業などさう云ふことに行かぬ場合があるのです、若し簡單に出来る設備でもあれば結構と思ひます。

○委員長(小野基樹君) どうも特種の例のやうで、或はなからうかと思ひますが、何所かさう云ふ所はありませぬか、一應念の爲に伺ひます。

○六十四番北川孜君(關東廳) ちよつと委員長に御伺ひしますが、此函館の水源地を參觀致しますと調節器が附いて御りますが、あれは如何なものでせうか。

○委員長(小野基樹君) あれは丁度今から五年程前に取付けましたので、其の當時最新式と云はれた「ブレイキポート」で、あれも矢張り二重になつて居りませぬと淨水池の速度が濾過速度を左右することになります、これも同じことでもあります——議了として宜しうございますか。

○委員長(小野基樹君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 只今理事の方から百五十九番の問題、是は最後に此紙の方になつて居りますが、追加でござりますして、是は第三部から第二部の問題として追加になりました、どうぞ左様に御承知を願ひます、次は百二十六番であります。

(一一二六) 都市給水量力年々増加スル趨勢ニ在ルノ半面ニ於テ配水用鑄鐵管ノ通水能力方摩擦ノ爲メ年ト共ニ著シク減退スルノ傾向生シツ、アルハ看過シ得サル重大問題ト思料ス之力救済ニ關スル方策如何

提出者 東京市

○委員長(小野基樹君) 是は東京市が提出者になつて居りますので、私から御説明致します、從來も屢々出た問題のやうに記憶して居りますが、近頃特に眞劍に、是はどうかしなければならぬと云ふことを感じて居りますので茲に此問題を出しましたのであります、鐵管が主として酸化に依つて内

面に疣が出来まして、それが年と共に段々殖へまして、其結果流量に非常に影響を及ぼすことになり、一面都市は人口増殖其の他文化施設の發展と共に給水量が非常に増しつゝあるやうな傾向であります、給水量が増すにも拘らず鐵管の通水能力は減退しつゝある傾向であります、非常なは大問題ではなからうかと考へますので、私も豫てから之に付て色々實驗致して居りますが、其の影響する所頗る重大だと思ひますので、今後尚は研究を續ける積りでありますが、曾て英國を色々水道視察をして歩きました時に、向ふでは殆ど大部分「モルタルライニング」に依つて腐蝕を防ぐ傾向のやうに見受けました、日本のやうな貧乏國で通水能力を減退するに委せると云ふやうなことは餘程考へなければならぬ問題ではなからうかと思ふのであります、尚ほ亞米利加邊りの雑誌を見ますと近頃「コールター」の塗装をした其の上に更に「アスファルトライニング」をして「ダブルユークイニング」に依つて疣の出来るのを防ぐと云ふやうな方法も講ぜられて居るやうであります、ただ不幸にして我が國では研究中の箇所は幾らもございませうが、之に對して方法を講ずると云ふやうな確定的方針を取つて居られる所がないやうに思ひます、東京市としては唯どの位年が経てばどの位に管に對して通水能力が減ると云ふやうなことは既に十年前から研究した物が色々ございませうが、扱それだけの通水能力の減退に對して之をどうしやうと云ふやうな考へがございませぬので、二三箇月前の頃丁度此所にも出席して居るやうであります、フューム、コンクリート會社に對して「ライニング」を依頼して、其の標本的の物を色々作つて居りますが、是は鐵管を「ライニング」する積りで作つてないので、非常に高速度で鐵管を廻すと、鐵管の歪に副つて「ライニング」が出来ないと云ふやうなことであります、大體亞米利加の「ブライチー」としては十六時以下は八分の一時、十六時以上は四分の一時の「ライニング」をするると云ふことになつて居ります、私の方では十八時管に對して四分の一時の「ライニング」をして呉れと申しました所が、高速度で廻す爲と、尚ほ鐵管の外形に歪があります爲に、どうしても其の厚さをもう少し厚くしなければならぬ、四分乃至三分、

それより薄くは出来ないと云ふやうなことになつて居ります、尚ほ其の後小さい管、四時、六時、八時、と云ふやうな管を「ライニング」して貰ひに會社の方へ頼んで居りますが、其の結果はまた分りませぬ、「モルタルライニング」をするにはどうしても之を廻す「ローラー」の所は殆ど正確な圓に近いものでなければ行かぬやうで、現在の儘では「ダイヤモンド」が減るやうな虞があり、之に付て非常な犠牲を拂はなければならぬのであります、或は是から「アスファルト」と「コールター」との「ダブルライニング」をしやうかとも考へて居ります、是は亞米利加あたりの報告を見ますと相當効果を收めて居るやうであります、私は自分としては斯う云ふ問題こそ各市少額の負擔で済むのでありまして、之に依つて失ふ金は年々非常なものであらうと思ひます、殊に鐵管は水道工事費の半分以上を占めて居る所が多いやうであります、それが年々財産が減つて行くといふやうなこと、同じ意味に考へられるのでありますからして、權威ある工學會といふやうな所に此救済策を、茲に出しました救済と云ふのは現在布設してある物を救済するといふ意味でなく、之から布設しやうと云ふ鐵管に對して豫め救済の途を講じて置くこと云ふやうな方針を以て、適當な方針を決めて、それに依つて進んだならば甚だ是は協議會として最も意味あることではないかと、自分としては考へて居りますが、さう云ふことの有る無しに拘らず東京市としては放つて置けない問題でありまして、市としてだけでも今色々苦心研究中の問題なのであります、此點に關して各都市の御意見を伺ふことが出来ましたならば甚だ仕合せと思つて居ります。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 大變是は好い問題でありまして、私は豫て「スクレバー」と云ふもので掃除したことがあります、是は疣の出来たものを取る「フレッシュヤー」で尤も初めは「ハッチボックス」「フレッシュヤー」を外國から取寄せたりして、結局二三度設計を變へてやうやく成功したのであります、四十四五年頃にやつたので、大分古くなつて居りますから、之を救済策として設備はしたのであります、其の成績は分らぬのであります、のみならず「ハッチボックス」と云ふ物を一哩

に一箇位置しますが、其の「スクレバー」を入れたり出したりする手数がむつかしいのと、非常に工費を要しますので、私が今日考へますと斯う云ふ設備は甚だ良いものでなくて、新らしく委員長から今御報告になつたやうな、「アスファルト」の「ライニング」と云ふやうな方法があれば一番有効であると思ひます、それで私はやりましたけれども、今日は餘りそれを推奨する價値はないのであります、どうか是は相當大きい問題でありますから、或は各都市で以て色々な御實驗も願ひ、又一方には工學會などにも御願ひになつて御研究になるやうに願ひたいと思ひます、ちよつと關聯致しますから「スクレバー」なる物がどう云ふ物かと云ふことを述べますと同時に、取扱ひ、經費の上から餘り良くないと云ふ私の實驗を申し上げます。

○委員長(小野基樹君) 「スクレバー」に付て秋の承知して居る點をちよつと申し上げたいと思ひます、丁度東京市に於ても「スクレバー」に依つて色々「バイブ」の掃除さして見たいと云ふ試みを致しまして、無論「フィルター」の形の長い奴はいけない、「ハッチボックス」の面倒と金も掛かると云ふやうな關係から、極く簡単な物を作りまして試験致しました、十六時、五時、四時と云ふやうにやつて見ましたが、割合錆は取れますが、其の後私亞米利加へ参りましてあちらのを見ますと、「セントルイ」では「バイブクリーニング」と云ふことを大分研究して居るやうで、丁度私の参りましたのは千九百二十四年で今から四年前でありましたが、其の前年の千九百二十三年に「バイブクリーニング」に付て立派な「リポート」を出して居ります、私も實は貰つて歸り大變大事に取つて置きましたが、ちよつと人に貸して行先の分らないのを遺憾に存じて居ります、「セントルイ」では非常に古くから「バイブクリーニングカンパニー」に鐵管の洗いを頼みまして掃除して居りましたが、其の後「セントルイ」では「バイブ」は機械的に掃除しても駄目だと云ふやうに云つて居ります、十年で一時の疵が出来たものを、其の後掃除することに依つて五年で同様に錆が出来ると、第三回をやれば其の後三年乃至二年でさう云ふことになるかと云ふやうな結論に達しまして、「バイブ」は掃除するよりも寧ろ

錆が出来たら其の儘放つて置いたら宜いと云ふやうな結論になつて居るやうでございます、それは無論錆を落した其の度に鐵の表面が荒されると云ふことは分り切つたことで、酸化作用がそれが爲に著しく早められると云ふことは常識から考へても當り前のやうに思ひます、「バイブクリーニング」の方法に依らずに豫め対策を講じて置くと云ふことが、今日では一般の傾向のやうでございますから、私も實は其の意味で此問題を出したのでございます。

○七番土井彌一君(大阪市) 是は昨日選定の特種の委員會に於て研究問題の七番と一緒に宿題として議了しやうと云ふことになつて居るのでありますが、それで最も重大な問題でありますから、其の上に向ほこちらの研究問題としてやつて戴くとか何とかしてやつて戴いたら宜からうかと思ひます

○委員長(小野基樹君) 左様でしたか、私は寧ろ斯う云ふ問題は吾々専門家だけでは研究の出来ない問題でありまして、例へば塗裝の材料の如きも、現在使つて居りますのは何か「コールター」に「アマー」油を混じたもので、斯う云ふ物が理想的なものか、尙ほ「アスファルト」を其上に塗ることが化學的に適當なことかどうか、吾々技術者として、此土木の方の技術者としてはちよつと出来ないうやうなこともあるので、提出者としては強て御願ひする譯ぢやありませんけれども、色々な學會に關係ある問題は工學會邊り取扱ふのが大變に徹底した解決を得られるので、さう云ふやうな方法を提出者としては望んで居りますけれども、是は尙ほ研究問題として残して置いて下さつても差支へありません。

○百五十番池田顯三郎君(津市) 是は研究問題の七と合併して居りますが、研究問題の七は繼續研究することに決すと云ふのでありまして、是とは少々筋が違やせぬかと思ひます、百二十六番は工學會へ依頼して貰つたら如何です。

○七番土井彌一君(大阪市) 私も工學會へ研究を依託することに願つたらどうかと思ひます、前會で委員附託になつたもの、中で六番の問題も水道用語の統一の必要などから追加豫算を出して工學會

で研究して貰ふやうな話で、追加豫算を出しても宜いと云ふやうになつて居りましたが、只今の問題も何所か適當な所で研究して貰ふと云ふことに爲すつたらどうかと思ひます。

○百七十二番岡崎平三郎君(前橋市) 百七十二番も其の御意見に同意であります。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 百九十四番も同意であります。

○委員長(小野基樹君) さうしますと此部會として左様に決定することに御異議ありませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) では左様に決定致します。

○七番土井彌一君(大阪市) 六番も二番に移すことになつて居つたのですから、若し御移牒が来て居りませぬでしたら其の御積りでどうぞ……

○委員長(小野基樹君) まだこちらの方に廻つて居りませぬ。

○委員長(小野基樹君) さうすると六番はまだ議題となつて居りませぬから、其の場合に左様取計らふことに致しませう、次は百二十九番、提出者の御説明を願ひます。

〔大阪市は来て居らぬやうですな〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野基樹君) 何も御断りがありませぬので、是は自然消滅と云ふことに扱ひます、次は百三十三番、吳市の方御出席ありませぬか——御出席ないものと認めまして自然消滅に扱ひます、次は百三十四番、之は大阪市の御提出です。

(一三四) 離心唧筒ノ水頭水量規定以外ノ場合ニ對スル運轉方法並ニ此ノ場合ニ於ケル羽根車ニ及ホス影響ニ就テノ實例アラハ承リタシ

提出者 大 阪 市

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 此問題は此所に書てあるだけのことなのでございませぬ、普通斯う云ふ送水唧筒なんか設計する時は鐵管の「ロス」、「サクションキャナル」なども一番悪い「コンディション」で

やつて居ります、ところが新しい時は大分餘裕があるやうですが、實際斯う云ふ唧筒は段々「マンローヘンシー」の所がいけなくなる、さう云ふ時に特別の處置をして居られる所がありましたならばそれを承りたいのであります。

○百三十四番和田茂君(高知市) 是は唧筒の水頭水量が規定以上の場合ですか。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) それ以上の時もあり以下の時もあるやうであります。

○百三十四番和田茂君(高知市) 私の方では羽根なんかには何も影響を及ぼして居りませぬ、此場合私の方の運轉方法としましては水頭は變へないで、唧筒の「ジスチャージ」に附けてある送水弁に依つて水量を上げて居りまして、それで羽根に及ぼす影響は何等經驗がありませぬ、水頭を變へるには唧筒の廻轉數を増せば宜しいのでありますけれども、勿論是は小さいのであつて、大きな唧筒は原則として水頭水量を基礎として設計したものでなく、従つて之を變へることは面白くないので原則としてやるべきものではないと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 只今のは高知市でございませぬか——御實驗が御ありなされるのですか。

○百三十四番和田茂君(高知市) やつて居ります、私の方は五十馬力が三臺据はつて居りますが始終一臺だけ廻して居ります、一臺はちよつと「モーター」に故障が出来て、それで一年前に新しいのを一臺据へつけて、一箇月位してから工合の悪いのを大阪に持つて行つて直しました、唧筒には何等故障はないので、唯「モーター」だけの故障であります、それで五十馬力一臺で甘く行かぬ時に送水弁で調節を付けて居る譯でございませぬか。

○委員長(小野基樹君) 他に御實驗はございませぬか。

○六十四番北川孜君(關東廳) 水頭及び水量を變化させるにはどんな方法でどう云ふ風にしたら宜いかと云ふことに解釋して居りますが、若し水量を變化させるならば先程御話のありました「スロットバルブ」で自由に出来ませう、水頭壓力を規定以上に上すには、私の方では「デリバリーバルブ」

で「スロット」致しますと上つて参ります、それで量は少いが高い所に水が行くことになつて居ります、次に羽根車に及ぼす影響、是はどう云ふ意味でありますか、詰り「バルブ」を締めて水を攪拌する爲に、水の中の空氣の爲に羽根車の先が酸化して減つて、離心不能になると云ふのか、或は餘り力を掛けると毀れはしないかと云ふ意味でありませうか。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 今御説の初めの意味であります。

○六十四番北川孜君(關東廳) さうですか、とすると云ふと、どう云ふ方法を取りましても、私の方では其の酸化は永久的に免れぬだらうと思ひます、假令運轉方法は如何なる方法でも、水の中にある空氣の爲に餘計に尖端が腐蝕する、それから又水の磨擦の爲に磨滅すると云ふやうなことは免れぬだらうと思ひます。

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 羽根車に及ぼす影響と云ふ意味は、尖端が磨滅すると云ふやうなことは餘り考へて居らなかつたので、實際問題として「ベント」が百六十尺なら百六十尺で設計したものが、それだけの「ロックス」がない爲に百四十尺でやつて居ると水量が多い、それに對して羽根車の大きさがそれでやつて居るのが、其の爲に渦巻が起つて、「キャビテーション」をして、穴が明いたやうになつて酸化されてしまうのであります、是は最近一つ起つたことがあるのであります、此前淀橋の新しい唧筒が大分悪い結果があつたやうに聞いて居りますが——三菱製のやうに聞いて居つたのですか………

○委員長(小野基樹君) 在様ですか、私生憎詳しいことを承知致して居りませぬ——議了で差支へご

やうませぬか。

○委員長(小野基樹君) 議了と云ふことに致します、百三十五番。

(一三)

綬速濾池ニ於テ濾過効力發見促進ニ就テノ實驗アラハ承リタシ

提出者 大阪市

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 大阪市に於きましては今までは全部綬速濾過池ばかりでありましたが、今度送水量の増加の爲に新しく機械濾過を設けることになり、夏も冬も濾過池使用が同じになるのであります、ところが濾過池の削り取りとか、或は砂入換の後の排水期間などは、削り取りの後では冬長く、夏短く、春秋は其の中間にあると云ふやうな譯で大變都合が宜かつたのであるが、今度は冬の間など、殊に排水の爲に池を長く遊ばして置くことが出来ない、一月も早く濾過効力を出すやうにしたいと思ひますので、それに付て各都市の御實驗を伺ひたいと思ひます。

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 濾過効力促進に付ては三四回前の會議に三部の問題として出て居つたやうに思ひます、其の時は簡單な方法としては砂上に於ける水深を浅くする、光線を成るべく早く砂上に到達せるやうにすれば効力發生が早いと云ふやうに聞いて居ります、其の外には之に付て何も御意見が出なかつたやうであります、ちよつと御参考までに申し上げます。

○六十四番北川孜君(關東廳) 唯今濾過効力に付て御話がありましたが、光線を當て、早くすると云ふことでありましたが、私の方の濾過池は覆蓋があつて光線が通らぬやうになつて居りますが、其の場合はどう云ふ方法を………

○四十三番小見喜平君(名古屋市) 是は勿論覆蓋のない濾過池に付て御話が出たやうに思つて居ります。

○百八十八番齋藤庄三君(福島縣若松市) 唯今私の方では此濾過池の工事に掛かつて居りますが、御話しの光線に付ては特に三尺徑の採光窓を設けて居ります、所謂網入り硝子を使つて各所に設けて居ります、之ならば相當効果があらうと思つて、今工事を致して居るのであります。

○委員長(小野基樹君) 他に御經驗ありませぬか——御發言ありませぬければ議了と致します、次は百三十七番。

(一三七)

機械濾過設備ニ於ケル混和池並ニ沈澱池内ノ通過時間並ニ其ノ速度ノ濾効率
ニ及ボス影響ニ就テノ實驗アラハ承リタシ

提出者 大 阪 市

○九番瀧川俊雄君(大阪市) 之も此所に書いてあるだけの意味であります、斯う云ふ材料は外國の雑誌、書物には相當ありますが、内地で何所か御經驗はありませぬか。

○委員長(小野基樹君) 京都は機械濾過の一番古い歴史を有つて居られる筈ですが、何か御經驗を承りたいと思ひます、神戸も機械濾過を相當古くからして居られますが、何か御實驗を承りたいものですが如何ですか、其の外機械濾過は大分あるやうですが御發言はありませぬか。

○六十四番北川孜君(關東廳) 之に付きまして私の方で經驗致しました範圍に於ては、藥品沈澱池に餘り長く、水を停滯して沈澱さすと、水酸化「アルミナ」の量が非常に少なくなつて、濾過効率を非常に上げた經驗があります、それから速度に付て苦心した結果、藥品沈澱池に於て四時間位沈澱さして、それを濾過池に取入れる時が一番良いと云ふ、理論的でなしに、實際的にさう云ふ方法を探つてやつて居ります。

○委員長(小野基樹君) 外に御發言ありませぬか——では議了と致します、百三十九番。

○百四十六番矢野治三郎君(沼田町) 此問題是要領を得ましたので撤回致します。

○委員長(小野基樹君) 撤回なさるさうであります、次は百四十七番。

(一四七)

地下ノ伏流水ヲ集水管ニヨリ取水スル場合ニ於テ一般ニ水量ノ自然減少ノ傾向アルカ如ク思料セラル其減退程度ニ付實驗アラハ承度

提出者 臺 灣 總 督 府

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 地下の伏流水を集水管を以て取る場合に、自然に減つて來ると云ふことを……

「もう少し御高聲に願ひます」と呼ぶ者あり

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 是は集水地帯の土質の變動する爲に段々減じて來るやうに私は思ふのであります、それですから「コンクリート」集水管と其の土地との關係から減少して來ると云ふ結果になるのであります、それでどう云ふ程度に減つて來るかると云ふことを知りたいのであります、私の方でも六七箇所斯ういふ布設をしてやつて居りますが、皆どうも段々減じて來るやうな傾向を持つて居るやうに思はれるのであります、ところで各都市で之を實驗せられた所があれば承りたいのであります。

○百四十六番矢野治三郎君(沼田町) 是は提案者にちよつと御伺ひしますが、此伏流水の集水管を御取調べになつたことがありますか、布設後現在の状態に立至つた結果、其の管がどう云ふ状態になつて居つたと云ふことを御調べになつたことがありますか。

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) それは二三回繰返して調べたことがあります、別に布設當時とさう變つては居りませぬ。

○百四十六番矢野治三郎君(沼田町) さうすると何れ集水管には小さい穴が幾つもあると思ひますが其の穴には別に何か物が詰まつて居るか、何か附いて居ると云ふやうなことはありませぬでしたか
○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 現在やつて居る奴は皆な穴を明けた奴ぢやないので、「チョイント」の間からやつて居るので、別に「チョイント」に變つたことはないやうに思ひます、尤も外部は「ガラス」で巻いてありますが、それにも大した異状はないのであります。

○百九十二番坪根守利君(大分市) ちよつと提案者に御尋ねしますが、伏流水の水位に付てはどう云ふやうになつて居りますか、それを御調べになつたことがありますか。

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 大抵今やつて居るのは水面と「キャハン」とは一致して居るやうな工合になつて居ります。

○百八十八番菊池義道君(福島縣若松市) 私も先年伏流水の設計々畫をやりまして、其の經驗に徴すれば伏流水なるもの、實際の状況を見ると、砂竝に砂利の關係などに非常に影響があるものと思ひます、先年施工せる工事の状況より推察して、砂利、砂等の關係で其の伏流水の所謂自然減少の傾向を來すと云ふことは必ず起り得ると云ふことが判明した次第で、要するに伏流水を取る場合は、寧ろ集水管の、斯う云ふやうな穴があるとか「チョイント」から取るとか云ふ問題より、砂利、砂の層の關係を十分に考慮して實施しなければ自然減少の傾向を免れぬだらうと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 議了に致しますか——議了に致します、百四十八番。
(一四八) 鉛接手ノ水管橋ニ於テ漏水ニ對スル撓度ノ最大限度ヲ實驗セシ處アラハ其ノ模樣ヲ承度

提出者 臺灣總督府

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 是は水管橋のある所で撓度の最大限度を實驗せられた所がありますれば承りたい意味であります。

○委員長(小野基樹君) 東京市で實驗した經過に依りますと、是は實驗の管は四吋、六吋、八吋、十二吋、二十四吋、さう云ふ種類に付て「ソケット」と「スピゴット」の間を密接させた場合、次に四分の一吋あけた場合、次に二分の一吋あけた場合の三種類に付て、どう云ふ「デフレクション」の場合にどの位漏水があつたか、更に一遍下に向けて「デフレクト」さして、それを反對にひつくり返して逆にした場合と、尙ほもう一度それを元の方向にした場合と、色々實驗をして、其の撓度と漏水の關係に付て調査した報告書が一部、本日宿に置いて参りましたから、御参考に差上げて宜しいと思ひます、若し外に御實驗がありますれば御報告を願ひたいと思ひますが、ありませぬければ不満足な實驗でありますけれども、それで御調べ願ひたいと思つて居ります、如何でせう。
○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) それでは其の實驗の表を御願ひしたいと思います。

○委員長(小野基樹君) 承知致しました、明日差上げることに致します、議了致します、百四十九番御説明願ひます。

(一四九) 配水幹線管トシテ鐵筋混凝土管ヲ使用スル場合水頭幾何迄ヲ適當トスルヤ
若シ幹線管トシテ採用ノ處アラハ其ノ成績ヲ承知致度

提出者 臺灣總督府

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 是は鐵筋混凝土管の色々作り方の種類がありませうが、どの程度の物で差支へがないものか、それだけ承れば宜いのであります。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 是は配水管でありますから到底報告しても満足は得られませぬが「ルス」製鋼の鐵筋混凝土實驗では先づ七「ポンド」位が安全と思ひます、厚さが一寸五分位、餘り厚くてはいけませぬが一寸五分位で七「ポンド」位のものであります、それから「ヒューム」是は私の地方で鐵道に使ひましたが、是は管其の物は良いが二三十尺あつて「チョイント」に非常に苦心した經驗があります。

○二十四番伊藤貞吉君(臺灣總督府) 百五十番も一緒に願はれることになれば結構と思ひます。
○委員長(小野基樹君) それでは百五十番も併せて議題と致します。

(一五〇) 鐵筋混凝土管ノ接合部ハ如何ナル工法ヲ最モ適當トスルヤ
提出者 臺灣總督府

○百九十四番奥平清定君(松山市) 例の「ルス」製鋼の實驗では接ぎ合せて置きましても極く完全でありませぬから、相當「フレツチャー」が高い場合は又巻くやうになります、「ヒューム」の管もどう云ふ關係か二三十尺で「チョイント」から漏りまして、更に又「チョイント」の周圍を混凝土で巻いたと云ふやうなことがあります。

○委員長(小野基樹君) 新發田町でありましたか、「ヒューム」混凝土管で、配水管であつたか送水管

であつたか、内務省の認可で工事をやられたさうであります。新發田町の御出席ありませぬか。――内務省の當局に伺ひますと、鐵筋混凝土管を送水管或は配水管とした場合の缺點は、主として地盤の不整一な沈下に因つて鐵管がくの字形に曲る場合が多いから、連續した種類の混凝土基裝をするに非ざれば許可しない方針であると云ふやうなことを、内務省の責任ある方から伺ひましたので、新發田町に於ても其の設計に依つて認可になつて、結局は大した經濟にならなかつたと云ふやうなことを伺つて居ります。

○百五十三番中島貞一郎君(八王子市) 新發田町に私關係がある譯ではありませぬが、それに従事した職工から話を聞きますと、「ヒューム」管布設の當時が丁度冬になりまして、あれは御承知の通り「プラスチックコンボ」で「チョイント」をやつて居りますが、冬期凍ると云ふことの爲に苦心をして、管を改めて「コンボ」を使ふて包護すると云ふやうなことをしてから好成绩であつたと云ふことに聞いて居ります。更に私の方でも送水管に該當する所に使つて見ましたが、さう云ふことを聞いて居りましたから餘程注意を致しましたが、どうも冬になると「プラスチック」が固くなつて、之を相當に軟かみを與へて「チョイント」することが困難な状態にあります。それから「コンボ」の硬化することと對しては布設が終れば凍らないやうにして、今委員長から御話の基裝を良くすることが必要でありまして、之には十分「フレイシ」其の他を固めまして、木の臺を置くと云ふことにしまして、まだ其の後の経過を十分に見ることが出来ませぬが、現在水を通した結果今の所漏水はないやうであります。

○委員長(小野基樹君) 他に御發言はありませぬか。
○六十四番北川孜君(關東廳) 私の方では日獨戦争の當時鐵の價格が非常に昇騰した際、低壓の所だけ鐵管に代ふるに混凝土管をやつた所があります。其の方法としては詰り基裝を完全にして、其の上には「モルタル」管をやつて、それを鐵筋混凝土で巻いてあるのであります。無論是は低壓の所で

池と池との連絡、それから「サキツンパイプ」の一部分、それで此「サキツンパイプ」は約十五「ポンド」位であります。それに對して何等異状がないやうでありますから、先づそれでやつたものが十五「ポンド」位の水壓に耐へると云ふことは實驗致しました。ちよつと御報告致します。

○委員長(小野基樹君) 外に如何です。――御發言がなければ議了に致します。次に百五十九番(一五九) 鐵分ヲ含有スル地下水ト其濾過方法如何

提出者 松山市

○百九十四番奥平清定君(松山市) 私は電報で出席するが、議題は何かと云ふ、間に鐵砲見たやうな何でありまして、甚だ文句が悪いので、ちよつと御説明致します。是は鐵分を含有する地下水の適當な濾過方法如何と云ふ、甚だ簡單であります。最近所謂濾過池に送つてする以外、獨逸でそれを急速濾過に依つてやると云ふ試みが最近出来まして、併し其の結果に付て何所がどうと云ふことは言明を憚りたいが、其の結果は噴霧状態に酸化さして、尙ほ濾過池に入れたならば鐵分が少く、能く取れるであらうと云ふ理想の下に出来て居るのが、意外にも其の結果が急速濾過に掛けると鐵分が多いやうな噂を聞くのであります。是は全く私の理想に反する現象であります。或は一部の論者には寧ろ噴霧状態にて酸化したものは矢張り緩速濾過が宜いのではないかと云ふ意見も聞きました。是等は實驗せられました當時より、二三あるやうであります。赤裸々に私の聞いたことが事實か、或は事實であるならばどう云ふ方面かと云ふことを承りたい、提出者の希望は其所にあるのであります。

○百六十三番金澤力太郎君(米子市) 別に調査したことはありませぬが、東京市の和田忠治と云ふ方が非常に研究して居つて、濾過設備に「コークス」を使用した場合、約九十「パーセント」の鐵分を除くことが出来ると云ふことで、此方面に提出者から御交渉爲さつたら宜からうと思ひます。多分十分なる解答を得られることかと思ひます。御参考までに申し上げます。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 唯今の御注意に依りまして、其の方面に付て更に研究することに致し、此問題は議了に願ひます。

○委員長(小野基樹君) 議了致します、百六十番。

○百九十四番奥平清定君(松山市) 是は最近雑誌で見たのでありますが、前の百十一番の關係に依りまして、其の意味に於て撤回致します。

○委員長(小野基樹君) それでは提出者から撤回なされるさうですから、左様御承知願ひます。

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 當部に關する問題も大變御参考になることが多いやうであります

が、三部に分れた結果思ふやうに出席をしかねて居ります關係上、何等土産を貰へない者が多數あると思ひますが、第一部に於ては總て通俗的に承りたしと云ふ問題に付ては、主催地で最近一箇月の實例を書面に纏めて解答を御送附願ふことになつて居ります、第二部でも平易な問題は、極めて専門に亘る問題は委員長に於て御取捨の上、さう云ふ御計らいが出来るとなれば、御土産が深山あつて得る所が多いやうに思ひますので、動議として提出致したいと思ひます。

○委員長(小野基樹君) 寔に結構な動議でございますが、是は一應、主催地が重大な責任を負ふことになり、主催地に交渉して見ないと諸否は分りませぬが、特に主催地の方が此所には繼續して臨席して居られないやうな關係で、實行は可なりむつかしいのではないかと思ひますが、主催地に交渉して出来るならばさう云ふことに計らいませう。

○百七十九番長崎敏音君(豊橋市) 出来るだけ御盡力願ひます、何卒宜敷く……

○委員長(小野基樹君) それから委員附託になつて居る問題がまだ二三残つて居りますが、此問題は委員の方だけ残つて戴けば宜しい關係になります、それでは之を以て第二部はこちらに回附になりました問題全部を議了したことに致しますので、甚だ第二部の委員長として、茲に此多數の問題を皆様の御好意ある御援助に依りまして無事に全部を議了致しましたことを、此際厚く御禮を申述べます、之を以て第二部會を閉じること致します、左様御了承を願ひます。

(拍手起る)

午前十一時五十二分

第二十五回上水協議會第三部會(衛生)速記録

昭和三年七月十六日午前十一時三十分開議

○議長(藤原九十郎君) 之から一應部會を開きます、第三部會の問題は合計三十六許りありますが、其中で工事に關係のものが二、三ありますが、之も大體三部會の意見を纏めてやることにしたいと思ひます、早速始めませうか、何うです、(此時「何うぞ」と呼ぶ者あり)夫れでは新問題の十六。

(十六) 源水ニ石膏溶解流入ノ場合濾過作用及水質ニ及ボス影響承リタシ
提出者 福島縣若松市

之れは提出された方が居られましたら大體の御説明をされた方が宜からうと思ひます、若松市の方はいらつしやいませぬか、百八十八番は居られませぬか、(何なたも見えぬやうですな)と呼ぶ者あり)斯ふ云ふ場合は何うしましやうか、一寸説明を聞かぬと分らぬが、之は最も工事に關係がありますから後廻しにするより致し方がないと思ひます、それでは新問題の十八番に移ります。

(十八) 市内給水中ノ「クロール」含有量方源水及配水井中ノ「クロール」含有量ヨリモ減少スル傾向ナキヤ、各地ノ狀況並其理由承リタシ。
提出者 下關市

○三十四番齋藤憲君(下關市) 一寸説明を兼ねて一應簡單に我が市の實況を申し上げます、大正十四年の源水及配水の平均「クロール」量は一〇・二七二、市内給水が一〇・二〇九其差が〇・〇六三、大正十五年の源水及配水の「クロール」量が一〇・八三七、市内給水が一〇・七三〇、其差が〇・一〇七、で昭和二年の源水及配水の平均が一〇・二五七、市内給水が一〇・二二八、差が〇・〇二九、過去三ヶ年間月

平均源水配水に於ける「クロール」量の平均は一〇・四五五、市内給水が一〇・三八九、其差が〇・〇六六、此差額の減少は常に起る現象ではない、時に斯う云ふ風に減少する傾向になつて居ります、各市に於きましても、斯う云ふやうなことがある場合には殖えることがあるかも知れませぬから、併せて御状況を承りたいと思ひます、之は決定的に行かぬければ凡その想像的でも宜しいから承りたいと思ひます。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 私は朝鮮でありますが、「クロール」は減つて行きますのが適當と思ひます。

○三番佐々木仁君(東京市) 一寸此問題に付いて申し述べます、東京市は昭和二年に量つて見ました其の一年間の状態を見ますと必ずしも減少はいたしません然し時々極僅かには減少したことも御座います。それでこれは私の想像で御座いますが濾膜に出来た「プランクトン」なんかが自分の栄養として「クロール」の鹽類を吸収したのに原因するのではないかと思ひます。一寸想像ですけれど、それだけのことを申述べておきます。

○議長(藤原九十郎君) 御相談申し上げますが、第三部の議事は餘り固くならぬ程度で緩る／＼御話を伺ひたいと思ひますが、又之れに付きましては特に來賓の方の御説明なんかも伺ふやうに致したいと思ひます。(賛成ノ)の聲起る)川村さん「プランクトン」と鹽素含量との關係はありましたませうか。

○番外京大教授川村多實二君 一向其知識がありませぬが………
○議長(藤原九十郎君) 下關は源水と配水と市内給水と別の何ですか………

○八番谷本清君(大阪市) 「クロール」が鐵管に影響しますか。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 鐵管に作用するのではないかと思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 大阪市は源水と沈澱池と兩方に出るのですか。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 時折あるんですか………

○八番谷本清君(大阪市) 理論的にやる場合は仕事が大分違ひますが尤も我々が試験するときは成る可く宜い結果を作りたいと思つて………

○議長(藤原九十郎君) 外にありませぬですか。

○四十六番久保寛君(新潟市) 新潟の方では源水を試験して見ると多い場合があります。

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 私の神戸の方では一般に減少の傾向はありますけれども、併し千萬分の一位のものは見方に依つても違ふ、夫れで恐らく減つたと云ふことに理由がある譯がなく、寧ろ試験の仕方に依つても違ふのではないかと思ひます、場合に依つては新潟の御話のやうな大きな場合も偶々あります、餘り少量の増減と云たやうなことは大して考慮する必要はないか知らんとも思つております、併し之れは下關のやうに一定的にやるなれば之れ又研究を要するか知れませぬが恐らく何れの都市でも多少減少する傾向があるだらうと考へます。

○議長(藤原九十郎君) 次に移ります、十九の説明を願ひます。

(十九) 「カメレオン」消費量測定法中加熱時間改變ノ可否

提出者 下 關 市

○三十四番齋藤憲君(下關市) 私の實驗では七分間では何うも足らぬ十分間やつて貰ひたい、十五分間であれば稍満足の結果を得るやうでありますけれども濁度は……常識でいかない場合は從來の方法でやると云ふやうなことにして居ります、本問題を出した譯は十五分間にやる試験で時間を費す

のは困難のことで夫れでは私共の方では迷ふて居りますから御審議を願ひます。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 同一條件でやります、十五分間以上はやつた例はありませんが。

○議長(藤原九十郎君) 十五分では完全に行きますか。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 濁度が強いといけませんねが他の場合ならば……………

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 此前改正する時に研究を致しました問題であります、可成り重大な問題ですから先づ現在の方法が一番宜いではなからうかと思ひますが。

○八番谷本清君(大阪市) 濁度の強いのは「コンスタック」がなくなりません。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 何うも十五分で……………

○八番谷本清君(大阪市) 中に有機物がなくとも……………

○三十四番齋藤憲君(下關市) 常にやる検査方法ではないのです。

○三番佐々木仁君(東京市) 七分間やると澤山であります。

○議長(藤原九十郎君) 外に希望がありますか、之れ等は昨年御出での方は御承知でありませうが昨年も確か満鐵から問題が出まして改正する必要はないと云ふことに議決した問題であります。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 一定する必要はないと云ふので全部七分間としたので……………

○三十四番齋藤憲君(下關市) 七分間が丁度宜い頃でせうか……………

○三番佐々木仁君(東京市) 直接の場合でも昨年藤原さんのお話では大きな差が出て来ないと云ふことと七分間で宜からうと云ふやうになつて居るやうに思ひますが。

○議長(藤原九十郎君) 一寸調べて見ましたが、十五分間と云ふことも七分間と云ふことも案外根據のないことではないかと思ひます。

○八番谷本清君(大阪市) 之れは中々六つヶ敷の問題でまあ従來の方法でやつた方が比較的我々には分り易くはないかと思ひますから。

○議長(藤原九十郎君) 何うでせう……………

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 私は従來の方法を可と致します、外の方は如何ですか。

○三番佐々木仁君(東京市) もう少し不都合が出来て来るまで此七分間にして置くことと云ふことにしたら宜からうと思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 夫れでは現行法に依ることに致します、四十三——二十八番の方は工事に行つて居りませぬが前には書いてあつたが當然此方へも——之れは分りませぬが提出者は居りませぬですか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 斯う云ふ簡単な問題は文字許りではつきり分つて居るものは我々は参考に承つて行きたいと思ひますが。

○議長(藤原九十郎君) 本人が居らぬと仕方がないですね。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 去年のやうに印刷物があれば宜しいが……………

○三十四番齋藤憲君(下關市) 提出者の居らぬものは時間があればやると云ふことにして後廻しにしたら何うですか。

○議長(藤原九十郎君) 何うでせう。

○十二番關源三郎君(神戸市) 質問をしたいやうなこともありませうし説明を聞かぬと判定が出来ないと思ひますから矢つ張り提出者の居らぬ所は後廻しにしたいと思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 二十八番の水分の水道部長が見えて居りますから工事の方のことは晝からでも来て戴いて色々説明を聞きまことに致しませう、夫れでは午前は之れで終ります。

正十二時

午後十二時四十五分開議

○議長(藤原九十郎君) 引續き開會致します、新問題の四十三。

(四三) 源水消毒用トシテ「クロールカリキ」ヲ使用スル場合其混合割合並効果ニ付承
リタシ(當水道ニ於テ最近五十万分ノ一ニ混入シタル處濾過池内(未濾過水)
ノ魚類悉ク死ニ至レリ)

提出者 仁 川 府

何誰か説明がありますか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 此問題の提出者は缺席致しまして私が代理で説明をする譯で
あります、之れは全く此通りですが、此混合割合並に效果に付詰り五十万分の一で魚類が死んださ
う云ふ場所にそれ以上使用しても差支ないかと云ふ事であります。

○議長(藤原九十郎君) 五十万分の一ですね。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) さうです、夫れで魚が死んだのです。

○議長(藤原九十郎君) 「クロール」臭いですか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 濾過池内の「クロール」の幾分か反應がある、魚が死ねば不可
ないことは勿論不可んやうに考へますが……

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 一寸伺ひますが「クロールカリキ」五十万分の一と云ふことでありま
すが私の方の意見では三十万分の一以下では魚に大した害がないやうに思ひますが之れは五十万分
の一でも魚が死ぬと云ふことであるが混合が不十分と云ふやうなことはなかつたでせうか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) さうですね、さう云ふことがあつたかも知れぬが五十万分の
一です、或は濃淡があつたかも知れぬが兎に角大きな奴が日々死んだのであります。

○議長(藤原九十郎君) 游離「クロール」としては漂白粉の三十六%——二十五%ですね。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 提案者が居ないで代理を私がして居るのですが御意見があれ
ば承れば結構です、三十万分の一で夫れで魚が死ななかつたかと云ふ事ですが……

○八番谷本清君(大阪市) 三十万分の一……

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 換算致さぬと分りませぬが二六・七六……

○議長(藤原九十郎君) 百萬分の一でも魚が死ぬこともある、游離「クロール」では魚が死ぬやうに思
ふのですが、尤も水道ではない、井戸でやつた場合にさう云ふことがあつた。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 魚の死ぬやうなものを人間に吞ませても差支ないか。

○議長(藤原九十郎君) 衛生上は差支ないと思ひますが併し臭ひがすると云ふと害がなくとも苦情は
起る。

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 「クロール」に依つて魚の死ぬと云ふことは多少温度の高低にも關係
するのではありますまいか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 夫れで有難うございます。

○議長(藤原九十郎君) 次に四十五號。
(四五) 改正協定上水試験法第十二項過マンガン酸カリ消費量定量ニ於ケル過マンガ
ン酸カリ液ノ力價檢定方法ハ改變スヘキ要アリト認ム

理由

通常蒸餾水ハ多少共過マンガン酸カリヲ消費スルモノナレハ現行法ニテハ
實際ヨリモ小ナル力價ヲ得ヘク又同一試薬ニテモ使用スル餾水ニヨリ異ナ
ル結果ヲ得ルヲ以テ大正十一年三月三十一日内務省令第三號記載ノ方法ト
同一方法ニヨルヲ可トスヘキノト思料ス

○四十六番久保寛君(新潟市) 前任者は更迭して其跡を私が承けたのですが説明することは別に何も無いのです。

○議長(藤原九十郎君) 此問題は「過マンガン酸カリ」液の力價檢定方法は不完全であるから現行法が内務省令第三號の記載方法と同一方法に依るを可とすべきかと云ふことであります、終りの方に文句を入れたら宜い、蒸餾水を完全のものとして……

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 之れは提案者の言はれることの方が宜かりさうに思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 蒸餾水○四と云ふのですが能く調べまして……

○四十六番久保寛君(新潟市) 私の方は○三……

○議長(藤原九十郎君) 専門外だから何うかと思ひますが此文句を變へたら何うですか。

○四十六番久保寛君(新潟市) 之れと同じ文句になりませぬか。

○議長(藤原九十郎君) 終りから三行目に微かに紅色を呈するに至らしむ、七分間加熱した後百分定規蔭酸液十立方糲を加へて褪せる液に百分定規「過マンガン酸カリウム」溶液を滴下して紅色を呈するに至らしむるから、其間に文句を入れる、何うでせう、變へますか(「直した方が宜いでせう」と呼ぶ者あり) 夫れでは直すことに致しませう、之れは後で主催地の側に檢定の方法を言はなければならぬ、さう致しませぬと主催で纏めが付きませぬ、檢定の方法が(此時「さうですぬ」と呼ぶ者あり) 夫れでは此問題はさう致しまして五十に移ります。

(五〇) 濾砂上ニ棲息シ濾過膜ヲ毀損スル小動物(主トシテ「ごかひ」)又ハ魚類等ニ就テ之方撲滅ニ關シ調査研究セラレシ所アラハ其狀況及之等ノ産卵期ヲ承リタシ

提出者 平壤府

○五十五番酒井謙三郎君(朝鮮總督府) 平壤が出したのですが缺席しましたので私が朝鮮總督府とし

て代辯したいと思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 何うぞ。

○五十五番酒井謙三郎君(朝鮮總督府) 此平壤提出の意味のやうなことが大分朝鮮にはありまする。「ごかひ」夫れから蟹「かげらふ」の幼虫のやうなものが濾過池の中を引つ掻き廻す、さう云ふ場合に何う云ふ方法で驅除したら宜しいか、夫れから産卵期等が何時でありませうか、さう云ふやうなことを伺ひたいのであります。

○議長(藤原九十郎君) 夫れは幸ひ川村先生がいらつしやいますから御面倒ですが。

○番外(京大教授川村多實二君) 議長からの御命令であります。此議案も今朝頂戴したので一向考へても居りませぬし纏つたことの見解もありませんが如何にも濾膜に穴をあけるものは澤山あります。「ごかひ」なども其一でございます、尚ほ色々の蟲があります、例へば「赤ぼうら」と云ふ一種の蚊の幼虫なども少し泥が溜まると直ぐに發生して濾膜に垂直に穴をあけて棲み夫が抜け出して成虫になります時などは殊に濾膜に大穴をあけるやうな譯であります、夫から上を這廻つて引掻き廻すものもあります、即ち蜻蛉の子とか、「かげらふ」の幼虫、「みくず」の様なもの色々ございますが只今茲で問題になつておりますものも肉眼で見えるものでありますから、顯微鏡のものを省き稍大きいもの丈けに問題を局限して申し上げます、扱て「ごかひ」と言ひましても實は色々の種類があります、普通には「ごかひ」と申しましても能く似たものが數種あります、「いとめ」と云ふやうなものもあり、朝鮮には朝鮮「ごかひ」と云ふやうなものがあります、其種類のことは昨年出版しました日本動物圖鑑と云つて日本の動物學者が二十數名が各書類を分擔して書きました書物があります、東京の北隆館で出版したのですが、其中の「ごかひ」の部はそれ専門の飯塚啓理學博士が擔當して書かれたものであります、夫れで種類の區別を御覽を願ひます、此類は其一種の特別の産卵方法及節期を持つて居りまして、日本の内地の「ごかひ」であれば冬の夜の満潮の時に淺海で卵を身體に

持つて居る蟲が一齊に泳ぎ出し、水面近く盛んに群泳をやります、さうして受精した卵が孵化して幼虫が「プランクトン」として水中に浮游生活をして居り、夫れから後に此幼虫の身體が縦に伸びて「ごかひ」類の長い形に變るのであります、この繁殖期即ち冬期満潮時の夜間に群泳する時には夫を漁師が掬ひ取つて肥やしにする位固まつて取れますから割合に驅除は優しいと思ひます、水道には満干潮はありませぬが之れは妙でありまして海で満潮時に泳ぎ出すものであります、之れを持つて来て試験するのに潮流のない所でも同時刻に泳ぎ出す奇妙な性質がありますから、濾過池の中でも群泳をするだらうと思ひます、併し其時が繁殖期でありますから其時にならぬ前に取ることが出来れば尚よろしい、之れは大きくて肉眼でも見えるから一匹一匹摘まみ上げて取ることも出来ます「ごかひ」は元は半鹹半淡の所に居ますが、真水の中にも入り得るし、何うかすると水道の濾過池に浸入する、その例も日本内地にあります、數年前來鳥取縣の東郷池附近の水田が夥しく此「ごかひ」の爲めに被害を受けたことがございます、鳥取市の方は御存知であります、夫れは何が原因で水田に入ったか俄かに断定が出来ぬのであります、ですから其の繁殖期の群泳時代に拘つて捨てるか或は濾過池の使用を停止して引込まぬ内に摘まんで捨てるか云ふやうなことにすれば宜かろうと思ふ、全部の撲滅になるか何うか知りませぬが、「クロールカリキ」其他の使用に就いては實驗がございませぬ、魚を入れることの可否は後でさう云ふ問題が出て來るかと思ひますが、濾過池に魚を入れることは甚だ宜しくないのであります、あの「かまつか」とか言ふて砂中に身體を没する鯉科の魚が居りますが之れなぞはいけませぬ、鯉の口を御覧になれば分りますが、鯉は砂の上の泥を掻き取るやうにしてさうして砂の中の「みくず」のやうなものを喰ふのであります、鯉の口は鯉程底を引つ掻くやうには出來て居りませぬ、あれでも食物の中の喰ふものがないと底を掻き立てます、最近に於ての實驗上、鯉の餌は植物性の藻か何かで外に喰べるものがあると必ずしも底の動物を喰べませぬが、さうでもないときは「ほうふら」とか「みくず」とか云ふやうなものを喰べる、其際に水底

の泥を非常に引つ掻き廻し、泥の中の動物を喰ふのでありますから、之れは努めて撲滅した方が宜しいのであります、換砂作業のときに殺すとか、濾過池の一隅に追ひ込むとか、食物を興へて一隅に集めるやうにしてやれば魚の方はさう困難でなく取れるだらうと思ふ、其外に昆蟲の幼蟲とか云ふやうなものも中々厄介であります、多くの換砂作業の時に注意致しまして根絶するまでには行きませぬけれども、數を減ずることは出來ませう、注意して連續的に努力致しましたなれば出來はせぬかと思ひます、一寸。

○議長(藤原九十郎君) 宜しうございませうか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 宜しうございませう、有難うございませう。

○議長(藤原九十郎君) 次は新問題の六十四。

(六四) 液體鹽素ヲ濾過水中ニ漂白粉ヲ源水中ニ使用スル場合ノ鐵管ニ作用セザル種量如何

提 其 者 京 城 府

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 之れは液體鹽素を濾過水中に漂白粉を源水中に使つた場合鐵管に影響する分量はどの位でありますか、夫れさへ判れば化學的の方も分りますから、夫れだけのことを詳細に承りたい、濾過水中に常時液體鹽素を使用する場合に何百萬分の一位を入れて居りますと酸化作用を起すか又どの位なれば酸化作用を起さぬか其限界のはつきりしたものがあれば承りたい。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 液體鹽素を常時使用して居りますが之れの鹽素の爲めの影響と云ふことは報告したことがあるのであります、使用して今日迄約二年三ヶ月程になりませんが鐵管に幾分か關係があるかのやうに思ひますが大したことはないであります、只私共の濾過池に入れまし

確の限界が欲しいと思ひますがどの位で腐蝕するかせぬかと云ふことは分らぬのであります。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 廣島に伺ひます、仲用量は。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 普通二〇・二ccと云ふものを約二ヶ年間使用しました。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 影響がありませぬか。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 實際に於ては少し不可ぬやうですな。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 御意見がなければ之れで宜しうございます、有難うございました。

○議長(藤原九十郎君) 二cc液で前後の細菌数は御調べになりましたか。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 調べて見ましたが餘りありません。

○議長(藤原九十郎君) 「クロール」臭は。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 市内線に「クロール」臭はありませぬ、配水線の中に入れると多少臭ひますが市内線では曾て臭つたことはございませぬ、(此時)〇・三だつたことはありませぬかと呼ぶ者あり)ありませぬ、之れに對する細菌の調査は其儘ずつと繼續して居りますから追つて報告する時機があらうと思ひます。

○議長(藤原九十郎君) 此問題は研究問題としたら宜いかと思ひますが御異議がなければ議了と致します、如何です、(「異議なし」と呼ぶ者あり)夫れでは之れは議了としまして六十五番に移ります。

(六五) 水中游離鹽素ノ最精確ニシテ且簡易ナル定量法如何

提出者 京 城 府

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 之れは「トリヂン」法を使つて居りますが之れ位のものでせうか、もつと他にありませうか、夫れを一寸伺ひたい、御意見がなければ夫れで宜しい。

○議長(藤原九十郎君) 「オーツ・トリヂン」が宜いではありませぬか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 六十六番は先刻伺ひましたから終了と願ひます。

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 先程三十萬分の一の稀薄な游離鹽素を使用した場合で、水温は十四度で魚は日高とか金魚とか鯉であるとか云ふやうなものに五時間やつたのであります。或は稀薄な三十萬分の一よりも薄いものであつてもさう云ふやうに時間が非常に長い。だから或は魚族に影響が多いかも知れぬと思ひますが、又夫れ等の日高とか金魚とか極く死に易い諸子とか「はま」とか云ふやうなものは或は五十萬分の一でも死ぬかも知れませぬ、一寸申し方が悪かつたかも知れませぬから此際さう云ふ條件の下にやつたと云ふことを申し述べて置きます。

○番外(京大教授川村多實二君) 一寸御参考に申します、京都近方の池で鯉などを飼つて居るものがあります、春先に原因不明で急に死にまして何う云ふ譯で死んだか調べて呉れいと云ふやうな依頼を受けたことが再々あります、大阪の近方で先年小さな池で鯉を飼つて居たものがあり、夫れが一夜の中に死んで終つた、鯉を飼つた池の持主は近所にある化學工業會社が排出した液で毒死したものではなからうかと云ふことで訴訟を起し、裁判沙汰になつて永く争つたことがあります、其時にも裁判所から意見を徴せられたことがあります、此漂白粉で濃ければ魚は死にます、極く薄くても間接には魚を殺します、四月五月頃藻の繁殖期には薄くても藻が死にます、夫れが腐りますと水中の酸素をすつかり無くしてしまつて魚が窒息して死にます、京都近傍の池で死ぬ場合には之が多量の酸素をすつかり無くしてしまつて魚が窒息して死にます、春から夏に掛けて其の爲めに魚が窒息することがあります、其徴候は夜間水面に出て呼吸困難の状態を呈しまして、口を開いたまゝで斃れます、さうして朝早くに澤山の魚の死骸を人が見て非常に驚く場合が起ります、之れには窒息死の場合が多い、即ち漂白粉は少量に使ひましても植物性のもを一時に殺し「バクテリア」が殖えて魚が窒息する場合があります、御参考に申し上げて置きます。

○議長(藤原九十郎君) 六十六番を議題と供します。

(六六) 漂白粉殺菌法ヲ行ヒ魚族ノ斃死セル場合ハ人體ニ害アリト認ムヘキヲ

提出者 京 城 府

○議長(藤原九十郎君) もう宜しうございますか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 宜しうございます。

(六七) 上水殺菌ノ爲紫外光線ノ使用ニ就テ御高見承リタシ

提出者 京 城 府

○議長(藤原九十郎君) 御意見があれば。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 紫外線の殺菌方法は放棄されて居つたやうですが近頃何處かやつた所がありますか。

○議長(藤原九十郎君) 餘り聞かぬやうですな。

○三十四番齋藤憲君(下關市) 八幡でやつて居りましたが、結果を聞いたことはありませぬ——やつては居ると云ふことです。

○議長(藤原九十郎君) 水の殺菌には有効ではないと云ふ説です、鹽類が沈着すると光線を吸収されて……

○三番佐々木仁君(東京市) 大藏省の醸造試験所でやつた其結果を聞きました所が何等其爲めに有効に「バクテリア」を防止することは出来なかつた、従つて割合に經費が非常に掛つて効果がなかつたと云ふやうに聞いて居りますが……

○議長(藤原九十郎君) 兎に角水や牛乳を紫外線を以ちまして細菌の殺菌をすることは十分でないやうですな。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 有難うございました、もう夫で宜しい。

○議長(藤原九十郎君) 次に六十八番に付きましては之れは先刻讀上げたもの、中には入つて居らぬやうですが全く第三部の問題であつたかと思ひます……

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 之れは二部の方の問題ですな。

○議長(藤原九十郎君) 之れは宜しうございますか、(宜しいと呼ぶ者あり)夫れでは七十六番に移ります。

(七六) 鹽素消毒ノ場合鹽素ノ用量ヲ決定スヘキ細菌學的試驗方法ヲ協定スルノ必要ナキヤ

提出者 鎮 南 浦 府

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 後廻しに願ひます。

○議長(藤原九十郎君) 之れは「クロー」の量に依つて決めるか、細菌數に依つて決めるかと云ふのですか、例へば大腸菌なら大腸菌を……

○二十二番服部宣元君(廣島市) 要するに「クロー」をどの位入れたら宜いかと云ふことを協定法で決めたら何うかと云ふことかと思ひます、細菌がどの位あれば何んぼ入れる、少なかつたら入れぬと云ふことを協定法で決めたら宜からうと云ふので。

○議長(藤原九十郎君) 之等は細菌數を標準にして鹽素を決めると云ふことは不可能かと思ひます、水の中の細菌は地方ノ源水に依つて違ふから。

○二十二番服部宣元君(廣島市) 之れは殆ど不可能の事かと思ひますから後廻しにしたら如何です。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 夫れで結構です。

(七八) 左ノ場合ニ於ケル濾過池ノ維持日數實驗セラレタル所アラハ承タシ

一、濁濁源水ニ硫酸礬土ヲ混入シ沈澄セシメタル水

濾過速度	十五尺ナル場合
同	十六尺ナル場合
微濁水	
濾過速度	十五尺ナル場合
同	十六尺ナル場合

提出者 神戸市

- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 之れは設計の方から提出したので私の方から提出したのではありませぬが茲でやつて戴いても結構ですが。
- 議長(藤原九十郎君) 兩方の問題になつて居ります、之れは向ふと協議して……
- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 茲で單獨でやつて貰つても恐らく此方に關係する所が多いかも知れませぬから問題の説明を見れば大體に分ること、思ひますから御審議を願つても結構ですが。
- 議長(藤原九十郎君) 何か實驗された所がありますか、あつたら御報告を願ひます。
- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 結局硫酸礬土を使つて十五尺で濾過池はどの位のものと云ふ……
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 私の方は一番澤山硫酸礬土を使用した時十日乃至二週間。
- 議長(藤原九十郎君) 期節は。
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 夏期で不斷は一ヶ月即ち三十日から四十日ですな。
- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 他の御意見が無ければ宜しうございます。
- 議長(藤原九十郎君) 濾過池は。
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 十五尺位ですな。
- 八番谷本清君(大阪市) 始終ですか。
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 朝鮮は七八月に雨期になりまして濁流の時に取つた水で十日乃至二週間。

乃至二週間。

- 議長(藤原九十郎君) 之れで宜しうございますか。
- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 宜しうございます。
- 議長(藤原九十郎君) 夫れでは次は八十九號。

(八九) 源水ノ濁度ニ應ジ混入スヘキ硫酸礬土ノ割合並混入スヘキ簡單ナル装置ヲ設備セラレタル所アラハ其割合及装置ノ模様承リタシ

提出者 神戸市

- 十三番森崎長次郎君(神戸市) 之れも設計の方から提出された問題でありますから詳しく説明する譯には行きませぬ、茲に書いてあります通りであります、濁度に應じ硫酸礬土をどの位混入すべきか又硫酸礬土を溶かすに適當な装置があれば伺ひたい、斯う云ふやうな意味合です。
- 八番谷本清君(大阪市) 神戸の方では「スチング」でやつて居りますか。
- 十三番森崎長次郎君(神戸市) いや「スチング」でやつて居りませぬ。
- 八番谷本清君(大阪市) 私の方は「ハンダー」でやつて居ります。
- 三番佐々木仁君(東京市) 白金線の頭が見える所まで其沈んだ時に依つて……
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 緩速濾過です。
- 三番佐々木仁君(東京市) 神戸の方も緩速濾過ですか……
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) 大阪は……
- 八番谷本清君(大阪市) 今の所は出来てないです。
- 五十五番酒井讓治郎君(朝鮮總督府) あれは何か一つ研究して貰つて少し化學的に的確の機械と方法とを決めたら宜かろうと思ひます、「アルカリ度」が宜いか、濁度が宜しいか。
- 八番谷本清君(大阪市) 何も私が實驗をやつたことはありませぬが、五十五とか七十七とか云ふ的

確に何うもいかぬ、水質に依つて一定には出ないと云ふやうなことが書いてあつて結局分りませぬが私自身は何んにも経験はありせぬ。

○議長(藤原九十郎君) 私の方からの報告に源水と硫酸礬土の報告を出して置きました、之れは印刷したものが出来て居りますから提出したいと思ひます。

○八番谷本清君(大阪市) 夫を戴くと結構だと思ひます。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 濁度の程度を見る顕微鏡のやうなものがありますか。

○三番佐々木仁君(東京市) 私の方では水源池では板を沈めて其可視限界を定めて居ます。

○議長(藤原九十郎君) 源水の試験ですか、其板はどんな板ですか。

○三番佐々木仁君(東京市) 板は直徑一尺の白い板です。

○四十六番久保寛君(新潟市) 礬土の使ひ方は。

○番外(京大教授川村多實二君) その白板は「セッキ」氏の板と申すね。

○十三番森崎長治郎君(神戸市) 濁度に應じて硫酸礬土の量を決めることは面倒と思ひますが。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 結局私の方が不完全の方法で発見したので要するに五時から七時位を使用して五時以上まで見えるやうにして、最大を七萬分の一最小を十萬分の一にしてさうして白金線五時は其間であつて(此所聞き取り兼ねたり)

○議長(藤原九十郎君) 朝鮮の方は最大七萬分の一最低十萬分の一。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) そんなやうなことをする事は殆どないですが七萬分の一が「ガロン」に對して「一」グレイン

○議長(藤原九十郎君) 濁度何度の場合に硫酸礬土なんぼと云ふ規程がありますか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) あれは濁度を取つて来た方が宜いかと思ひますが濁度が濃くなるも何うも分らぬ。

○議長(藤原九十郎君) 是れは之れで議了と致します、九十二番に移ります。

(九二) 硫酸礬土源液溶解槽ノ耐蝕設備ニ就キ良法承リタシ

提出者 關 東 廳

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 關東廳の方はいらつしやいませぬか。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 大連が機械を買つたさうですが何が腐蝕するさうですから之れを止める方法が開き度いのでしよう。

○議長(藤原九十郎君) 硫酸の爲めに溶けるのですね、何か宜い塗料でもないかと思ふ、廣島は何うです。

○三番佐々木仁君(東京市) 困りましたね、何か耐酸塗料とか云ふものがありますが、之れと違ひます。すが割合に厚い鉛の板でやれば——鉛が餘る位に使ふと割合面倒でなかつた一つの経験もありま

す。

○八番谷本清君(大阪市) 用材等は矢張り混凝土を以てやりますか。

○四十五番堀萬里君(堺市) 私の方は混凝土を使つて居ります、大阪の方は何うですか。

○議長(藤原九十郎君) 之れは溶解槽と云ふのではないが「コンクリート」の何でやらせては居りますか。

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 「アスファルト」のやうな種類のものがあるかと思ひますが、経験のある方がありましたら……

○八番谷本清君(大阪市) 「アスファルト」の何う云ふものですか。

○十三番森崎長次郎君(神戸市) 熱を加へる場合に「アスファルト」のやうなものが宜くはないかと思ひますが併し之れは提出された方が居られませぬで分りませぬ。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 議了するのもおかしから後廻しにして何づれ来たたらもう一

度やるとして来なかつたらうつちやつて終つたら宜しいでせう。
○議長(藤原九十郎君) 夫れぢやさうしませうか九十三番も第三部の問題になつて居りすが之れも説明を聞かぬと分りませぬ、全部引括めて九十七まで後廻しにしたら如何です、聞かぬと分らぬから。

○五十五番阪井謙治郎君(朝鮮總督府) 折角論議しても本人が居らぬと仕方がないから提出者の出席を待つて論議することにしたら何うです。

○議長(藤原九十郎君) 百番の問題を議題に供します。

(一〇〇) 沈澄池ヲ有セサル水道ニ於テ源水強濁セル場合沈澄薬ヲ使用スルトセハ其方法如何

法如何

附言

源水強濁セル場合濾過水又溜濁ヲ免レヌ此場合非常手段トシテ沈澄薬ヲ使用スル外除濁方法ナキカ如シ、之レヲ使用スルトセハ其方法如何、又沈澄薬追加後其作用充分ナラスシテ濾過セラル、ヲ以テ濾過水ニ異状ヲ呈スルコトナキヤ、又濾過期間ノ短縮ノ程度如何、右ニ對シ御意見承リタシ

提出者 長崎市

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) 之れは問題を出した技術者が出ませぬが私から申し上げます、私の方の水道は沈澱地の關係が流れ込みの爲めに相當に濁濁を加へるのでさう云ふ場合に困つて居る夫れでさう云ふ場合には何う云ふ方法を執つて宜しいかと云ふことを御伺ひしたい。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 貯水池でやるのですか。

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) さうです。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 濾過池までには………

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) 私の方は四つあつて各貯水池毎に大分違つて居る「トンネル」が………

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 一番短いのは………

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) 一番短いのは二百尺位です。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 何の装置もなく直ぐ其處から………

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) 何の装置もない。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 沈澱池の中が濁つたと云ふ事であると絶體絶命ですか。

○議長(藤原九十郎君) 濾過池に行く迄に餘り距離はないですか。

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) ありませぬ、一つは距離があります、濾過池に行く迄短いのは僅か

百間位のものです。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 朝鮮でも昔拵へたものには雨が降ると濁つて困るものがあるが、何うしても沈澱池を拵へて薬品を使用する方法を講ずるより他仕方がないですね。

○議長(藤原九十郎君) 急速濾過池内で硫酸礬土を加へたら宜いでせう。

○十九番鶴田興茂市君(長崎市) 何うも有難う。

○議長(藤原九十郎君) 今日之れまでにして置きます、尙ほ新問題は深山ありませぬが研究問題のことがありますから。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 追加が相當ありますよ。

○議長(藤原九十郎君) 研究問題で色々試験方法の宿題がありますから間にでも聞くやうにしたら宜い、最後にやると云ふことにしませう。

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 生物學的検査をやるかやらぬかと云ふことは大きな問題ですが宿題もありますから暫く休んでやつたら何うですか、何うせ三時迄居らなくてはなりません。

○議長(藤原九十郎君) 明日は休みまして明後日やります、議事は之れで終ります、之から雑談を致しませう。

午後二時十分

昭和三年七月十八日午前九時五十五分開議

三八〇

○議長(藤原九十郎君) 之れから開會致します、本日の會議は十一時十五分迄に切り上げて呉れいと云ふ主催者から話がございますから少し速く進行したいと思ひますから、夫れでは一昨日後廻しになりました問題の十六番から

○百八十八番菊池義道君(福島縣若松市) 若松市は目下工事中でありまするが現在取り入れ口上流半道の所に石膏溶解流入の場合大雨の時に幾分崩壊して源水に混入したのであります、之れが濾過作用及び水質に如何なる影響があるか併せて其水質に影響があるか斯ふ云ふことはチヨイノ、他の市に於きましても御經驗が御ありか否、若し御ありになるとすれば夫れを拜聴致したいと思ひます、尙ほ此點に關しましては若し萬一斯様な例がなかつたと云ふ事なれば夫れだけの事を研究の上御示しありたいと云ふ希望を持つて居ります

○議長(藤原九十郎君) 只今の御尋ねの石膏が入つた爲めに水質の方の硬度でも上りましたか

○百八十八番菊池義道君(福島縣若松市) さう云ふ事の試験はありませぬが若し經驗があれば本席に於て承りたいと思ひます、如何ですか、源水に混入した場合の水質に及ぼす濾過作用と云ふことは二部の方で石膏の溶液があればと云ふ御話もありましたか

○議長(藤原九十郎君) 硬度が高まる位のものですから

○三番佐々木仁君(東京市) 千分の二位硬度が高くなる位のもので特別の影響はありませんまい

○議長(藤原九十郎君) 非常に溶解度が少いものかと思ひます、夫れが其溶解が入ると水質の方は硬度が一寸高まる位で水質にさう影響はなからうと思ひます

○六十四番北川孜君(關東廳) 假りに石膏が溶解すると致しますれば源水の水質試験に依つて硬度が高まるとして、若し濾過した水とすればどうな結果になりますか

○議長(藤原九十郎君) 殆ど源水の硬度と變らぬかと思ひます、井戸の水ですか

○六十四番北川孜君(關東廳) さうです、之れは源水の検査と濾過水の検査をした場合は何うですか

○議長(藤原九十郎君) 一時硬度が一寸低くなりませぬ、濾過した位では變らぬかと思ひます

○六十一番中村貞輔君(關東廳) 私の旅順の水源は地下水を取つて居る夫れは石灰岩の間から出る水だから非常に硬度が高い、夫れは無濾過しても硬度は減りませぬが、或人の説に依ると云ふと動脈硬化病を起すのは之れが原因すると云ふことを専ら言つて居るのですが實際さう云ふことがありませうか、硬度は九度です

○議長(藤原九十郎君) ドイツ硬度で十二度以上を硬水と云ふことに致して居ります、硬水と云ふものは何れだけか人間に影響があるかと云ふ事ははつきり言へぬだらうと思ひます、日本の水道では餘り硬度が低うて困ると云ふ位でありますか

○六十一番中村貞輔君(關東廳) 何度位の硬度が適當ですか

○議長(藤原九十郎君) 五、六度あつても宜いと云ふやうな説があるやうですが普通に川の水などは一度二度位です

○三番佐々木仁君(東京市) 併し工業用水と飲料水とは違ふ、工業用水は成る可く低い方が宜いが飲料水とする水道では五六度位宜いと云ふ話を聞いて居ります

○議長(藤原九十郎君) もう宜しうございますか、夫れでは問題の二十八が残つて居りますが之れは後から三部の方に廻した問題で、大分市

○百九十二番坪根守利君(大分市) 之れは實は此私の方が通水しまして本月の二十五日が滿一ヶ年で十分水質試験に關する設備も出來て居りませぬ、未だ本市は全くの素人であります、昨年十一月頃から本年の二月頃まで濾過池が非常に汚くなりまして殆ど砂替をして三日位経てば幾分か澄んだかと思ふ位で其後一週間も經つ内に全面上から水深約三尺位の所でも藻が生えて來る、尤も夫れ迄

になる経路は分りませぬが、硅藻類が出来たのではないかと云ふ位で種類のこともはつきりしませぬ、實は此問題は會議が丁度五月に開かれると云ふやうな御話で、早く出したので之は硅藻と云ふやうな特別のものとせず一般に藻類の場合として御審議を願ひたいと思ひました夫れで出来ました模様は伏流水の爲めではないか、又氣候の關係がありはしないかと思つて水源の方を調べました水源の方では温度が上の方は静止の状態の中が約五六度も違ふ、外氣が十度で水温が十七、八度勝つて居ると云ふやうな譯で構造が悪いのではないか通風を能くしたら何うかと云ふ考へもある、之れは水を逆流させて一種の環流装置を拵へるなれば水温が大分低くなつて居るから宜いかと思つて其構造を極く簡單に安上りにやつたのであります、其結果水源地内の藻が全く撲滅したのでありますけれども、濾過池の方に藻が出来まして幾分前より遅い事が分つて居るが藻の出来方は矢張り多い、之れは其當時一番出来ました盛んに多い時に、京大の大井博士が見えまして丁度今御話をしたやうなことを述べました所が、斯ふ云ふ事は珍しいと云ふことであります、其原因は何處にあるか分りませぬけれども伏流水の爲めに藻が出来るやうに思ひますが私の方の現在の状態は濾過能力を失ふたと云ふ程ではないのであります、何か之を防ぐ方法があるならば相當の設備をしたいと考へて出しましたのでありますから一つ御伺ひを致します

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 一寸大分市に伺つて置きますが水質試験は始終やつてお出でになりますか、一週間一回位は

○百九十二番坪根守利君(大分市) 月に二回位の程度です

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 其時期は冬です

○百九十二番坪根守利君(大分市) さうです

議長(藤原九十郎君) 何か御参考になる話がありますか

○番外京大教授川村多實二君 今硅藻を藻と御訂正になつたと云ふことで藻の種類が薩張り定まらぬ

のであります、藻と云ふ「バクテリア」に近いものから高等植物に近いものまであり其中には温度が原因になつて繁殖するものもあり、化學的成分によるものもあり、藻の性質を能く詳細に伺ひませぬと何を申上げて宜いか分らぬ、「あをみどろ」のやうなものではありませぬか

○百九十二番坪根守利君(大分市) 少し「あをみどろ」のやうなものもあります

○番外京大教授川村多實二君 色は「グリーン」ですか

○百九十二番坪根守利君(大分市) 夫れが三四日も経てばずつと全面を蔽ふんです

○番外京大教授川村多實二君 小さな池ですと朝一寸小さな藻が現はれたと思ふと夕方には一面に廣がつて金魚が頭を突込んで死ぬやうなものもあります、現況を伺ひませぬと分りませぬ

○百九十二番坪根守利君(大分市) 色々試験もやつて居りますが原因が

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 濾過池の光線の當らぬ所は黒くなつて全面の一寸模様を見れば昆布の形みたやうに見えますか

○番外京大教授川村多實二君 顯微鏡を以て御調べになりましたか

○百九十二番坪根守利君(大分市) 夫れ迄の調べはして居りませぬ

○番外京大教授川村多實二君 藍藻の類ではないかと思ひます、藍藻の類であれば非常に繁殖するもので何れにしても藻の類は日光を必要とするのでありますから豫防としては嚴密に日光を遮ると云ふ事が必要で同化作用で生活して居るから完全に光線を遮つて置けば發育が悪くなる、夫れで日光を防ぐのが一番有力であらうと思ふ、夫れで完全に密閉して置けば十分に藍藻や綠藻類なれば相當の効果はあらうと思ふ、僅の日光でも同化作用をやります、眞暗な暗室で「マッチ」を一本とぼしても同化作用は起りますから、絶滅はしませぬ、唯日光を遮る方法を講じたなれば餘程其繁殖を停止させる事が出来やうと思ふから光線を防ぐやうに密閉でもして置いたら完全の豫防が出来ませぬまでも餘程違ふと思ひます

○百九十二番坪根守利君(大分市) 色々承りまして有難うございました、只此上は更に研究を遂げますことに致しますから此上御指導を願ひます、之れを以て次の問題に御移りを願ひます、厚く御禮を申します

○議長(藤原九十郎君) 新問題の百九番に移ります

○六十四番北川孜君(關東廳) 一昨日御願ひして置きました九十二號九十三號を此際

○議長(藤原九十郎君) 關東廳から提出の問題が残つて居りますので之れを片付けて次に移る事に致しませう、新問題の九十二之れは一昨日も少し御話しがありましたけれども提出者が御出でにならなかつたから今日之れを議題に供します

(九二) 硫酸礬土源液溶解槽ノ耐酸設備ニ就キ良法承リタシ

提出者 關 東 廳

○六十四番北川孜君(關東廳) 私の方の急速濾過池は大正九年に使ひ始めまして、其當時夫れに附屬して居ります硫酸礬土溶液を溶解して居る「タンク」が二つあつて、交互に使ふやうな装置にして居りました其「タンク」は鐵筋「コンクリート」製である、所が其當地方の酸の爲めに浸されると云ふことを豫想して夫れに厚い一部の鉛板を内面に張り詰めました、斯うして今日迄使用して参りました所が其鉛板が十分精密を保つ事が出来ぬ爲めに鉛板と「コンクリート」の間に硫酸礬土溶液が浸入して参りまして夫れに依つて非常に「コンクリート」を浸された模様があります、其模様は段々浸蝕されまして其「コンクリート」が段々下に剝落して鉛板が殆ど五寸位外部に張り出して來たのであります、さうして自然硫酸礬土の爲めに非常な酸化を受けて、手の先で押して見ると殆どボロ／＼になるやうな不完全の物になつて此儘永く使用する事は不可能と云ふことが分りました何とか應急の方法がないであらうかと考へました、既に鉛板が張つてあつて其鉛板がボロ／＼になりましてから一時「ハンダ」を掛けて防ぐ事にして補修策は講じて居りますが之れに付きまして根本改良を加へて

何か耐酸性の材料でずつと造つて永く使へるやうな宜い方法はありませんか、其邊の事を御研究になつた方がありましたら参考の爲めに承りたい、斯う云ふ意味で此問題を提出致しましたのであります、夫れで溶液の平均は大抵四%から五%溶液であります、使ひ始めてから今日まで約六年強になつて居ります、何か簡単な良い方法はないでせうか

○議長(藤原九十郎君) 之れは只今の御説明に依ると鉛板の上には何か塗るのでですか

○六十四番北川孜君(關東廳) 鉛板は取つても宜い、鉛板は後から張つたのです、良い方法があれば取つても宜い其儘でも宜い、要するに根本の「コンクリート」の「タンク」を何か改良すると家屋の構造上困難はありはせぬかと思ひますから成る可く其儘使ひたいのであります、私の方は二つの容器に水を一定量入れて置いて夫れに硫酸礬土を入れて片つ方づつ攪拌機で廻轉する

○八番谷本清君(大阪市) 攪拌機の廻轉数は

○六十四番北川孜君(關東廳) 約一分間七十廻轉御参考までに一つ申し上げますが、茲一ヶ月程前に木の箱を拵へて夫れに硫酸礬土を入れた、何う云ふ結果かと云ふことを試験を始めましたが時日が洩いので結果は申し上げられませぬが之れに付いても要するに鉛板を張つても漏りますのは其内部に取付けた「アスファルト」の中間に溶液が浸入を致しますから依然として其害は免れぬと思ひます

○八番谷本清君(大阪市) 場所は

○六十四番北川孜君(關東廳) 大連です

○二十二番服部宣元君(廣島市) 廣島の鹽素滅菌をやるのは井戸に鐵板の蓋をして

○議長(藤原九十郎君) 之れは此位にして置きまして次の問題九十三番

(九三)

天然ノ地形ヲ利用シ築造シタル水源貯水池ノ水ヲ永ク使用セサル場合水質ニ及ホス影響ニ付經驗セラレタル所アラハ承リタシ

提出者 關 東 廳

○六十四番北川孜君(關東廳) 私の方には天然の地形を利用して築造した貯水池が二つある、一つは五百四十萬噸、一方は千六百萬噸入る貯水池であります、さうして一方の貯水池を使つて一方の貯水池は長く使つたが今では其儘にして置くものがあります、夫れでさう云ふやうな場合に水を循環せしめずに詰り一方の方を休ませて置く、貯水池を其儘永く置けば水質に變化が来るのではないか、或は循環せぬ爲めにもう水が腐敗すると云ふやうな憂ひがありはせぬかと云ふことを心配して居る、貯めた水を其儘にして置いて差支ないなれば其儘にして置きたいが確實のことを承つて其邊を承知したいと思ひまして此問題を提出致しました

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 試験はなさらないのですか

○六十四番北川孜君(關東廳) 試験はやつて居りますが水質には異常はありませんか

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 下は「コンクリート」止ですか

○六十四番北川孜君(關東廳) 天然ですがずつと放つて置くと細菌が殖へると云ふことを間接に聞き

ましたさう云ふやうなことを耳にしまして夫れから心配して幾分づゝでも水を循環させて居つたですさう云ふ風な水質に影響があるなれば、天然の地形で大きな池であります、僅か宛でも取つたら何うか、僅かの循環に止りますが非常に心配がある譯でありますから承りたい

○八番谷本清君(大阪市) 今の貯水池に貯めて居る期間はどの位です

○六十四番北川孜君(關東廳) 大きな方は千六百萬噸も入るので大きな池であります、周圍二里ある大きな池で期間としては無限です、期間は一寸先づ分らぬ、永久的と言つて宜しうございます

○三番佐々木仁君(東京市) 今まで貯水池に藻が生えたやうなことはございませぬか

○六十四番北川孜君(關東廳) ございませぬ

○議長(藤原九十郎君) 普通の場合には細菌も藻も発生します、臭くなるやうな事がございますのが普通でせうか、貴方の方は特別の何かあるか知れませぬが停滞した水の腐ると云ふことは當然の事と

思ひます

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 併しです小さな貯水池が澤山ありますが夫れの底が「コンクリート」などで自然と遮断すると何ですか、天然の地形であると天然の岩石等の關係が自然淨化と云ふこともありませう

○議長(藤原九十郎君) 停滞して居る水と比較すると何うしても溜り水のやうなものは腐る譯であります

○五十五番酒井謙治郎君(朝鮮總督府) 自然のものは割合に腐ることが少いかと思ひます、何か生物上の關係がありはせぬかと思ひます

○十三番森崎長三郎君(神戸市) 之れは貯水池の大きさにも關係があると思ひます、又源水の水質にも依るだらうと思はれるのであります、夫れですから無暗に断定する譯には行きますまいが相當大きな貯水池の水質が悪くなれば假令長く置いて置いてもそんなに化學的の變化は少なからうと思ひます、併し水が溜つて居つて若し水質に影響を及ぼすやうな事があるとすれば夫れは生物學の上から變化ありとすれば幸ひ川村先生が居られますから先生に伺つたら如何でせうか

○議長(藤原九十郎君) 何か御話をして戴くことがありませうか

○番外京大教授川村多實二君 自然更新と云ふこともある、動植物などは自然に放つて置いてさう無限に殖えるものではなからう尤も循環させて置くより止めて置けば或る種類の動植物が非常に多量に其處に繁殖すると云ふことは事實でありますからして、雨水が入つて餘つた水を捨てると云ふやうなことをするとき池の性質に依つて加減する硅藻の多い池で冬の雪水が餘計に入つたりすると底の水を捨てる、藍藻の多い池で夏に水に餘分が生ずる所は表面の水を捨てた方が宜かろうと思ひます、之は一例であります、動物でもさう云ふ關係から降雨期に多量の水を捨てるには成る可く生物の密集して居る水を捨てるのがよい、夫れは當然しなければならぬことであつて、結果も一番

宜いことではなからうかと思ひます、一般的には動かして置くに越したことはないのであります、只表面だけ動かして置ても効果はないと思ひます、例へば硝子の鉢に水を入れて半年でも放つて置くと案外に清浄である、天然では新しい水が加はらなくとも多くの生物が自滅するやうな結果もありますが、それまで待つては大變ですから動かす方が生物的の災害を豫防するやうなことになるかと思ひます

○六十四番北川孜君(關東廳) 池の水を取る方法としましては源水を水道用を取る場合には底に近く取ります、此池の深さが七十五尺あります、夫で水道用水としての細菌試験をやつて居ります、兎に角私の方は雨の少い所で六年になりますけれども雨が少い所であるから色々な試験をする機会が少い若し構造上何とかしなければならぬと云ふことになるかと非常な問題でありますから夫れで此案を提出致しましたのであります、若し循環さへすれば宜いと云ふなれば外の貯水池の水を取るのを止めて交互にでも貯水池の水を取つて循環させるやうにしたら何うかと考へます、若し斷定的に如何なる場合でも停滞して居る水でも自浄作用が行はれるものか夫れが分りますれば宜いものと思ひますから夫れに依つて相當なる方法を取りたいと思ひます、其點だけであります

○議長(藤原九十郎君) 他に何かありませんか——夫れでは之れは議了と致します、九十六番

(九六) 鹽素殺菌ヲ行フ場合細菌ノ復活現象ヲ防止スル目的ヲ以テ給水栓ニ到達スル迄ノ迄接觸時間調節ノ方法ヲ講セラレタル處アラハ其方法效果ニ付承リタシ

提出者 關 東 廳

○六十四番北川孜君(關東廳) 之れは私の方はまだ實際に鹽素滅菌の法を行つて居るんですがございませぬ、將來之れを行ふ爲めに豫備知識を得る爲めに常に此處に御出席の原田四郎さんの御研究に基づき始終研究して居ります、近く之れを實施したいと思ひますので其場合に此廣い市中に給水して水

の使用前に非常に時間を費させる事になる、若し嚴格に復活現象がありとすれば何等かの調節方法を講じなければならぬと思ひますので其方法を伺ひたい爲めに問題を提出致しましたのであります

○議長(藤原九十郎君) 原田さんの御説は

○四十一番原田四郎君(京都市) 松ヶ崎の水源地では常時試験をやつて居りますが實際上の事に就きましては未だ申されませぬ、理論としては復活現象と臭味の驅除と夫れを調節してやれば宜いと思ひます、臭味の驅除は成る可く無くしなければならぬ驅除の方式としては貯水池の前の濾過水に「クロール」を入れ貯水池に於て臭味を驅除しなければ復活現象の豫防も出来ぬかと思ひます、實際の經驗はありませぬ

○六十四番北川孜君(關東廳) 此鹽素殺菌に付いて私の方の水源池ではありませぬが同じ大連水道の内の龍ヶ岡の水源地で鹽素殺菌をやつて居ります、竣工當時やつて見ましたが非常に臭いと云ふ苦情がありました、私が責任を以てやつたのではありませぬ、他の責任者がやつたのであります、さう云ふ事で鹽素殺菌は研究の餘地ありと思つて私は私としては研究して居りますが其市中の中間に鹽素供給器を二三ヶ所設けまして大體の時間も夫れに依つて調節することにしたら何うか斯ふ云ふ方法は如何でせうか、若し距離が非常に永い間なれば鹽素殺菌の何を各所に設けて其處から供給する方法を取つたら接觸時間の調節が取れるやうに思ひますが

○二十二番服部宣元君(廣島市) 私の方も未だ此復活現象がありや否やは具體的に研究はして居りませぬが、日々の試験成績に依ると理論上復活現象ありと思ひますが比較的之れを定めるのは困難であります、夫れで具體的研究は續けて居りませぬが、給水栓の途中に穴を明けて鹽素を入れると云ふことは障害こそあつても利益は無からう、何故かと云ふと私の經驗に依ると配水池には餘程まだ「クロール」の臭ひがありまして或所まで行くと「クロール」臭が無くなる、夫れは○二一、○一八位の程度でやつて居りますがさう云ふやうな譯でありますから途中に於て「クロール」を入れる